官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針（国土交通五五五）　一
〔その他告示〕
○特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部休止について（特許庁四）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（同五）　四
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（同六）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
犯罪被害者等基本計画の変更について（国家公安委員会）　三
キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　三
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（同）　三
基本測量関係事項公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　四
破産、免責、再生関係
特殊法人等　四
国立大学法人九州大学参加者事前確認公募、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、企業年金基金解散、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達、企業年金基金清算人就任関係　七
地方公共団体　七
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他　七
会社決算公告　八

法規的告示

○国土交通省告示第五百五十五号

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第一項の規定に基づき、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条の規定並びに法第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）に関し、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する法第十八条の規定に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。以下同じ。）及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な事項とともに、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二　均等待遇に関する事項（法第四条）

一　差別的な取扱いの禁止

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、無料船員職業紹介事業者及び求人者、船員の募集を行う者及び船員募集情報提供事業を行う者並びに無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、それぞれ、求職者、募集に応じた船員又は供給される船員が法第百条第一項の規定に基づく国土交通大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

二　募集に関する男女の均等な機会の確保

無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者及び無料船員労務供給事業者が、それぞれ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条の規定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して船員職業紹介を行い、同条の規定に違反する内容の船員の募集に関する情報の提供を行い、又は同条の規定に違反する内容の募集に対して船員を供給することは、法第四条の趣旨に反するものであること。

第三　労働条件等の明示に関する事項（法第十六条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。））

一　無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）による労働条件等の明示

㈠　無料船員職業紹介事業者等は、法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する法第十六条第一項の規定に基づき、それぞれ、求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員（以下「求職者等」という。）に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽の又は誇大な内容としないこと。

ロ　賃金に関しては、基本給、定額的に支払われる手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働及び休日労働に対する割増手当を定額で支払うこととする雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下同じ。）を締結する場合は、当該契約の名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働及び休日労働に対して定額で支払われる割増手当（以下この口及び第四の二の㈢において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この口において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働及び休日労働分についての割増手当を追加で支払うこと等を明示すること。

ハ　労働時間に関しては、基準労働期間、所定労働時間を超える労働、休息時間、休日等について明示すること。

ニ　期間の定めのある雇入契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後に従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

㈡　無料船員職業紹介事業者等は、㈠により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ　原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、㈠ロ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ　従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

㈢　無料船員職業紹介事業者等は、㈠により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ　従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ　明示する従事すべき業務の内容等が雇入契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した従事すべき業務の内容等と異なることとなった場合には、当該明示をした求職者等に速やかに知らせること。

二　求人者等による労働条件等の変更等に係る明示

㈠　求人者、船員の募集を行う者（法第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。）及び船員労務供給を受けようとする者（以下「求人者等」という。）は、法第十六条第二項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。㈡において同じ。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員（㈢及び㈣において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、これらの者に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（㈢において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

㈡　法第十六条第二項の規定に基づく明示について、一の㈡ロにより、従事すべき業務の内容等の一部（以下この㈡において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

㈢　求人者等は、㈠の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、イの方法によることが望ましいが、ロ等の方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条第一項の規定に基づき交付する書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部を削除する場合にあっては、削除する前の従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

㈣　求人者等は、締結しようとする雇入契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、紹介求職者等が当該雇入契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに㈠の明示を行うこと。また、㈠の明示を受けた紹介求職者等から、第一項明示を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

㈤　第一項明示は、そのまま雇入契約の内容となることが期待されているものであること。また、安易に第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

㈥　学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この㈥において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一の㈡ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとした従事すべき業務の内容等の一部を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）及び㈠の明示が書面により行われるべきであること。

㈦　法第十六条第一項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、㈠の明示を行ったとしても、同項（法第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

㈧　求人者等は、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証するとともに、修正等を行うべきであること。

第四　求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する法第十八条）

一　提供する求人等に関する情報の内容

無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者及び無料船員労務供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第四条第三項各号に掲げる事項並びに第三の一の㈠ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

二　誤解を生じさせる表示の禁止

無料船員職業紹介事業者並びに船員の募集を行う者及び船員募集情報提供事業を行う者並びに無料船員労務供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、それぞれ、求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

㈠　関係会社を有する者が船員の募集を行う場合、船員を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう情報を表示しなければならないこと。

㈡　船員の募集と請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう情報を表示しなければならないこと。

㈢　賃金等（基本給、定額的に支払われる手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下この㈢において同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

㈣　職務について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三　船員の募集を行う者による船員の募集等に関する情報の提供

船員の募集を行う者は、法第四十八条において準用する法第十八条第二項の規定により船員の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠　船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

㈡　船員募集情報提供事業を行う者に船員の募集に関する情報を提供して船員の募集を行っている場合において、当該船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正を当該者に依頼すること。

㈢　㈡の場合において、船員募集情報提供事業を行う者から、船員の募集に関する情報の内容の訂正の有無の確認があったときは、速やかに対応すること。

㈣　船員の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

四　求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

無料船員職業紹介事業者及び無料船員労務供給事業者は、船員職業安定法施行規則第五条第三項各号に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。また、船員募集情報提供事業を行う者は、同令第二十一条の二第二項各号に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

五　地方運輸局（運輸監理部を含む。以下この五において同じ。）の求人情報の転載

地方運輸局が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容に保つこと。

第五　求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第十九条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。））

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、法第十九条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、求職者等の個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について適切に対処すること。ただし、二の㈢及び㈣に掲げる事項については、無料船員職業紹介事業者及び無料船員労務供給事業者に限ること。

一　個人情報の収集、保管及び使用

㈠　法第十九条第一項（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（以下この一及び二において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定することができる程度に具体的に明示すること。

㈡　業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集すること。また、特別な業務上の必要性が存在する場合その他業務の目的の達成に必要不可欠である場合であって、当該業務の目的を示し、本人の同意を得て収集するときを除き、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

㈢　個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、若しくは本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

㈣　個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

㈤　法第十九条第一項ただし書（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）又は㈡から㈣までに規定する求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給の条件としないこと。

ハ　求職者等本人が、自由な意思に基づき、明確に表示した同意を得なければならないこと。

二　個人情報の適正な管理

㈠　保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

㈡　求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

㈢　次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等、教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。㈣において同じ。）に関する事項

㈣　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

㈣　本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律第二条第十一項に規定する行政機関等又は同法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、それぞれ同法第五章第二節から第四節まで又は同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

附　則

この告示は、令和八年五月十三日から施行する。

その他告示

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成11年法律第30号）第39条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部を休止する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日

特許庁長官　河西　康之

一　登録番号　第十一号

二　特定登録調査機関の名称　株式会社ＡＩＲＩ

三　業務休止期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四　先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ＡＩＲＩ　本社

東京都港区高輪１丁目３番13号

五　休止しようとする先行技術調査業務の区分　十二（運輸）、十三（一般機械）、十五（搬送）、十六（繊維包装機械）、二十（無機化学）、二十三（電子デバイス）、二十四（生命工学・医療・食品）、二十七（樹脂・樹脂成形）、二十八（高分子）、三十（有機化合物）、三十三（情報処理）、三十七（映像システム）、三十八（画像処理）

○特許庁告示第五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成11年法律第30号）第39条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第６号 第15号 第23号 第25号 第36号 第42号 第46号 第56号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪１丁目３番13号 （横浜支所） 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１ （京都支所） 京都府京都市中央区車屋町通御池下ル梅屋町358番地 （大阪支所） 大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番22号 （名古屋支所） 愛知県名古屋市中村区並木二丁目182番地 （つくば支所） 茨城県つくば市東新井３番地４

○特許庁告示第六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成11年法律第30号）第39条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	特定登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第11号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪１丁目３番13号

官庁報告

官庁事項

犯罪被害者等基本計画の変更について

政府は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第８条第１項の規定に基づき、犯罪被害者等基本計画（令和３年３月30日閣議決定）の全部を変更することを、去る令和８年３月17日に閣議決定した。

以下、その全文を同法第８条第５項の規定により準用される同条第４項の規定に基づき、公表する。

令和８年４月13日

内閣総理大臣　高市　早苗

第５次犯罪被害者等基本計画

はじめに

我が国の犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）は、平成16年12月の犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の制定により新たな一歩を踏み出した。

基本法の制定以前にも、昭和55年に制定された犯罪被害者等給付金支給法（昭和55年法律第36号。現在の法律名は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）である。）による犯罪被害給付制度、平成８年に制定された被害者対策要綱に基づく警察における総合的な被害者対策、平成11年から検察庁で実施されている被害者等通知制度、平成12年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法による刑事手続における犯罪被害者の保護等、各省庁において、それぞれ、犯罪被害者等施策が進められ、一定の成果を上げてきた。しかしながら、これらの取組は政府全体としての取組ではなく、社会の理解も十分とは言い難かった。

そのような中、「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」として、「犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため」（基本法前文）、基本法は制定された。

基本法の制定以後は、基本法に基づき、犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定。以下「第１次基本計画」という。）、「第２次犯罪被害者等基本計画」（平成23年３月25日閣議決定）、「第３次犯罪被害者等基本計画」（平成28年４月１日閣議決定）及び「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月30日閣議決定。以下「第４次基本計画」という。）が策定され、これらの計画の下で、政府全体として犯罪被害者等施策を講じてきた。

第４次基本計画の計画期間中には、例えば、犯罪被害者等給付金の引上げ、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、捜査段階から判決後の段階に至るまで一貫した犯罪被害者等の個人特定事項の保護を可能とする刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正、犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の仕組みの制度化等がなされたほか、地方公共団体においても、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が全ての都道府県で制定されるに至った。

また、令和５年６月には、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定。以下「令和５年推進会議決定」という。）が決定された。令和５年推進会議決定においては、国における司令塔機能の強化を図ることとされ、同年10月からは、国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった。さらに、地方における途切れない支援の提供体制の強化を図ることとされ、ワンストップサービスの実現に向けた取組が開始された。このように、国と地方において、施策の立案と支援の提供の両面を統一的に推進する体制が整えられつつある。

今般、第４次基本計画の計画期間が令和８年３月末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会の実現を目指し、以上に述べたこれまでの取組を踏まえ、犯罪被害者等施策をより一層推進すべく、本計画を策定することとする。

Ⅰ　第５次基本計画の策定方針及び計画期間

１　第５次基本計画の策定方針

「第５次犯罪被害者等基本計画」（以下「第５次基本計画」という。）の策定に当たっては、令和６年７月から同年８月まで、犯罪被害者等やその支援に携わる者をはじめ、広く国民から第４次基本計画の見直しに関する意見・要望を募集するとともに、犯罪被害者団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から個別に意見・要望を聴取したところ、95名・60団体から合計で約400項目の意見・要望が寄せられた。そして、当該意見・要望を踏まえ、第５次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第４次基本計画に盛り込まれている施策の一層の充実も含め、第５次基本計画に盛り込むべき施策について議論を重ねた。

なお、第５次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法第２条第２項に規定する定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

２　計画期間

第５次基本計画に盛り込まれた施策については、その進捗状況、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間で適切に見直しを行う必要があることから、計画期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年とする。

Ⅱ　基本方針

第５次基本計画においても、第１次基本計画から第４次基本計画までと同様、基本法第３条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、次の４つの基本方針を定めることとする。

〔４つの基本方針〕

①　尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第３条第１項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え実施されなければならない。

②　個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第３条第２項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがあるこども等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③　途切れることなく行われること

基本法第３条第３項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④　国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第６条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

Ⅲ　重点課題及び具体的施策

重点課題第１　損害回復・経済的支援等への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場となった、加害者から逃れる必要があるなどの理由から住居を移す必要が生じることがあるほか、犯罪等による被害そのものによる影響、当該影響等についての雇用主の無理解、それらに起因する職場での孤立感等の理由から雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により生じた被害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）ものの、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないといった指摘や、加害者への賠償の請求等に当たって心理面を含む様々な負担もあるとの指摘が、犯罪被害者等からなされている。また、犯罪被害者等は、再び平穏な生活を営む（基本法第３条第３項）ために、金銭も含めた様々な早期の支援等が必要な状況にある。

上記のような状況に対しては、犯罪被害給付制度が創設され、基本法の成立後の４次にわたる犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）等に基づき、同制度の拡充、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）による法的支援の充実、刑の執行段階等と保護観察における犯罪被害者等への謝罪や被害弁償を履行するための加害者に対する指導等、様々な施策が講じられてきたが、犯罪被害者等からは、今なお困難な状況が解消されていないことやその解消のために講じるべき施策について、様々な要望・意見が寄せられている。

このような中、第５次基本計画における取組を検討するに当たり、第１次基本計画以降の施策の考え方を振り返ると、次の２つのアプローチにより施策が講じられてきたところである。

１つ目は、犯罪等により生じた損害について第一義的責任を負うのは加害者であることから、まずは、犯罪被害者等が民事上の損害賠償請求等を行うに当たっての負担を軽減するとともに、加害者に対して、損害賠償の履行を促していくことである。犯罪被害者等に対する支援への国民の理解を得る上でも、第一義的責任を負う加害者による賠償をいかに履行させるかという点を考えることは重要となる。

２つ目は、再び平穏な生活を営んでいく上で犯罪被害者等が直面する様々な困難を解消していくため、国による犯罪被害者等給付金や地方公共団体による見舞金等の支給や各種費用の公費負担等の犯罪被害者等のための支援制度のほか、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社会保障等の制度を活用していくことである。第一義的責任を負うのは加害者とはいえ、資力の乏しい加害者が多いこと、そもそも加害者が検挙されない場合もあること等の現状を踏まえると、被害回復のためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない[1]。

損害回復・経済的支援等に関する犯罪被害者等のニーズは、個々の生活の状況等に応じて多岐にわたる中、第１次基本計画の策定から第４次基本計画までの約20年にわたる施策は、これら損害回復及び経済的支援の両面からアプローチを行い、犯罪被害者等のニーズを的確に把握・分析し、これに対応し得るよう、既存の制度の運用を強化するとともに、新たな制度についても検討を重ね、その導入及び見直しを進めてきた。

第５次基本計画においても同様の取組を進めるとともに、これまで講じられてきた施策や犯罪被害者等が利活用可能な様々な制度等があることを踏まえて、改めて、損害回復や経済的支援等の観点から犯罪被害者等が置かれた状況や支援についての実態を把握し、各施策を体系立てていく必要がある。

また、こうした取組を積み重ねることにより、犯罪被害者等から要望のある制度等について、その必要性や射程がより明確になる。これまでも議論が重ねられてきたいわゆる「立替払」等の容易に解決し難い制度的な課題に対しても、前記の２つのアプローチによる施策を講じつつ、その状況や過去の議論によって明らかとなった課題を踏まえながら、今後も検討を続けていく。

2　具体的施策の方向性

(1)　犯罪被害者等の損害回復

ア　犯罪被害者等の負担軽減

(ｱ)　弁護士等による法的支援

犯罪被害者等が、加害者に対して損害賠償を請求するには、裁判手続の追行等を行わなければならないが、法的知見が必要となるほか、経済的・心理的・手続的負担がある。そのため、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや損害賠償の請求についての援助等を行うことが求められている。

この点、法テラスにおいては、法制度や適切な相談窓口に関する情報の提供を行ってきたほか、民事法律扶助として、犯罪被害者等を含む経済的に余裕のない方に対し、弁護士等による無料法律相談や、民事裁判等手続に必要な弁護士費用等の立替え等の援助を行ってきた。これらの取組に加え、令和８年からは、犯罪被害者等支援弁護士制度が開始され、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられることとなった。この新たな制度を円滑に運用することを含め、引き続き、法テラスによる法的支援を適切に行う。

(ｲ)　損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等

損害賠償の履行確保のためには、債務名義を取得する必要がある。この点、簡便な債務名義の取得の方法として、平成12年には刑事和解制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条）が、平成20年には刑事手続の成果を利用した損害賠償命令制度（同法第24条）が、それぞれ施行された。

また、債務名義を取得するだけで、実際の損害賠償につながるわけではない。この点、加害者を含めた債務者の財産を調査する方法として、令和元年の民事執行法（昭和54年法律第４号）及び民法（明治29年法律第89号）の改正（令和２年４月１日施行）により、民事執行法に関しては債務者以外の第三者からの情報取得手続（民事執行法第205条から第207条まで）が新設されるとともに、財産開示手続が見直され（民事執行法第197条及び第213条）、民法に関しては財産開示手続に加えて第三者からの情報取得手続についても時効の完成猶予及び更新の効果が与えられることとなった（民法第148条第１項第４号及び第２項）。

このように、損害賠償の履行確保のための諸制度は着実に整備が重ねられてきており、これは犯罪被害者等の損害賠償の履行確保にも資するものである。そこで、まずは、支援を必要とする犯罪被害者等がこれらの制度を利用できるよう、制度に関する情報提供を充実させていく。

その上で、犯罪被害者等からは、犯罪被害を原因とする損害賠償請求権についても、養育費と同様[2]に、履行確保に向けて実体法・手続法上の特別な取扱いを求める要望があり、また、債権の時効期間の延長・廃止についての要望も寄せられていることを踏まえつつ、具体的施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

さらに、犯罪被害給付制度において、国はその給付額の限度において犯罪被害者等が有する損害賠償請求権を取得することとされている（犯給法第８条第２項）。この点、国がその債権管理を適切に行うことはもとより、可能な限り、犯罪被害者等にも配慮した取組を行うことが、結果として犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

加えて、交通事故[3]における保険金の支払は、損害賠償の支払と同様の機能を有するところ、引き続き、その支払の適正化等を図る。

イ　加害者による損害賠償の履行の促進

被害について第一義的責任を負う加害者において、自発的にその責任を履行していくことが求められる。

この点、下記(ｱ)及び(ｲ)のとおり、刑事施設等及び保護観察所において、加害者からの履行の促進に資するプログラムが実施されていることに加え、これに資する制度が整備されてきている。その中には、新しく整備されたものも多いことから、まずは、これらの取組等を着実に実施していくとともに、刑の執行段階等及び保護観察における加害者による損害賠償の履行の状況や課題についても把握していく。

あわせて、刑事施設等の職員は、加害者への指導等の場面を通じて犯罪被害者等の被害回復に向けた重要な役割を担っていることを常に念頭に置きながら、これらの取組等を適切に実施する必要がある。

(ｱ)　刑事施設等における履行促進に資する取組等

刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第103条第２項に基づく特別改善指導の１つとして、必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けており、具体的には、本科プログラムの項目として「謝罪及び被害弁償についての責任の自覚」及び「具体的な謝罪及び被害弁償の方法」を定めるとともに、継続プログラムの目標として加害者に「謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる」ことを定めている。

少年院においても、少年院法（平成26年法律第58号）第24条第２項に基づく特定生活指導の１つとして、犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者及びその家族又は遺族の心情を理解しようとする意識が低い在院者に対して、犯罪被害者等の現状や心情を認識するとともに、犯罪被害者等に対する謝罪の気持ちを持ち、誠意を持って対応していくこと等を目的とした「被害者の視点を取り入れた教育」が行われている。

また、令和４年の刑事収容施設法及び少年院法の改正（令和５年12月１日施行）において、犯罪被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備され、心情等の聴取・伝達制度が設けられた（刑事収容施設法第85条第３項及び第103条第４項、少年院法第23条の２第２項及び第24条第５項）。

さらに、刑事施設では、受刑者が作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知がなされている。

⑷　保護観察所における履行促進に資する取組等

保護観察所においては、第１次基本計画を受け、平成19年から、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対して「しょく罪指導プログラム」を実施している。令和４年には、同プログラムを改訂し、その内容を充実させるとともに、実施対象を拡大して実施しており、犯罪被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させるなどしている。

また、令和４年の更生保護法（平成19年法律第88号）の改正（令和５年12月１日施行）により、同法の規定によりとる措置は、犯罪被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされた（同法第３条）。

その具体的な措置についても、令和４年の同法の改正により、従前可能であった犯罪被害者等の心情等を保護観察対象者に伝達する場合に限らず、社会内で行う処遇に生かすため当該心情等を聴取する仕組みが設けられたほか（同法第65条第１項）、保護観察対象者に対する指導監督の方法として、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが加えられるとともに（同法第57条第１項第５号）、被害を回復し又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提出することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられた（同法第50条第１項第２号ハ）。

⑵　犯罪被害者等への経済的支援等

前記⑴のアプローチによる犯罪被害者等の損害回復には、なお課題が存在している現状に照らせば、経済的支援等の充実を図ることも重要である。この点、金銭給付による支援として、犯罪被害者等給付金による給付があるほか、治療費等の公費負担や社会保障による公的給付等、犯罪被害者等のニーズに応じた個別的給付も犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

また、基本法は、住宅や雇用の観点からも犯罪被害者等に対する支援を求めており、これらは直接的な経済的支援ではないが、間接的に犯罪被害者等の生活基盤を支えるという意味において経済的支援となる。

ア　経済的負担の軽減

⑺　犯罪被害給付制度等

国が主体となる経済的支援制度については、直接給付の制度として犯罪被害給付制度がある。この制度は、被害の早期軽減・支援を目的（犯給法第１条）に、重大な犯罪被害を負った犯罪被害者等に対して一般財源から一時金を支給するものである。その給付要件については、他の公的給付等との均衡も考慮しながら、累次の改正により拡充がなされてきた上、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」[4]の提言を踏まえた制度改正により、給付水準が抜本的に強化された。その結果、他の公的給付制度と同水準の給付が可能になっている[5]。

一方で、犯罪被害者等からは、かねてより、前記第１の根底にあるニーズを埋め合わせるだけの抜本的な給付はなし得ないのか、あるいは、他の公的給付等との均衡を超えた給付はなし得ないのかという趣旨の要望があるが、これらについては、加害者に第一義的責任がある中での国の役割、他の公的給付等との均衡やその財源等に関わる容易に解決し難い検討課題が残っており、複数の有識者会議等を経たが、現状、一致した結論を得るに至っていない。

これとは別に、犯罪被害者等からは、犯罪被害給付制度に関し、①重傷病給付金について金銭による事後給付ではなく、病院の窓口負担がない形での給付とすること、②性犯罪被害者に関する給付を充実させること、③離婚後の父母が第１順位遺族となる場合の受給者の順位を見直すこと、④重傷病給付金の支給要件を拡大すること、⑤重傷病給付金の支給期間を延長することといった、個別の要望がある。これら要望の背景にある犯罪被害者等のニーズに向き合い、その負担が少しでも軽減されることを目指して、具体的施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

このほか、平成28年に議員立法（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号））により成立した国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、在外公館（大使館、総領事館等）等において制度の対象者へ説明を行うほか、支給額の引上げの要望に対しては、犯罪被害給付制度とは質的に異なる面もあるところ、今後の議論に資するべく、諸外国における類似制度の調査を行う。

⑷　地方公共団体等による各種支援制度

地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、現時点で全ての地方公共団体で導入されてはいないものの、直接給付の制度として見舞金等の制度がある。

ほかにも、医療費（特に性犯罪に係るもの）、カウンセリング費用、司法解剖後の遺体搬送費等に関し、各都道府県警察等が公費負担制度を運用している。

このような地方公共団体等が主体の取組についても、制度の内容等を調査しつつ、地方の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努力を行う。

⑼　既存の社会保障等の制度

犯罪被害者等に特化した制度以外にも、生活困窮者への支援、子育て支援等、様々な切り口で、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず、条件を満たせば利用できる社会保障等の制度があることから、条件を満たす犯罪被害者等がこれらを利用できるよう施策を講じる。特に、医療・生活・教育・納税の各分野について犯罪被害者等に配慮した制度運用の在り方が各制度所管省庁から既に示されており、適切に制度運用を行っていくことが、引き続き重要である。

イ　居住の安定

犯罪被害者等は、自宅やその近隣が被害現場となること等により、従前の住居に居住することが困難となった場合、それ自体が犯罪の被害として損害賠償の対象ともなり得るほか、一時避難場所の借上げやハウスクリーニングの費用を公費により負担するなどの経済的支援があるが、基本法は、金銭給付以外の支援として、居住の安定のために必要な施策を講ずることとしている（基本法第16条）。

とりわけ、公営住宅の優先入居等や、性暴力被害者等に対する自立支援について、具体的施策に掲げたとおり、犯罪被害者等の個別のニーズに応じつつ、地方公共団体において行われている各種住宅支援に係る人的・物的資源を最大限活用し、犯罪被害者等に寄り添った対応を行う。

ウ　雇用の安定

犯罪被害者等は、捜査機関からの出頭要請、裁判傍聴、証人出廷、刑事訴訟法上の被害者参加等のほか、行政窓口や民間等における各種手続等のため、自身の仕事に支障が生じるだけでなく、心身の不調等により就労を継続することができなくなるなど、雇用に関する様々な不利益を被る場合がある。これらの不利益に関し、基本法は、金銭給付以外の支援として、雇用の安定のために必要な施策を講ずることとしている（基本法第17条）。

雇用の安定に係る施策としては、事業主等の理解を増進するための取組や、個別労働紛争解決制度の周知等が行われているが、犯罪被害者等からは、とりわけ、休暇取得についての強い要望がある。

この点、民間企業においては、各企業の就業規則において休暇制度が定められているところ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、令和６年度における認知率は9.6パーセント、導入率は0.9パーセント[6]にとどまっており、更なる周知と導入促進が必要である。

一方で、犯罪被害者等が休暇を必要とするニーズは、心身の不調からの回復、捜査機関への協力、裁判への関与、行政窓口での各種手続等といったように、多様であることから、具体的施策に掲げたとおり、まずはそのニーズを十分に把握した上で、実効的な取組・制度を検討・実施する。

また、民間企業における犯罪被害者等のための休暇制度の導入を促進していくためには、国の行政機関における取組も重要となる。国家公務員の休暇制度については、常勤職員の休暇の種類のうち、犯罪被害者等のニーズに関係し得るものとして、病気休暇及び特別休暇（官公署出頭）が挙げられる。特別休暇（官公署出頭）については、証人出廷が必要とされた場合（刑事訴訟法第143条等）や捜査機関からの出頭要請の場合（同法第223条第１項）に利用することができるものの、刑事訴訟法上の被害者参加（同法第316条の33）を行った場合等については検討が必要となる。

第２　具体的施策

［１・２共通］　損害回復・経済的支援等への取組に関する実態把握の実施

関係府省庁が連携し、犯罪被害者等のニーズに立脚した施策の企画・立案を行うため、過去４次にわたる基本計画等に基づき講じられた損害回復・経済的支援等への取組について、犯罪被害者等の利用状況等に関する実態把握を行う。【警察庁、関係府省庁】（１－１）

１　犯罪被害者等の損害回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等の負担軽減に関する施策

ア　民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の活用による負担軽減

法テラスにおいて、民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度を的確に運用することにより、犯罪被害者等の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】（１－２）

イ　損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

㋐　損害賠償命令制度を含む損害賠償請求制度といった犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続等、犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度の存在が広く犯罪被害者等に周知されるよう取組を進める。【警察庁、法務省】（１－３）

㋑　平成29年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担が軽減されたこと及び令和元年の民事執行法改正により金融機関等の第三者からの債務者財産の情報取得手続が新設されたことで、債務者財産の開示制度の実効性が向上したことについて、冊子・パンフレット等により周知する。【法務省】（１－４）

ウ　刑事和解等の制度の周知徹底

刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について、引き続き適正な運用に向け周知徹底を図る。【法務省】（１－５）

エ　犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権に関し、法令にのっとった管理を行う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に即して不断に検討し、実施する。【警察庁】（１－６）

オ　保険金支払の適正化等

㋐　一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】（１－７）

㋑　犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年８月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。また、保険金の支払対象となり得る犯罪被害者等が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げ掛けられること等による二次的被害が生じないよう、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。【金融庁】（１－８）

㋒　公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】（１－９）

㋓　ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を塡補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】（１―10）

カ　被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等

犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、警察において被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。【警察庁、金融庁】（１―11）

キ　暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪による被害の回復に向け、犯罪被害者等に対する助言や交渉場所等の提供等の援助、損害賠償訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等が適切に実施されるよう、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携強化を含め、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―12）

⑵　加害者による損害賠償の履行の促進に関する施策

ア　矯正処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

受刑者の被害弁償の履行状況等について調査を行い、実態を把握した上で、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、個々の犯罪被害者等から聴取した心情等を受刑者に理解させるとともに、履行に当たっての実際上の課題が明らかとなった受刑者に対し、実情に沿った助言や指導を実施するとともに、賠償計画の作成を含め損害賠償の履行の促進に向けた働き掛けに努める。また、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知するとともに、より効果的な働き掛けの方法について検討する。【法務省】（１―13）

イ　保護観察処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

事案に応じ、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し適切に指導を行う。それに加えて、被害弁償の履行状況等について調査を行った上で、履行に当たっての実際上の課題を明らかにし、保護観察中だけでなく、保護観察終了後も見据えた継続的な被害弁償の履行に向け、実情に沿った助言及び指導の実施に努める。【法務省】（１―14）

ウ　犯罪被害者等への損害賠償の状況についての調査の実施

関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態を把握するため、その適切な調査方法、調査項目等を検討した上で、当該調査を実施する。【警察庁】（１―15）

エ　加害者の損害賠償責任の実現に向けた民事法制の調査等

犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行確保の観点から、まずは令和元年の民事執行法等改正及び令和６年の民法等改正により導入された第三者からの情報取得手続や養育費のワンストップ化等を含む新たな執行手続の運用状況を注視する。また、警察庁をはじめとする関係府省庁に対して必要な協力を行うとともに、諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面について、調査を実施する。【法務省】（１―16）

２　犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

⑴　経済的負担の軽減に関する施策

ア　犯罪被害給付制度の改善等

㋐　犯罪被害給付制度の運用について、例えば、親族間犯罪が一律に不支給となるわけではないことや、精神疾患の場合の重傷病給付金の支給要件が３日以上の入院ではなく３日以上の就労不能であることを周知すべきとの要望を踏まえ、これらの要望を踏まえた制度運用上の留意事項について、改めて、都道府県警察に対し指示をする。また、関係省庁やその他の関係機関・団体の協力を得つつ、都道府県公安委員会による裁定のための調査の円滑な実施を促進する。【警察庁】（１―17）

㋑　令和５年推進会議決定や被害直後の一時的な経済的負担の緩和を求める要望を踏まえ、犯罪被害者等給付金について、全ての事案における仮給付の検討や複数回の仮給付の検討等、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度の積極的な活用を図る。【警察庁】（１―18）

㋒　犯罪被害給付制度について、遺族給付金の受給権者の順位の見直し、重傷病給付金の給付要件の緩和等に係る要望が寄せられていることを踏まえ、遺族給付金の支給状況や近時の医療の実態把握を行い、必要に応じ、給付要件の見直しを行う。【警察庁】（１―19）

イ　都道府県警察における医療費等の公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されている、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費並びに身体犯被害者の初診料等の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備・活用の状況に関する調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―20）

ウ　都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されているカウンセリング費用の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備・活用の状況に関する調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―21）

エ　都道府県警察における司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されている、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準の、かつ、遺族の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備・活用の状況に関する調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―22）

オ　海上保安庁における司法解剖後の遺体搬送等の公費負担制度の充実した運用

司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送について、遺族に対して制度を十分に説明した上で、遺族からの要望に応じて適切に対応する。【海上保安庁】（１―23）

カ　都道府県等における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター利用者の医療費等の公費負担

都道府県等における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者が、その置かれた状況に対応して、医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度を含め、必要な支援を受けることができるよう、各都道府県等における支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府】（１―24）

キ　地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入促進・充実等に向けた取組

犯罪被害者等が一層充実した支援を受けられるよう、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度（対象が犯罪被害者等のみに限定されていないが、犯罪被害者等が利用できることが明記されている制度を含む。）の導入・充実強化の検討を促すため、犯罪被害者等が受ける影響等に係る調査・研究（施策番号４―105）の結果等、犯罪被害者等のニーズの実態も踏まえつつ、より詳細かつ実効的な情報提供を推進する。また、犯罪被害者等が迅速に情報へアクセスすることができるよう、制度の導入状況及び利用状況を把握し、犯罪被害者白書や犯罪被害者等施策に関するポータルサイト等を通じた情報提供を推進する。【警察庁】（１―25）

ク　犯罪被害者等も利用可能な社会保障等の制度の活用促進

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を解消するため、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用可能な社会保障等の制度を十分に活用するための施策を講じる。【警察庁】（１―26）

ケ　医療・生活・教育・納税の各分野における犯罪被害者等に配慮した制度運用

㋐　医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障等の制度に関し、犯罪被害者等の配慮に係る制度運用のために関係機関・団体に発出された通知について、当該関係機関・団体、犯罪被害者等、犯罪被害者等を支援する者等が検索・閲覧しやすいように犯罪被害者等施策に関するポータルサイトに一括して掲載する。【警察庁、関係府省庁】（１―27）

㋑　犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は一般の保険事故と同様に医療保険の対象とされていること等について、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―28）

㋒　犯罪被害者等についても、医療保険料及び一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であることについて、具体的運用も含めて関係機関・団体に対し再周知するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―29）

㋓　生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために充てられる費用を収入として認定しないなどの取扱いについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―30）

㋔　遺族年金・障害年金の受給及び国民年金保険料の申請免除に関し、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることについて、関係機関・団体に引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―31）

㋕　児童扶養手当に関し、犯罪被害者等も同手当を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【こども家庭庁】（１―32）

㋖　特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び自立支援給付に関し、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―33）

㈣　失業等給付に関し、犯罪被害等に遭った場合の疾病又は負傷の取扱いや離職理由の判断における適切な取扱い等について、公共職業安定所に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―34）

㈤　介護保険料の減免又は徴収猶予及び利用者負担額の減免に関し、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１―35）

㈥　犯罪被害等による場合を含め家計が急変した場合にあっては、義務教育段階の就学援助制度、高等学校段階の高等学校等就学支援制度及び高校生等奨学給付金制度、高等教育段階の修学支援新制度等を利用し得ること等について、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、関係機関・団体内における周知が不十分な事例を把握した場合には改善のための取組を促すなど、必要な対応を行う。【文部科学省】（１―36）

㈦　犯罪被害者等がその置かれている状況その他の事情に応じ、国税の減免等に係る各種制度を利用できるよう、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署の職員が相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際に是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた国税に関する各種制度をパンフレット等を活用して丁寧かつ適切に相談に応じる。【国税庁】（１―37）

㈧　地方団体に対し、各地方団体の窓口において、納税者等から、申告・納付期限の延長や納税緩和措置等、地方税に関する相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際に是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切に対応するよう要請するなど、引き続き、犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について、機会を利用して周知に努めていく。【総務省】（１―38）

コ　預保納付金の活用による奨学金事業の実施

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金[7]により、引き続き、犯罪被害者等のこどもへの奨学金事業を実施する。【警察庁、金融庁、財務省】（１―39）

サ　海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導する。また、同制度を周知するとともに、個々の実情に応じて、在外公館等において同制度について説明する。【警察庁、外務省】（１―40）

シ　諸外国における犯罪被害者等施策の調査による一層の充実

犯罪被害者等の損害回復・経済的支援の充実に係る要望や、これに関する様々な意見があることを踏まえ、関係府省庁の協力を得て、北欧を含む欧米諸国等の犯罪被害者等施策について、支援内容、その財源、予算規模、関連する諸制度等を含めて、より一層充実した調査を行い、調査結果を公表するとともに、必要な対応を行う。【警察庁】（１―41）

⑵　居住の安定に関する施策

ア　都道府県警察における犯罪被害者等の居住場所の確保に係る公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されている緊急避難場所の確保に要する費用及びハウスクリーニングに要する費用の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―42）

イ　公営住宅への優先入居等

㈠　犯罪被害者等の公営住宅への入居に関するニーズを踏まえ、地方公共団体における公営住宅の優先入居や目的外使用の取組を調査するとともに、会議等の場を活用して好事例を他の地方公共団体に周知することにより、当該取組の推進を図る。【国土交通省】（１―43）

㈡　公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】（１―44）

㈢　公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】（１―45）

㈣　犯罪被害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地域における居住支援の関係者の連携・協働の場としての居住支援協議会の設立促進、居住支援法人制度の周知、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組の支援を行う。【国土交通省】（１―46）

㈤　関係機関・団体等と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。【国土交通省】（１―47）

ウ　女性自立支援施設における支援

一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性自立支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、女性自立支援施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進する。【厚生労働省】（１―48）

エ　犯罪被害者等の居住の確保に係るニーズ等についての地方公共団体の理解増進

地方公共団体において犯罪被害者等の居住場所の確保に関する取組を担う者に対し、居住場所の確保に係る施策が実効的に講じられるよう、犯罪被害者等の置かれた状況や居住場所の確保の必要性等についての啓発・情報提供を行う。【警察庁、国土交通省】（１―49）

⑶　雇用の安定に関する施策

ア　事業主に対する理解増進

事業主に対し、犯罪被害者等となった従業員等の状況に応じた柔軟な対応をとることを促すため、犯罪被害者等の置かれている状況に関する事業主の理解増進の取組を行う。【警察庁】（１―50）

イ　民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

精神的・身体的被害からの回復、捜査・裁判等への対応等、犯罪被害者等にとって必要な休暇を取得できる制度を企業が導入することを促進するため、犯罪被害者等が抱える休暇取得のニーズを具体的に明らかにしつつ、企業向け・労働者向けのアンケートによる導入状況等の実態把握を行うとともに、就業規則への記載方法を記載したリーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により周知することや、休暇取得原因を確認するための方法を含めた経済団体・労働団体への周知等の休暇制度導入促進に向けた働き掛けをすること等の実効的な取組・制度を検討・実施する。【警察庁、法務省、厚生労働省】（１―51）

ウ　国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・検討

国家公務員については、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のため、既存の休暇制度等の活用・周知を図るとともに、刑事訴訟法第316条の33第１項により被害者参加人として裁判に出席した場合の休暇等について必要な検討を行う。【(人事院)[8]】（１―52）

エ　公共職業安定所における就職支援の取組

㈠　母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】（１―53）

㈡　公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。【厚生労働省】（１―54）

㈢　公共職業安定所においては、求職者一人一人の状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助等の求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施を図る。【厚生労働省】（１―55）

オ　個別労働紛争解決制度の周知徹底等

㋐　犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】（１―56）

㋑　事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】（１―57）

重点課題第２　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要がある。

まず、身体的被害については、急性期の症状や後遺障害といった被害の状態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要がある。特に、性犯罪の被害については、緊急避妊等の産婦人科による診療等のほか、こども、男性、性的マイノリティ、障害者を含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性に応じた対応をとることも必要となる。

次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。特に、このような被害を受けた者がこどもである場合には、その精神的被害は一層深刻となり得る。こうした精神的被害に対しては、犯罪被害者等に対する心のケアや治療等に当たる体制の構築が必要となる。

また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがある。二次的被害は、犯罪被害者等の友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言動によって生じるだけでなく、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動により生じることもある。二次的被害は、犯罪被害者等の心情に関する理解不足や、ときには犯罪被害者等への偏見から生ずるが、これらは犯罪被害者等の心の傷を広げ、助けを求める気力すらも失わせることになる。このような被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要がある[9]。こうした配慮は、二次的被害の防止に資するだけでなく、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復にもつながるものである。

さらに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再び被害に遭うことがないよう、犯罪被害者等の安全確保の方策を講じることも必要である。特に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等は、その犯罪の性質から潜在化しやすく、また、加害行為が繰り返し行われることが少なくないことから、犯罪被害者の精神的・身体的被害が深刻化しやすい。

こうした状況下において、第１次基本計画の策定から第４次基本計画までの約20年にわたり、カウンセリング体制の充実、関係機関・団体における研修の充実、捜査・公判の段階における犯罪被害者等の情報の保護等の様々な取組がなされてきた。このほかにも、個別の被害類型に着目したものとして、近時は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和５年３月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和６年４月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）、「ストーカー総合対策」（平成27年３月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年４月24日改訂・令和４年７月15日改訂）、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、各種施策が取りまとめられているところである。これらを踏まえ、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止のための施策を一層推進していく必要がある。

２　具体的施策の方向性

⑴　精神的・身体的被害からの回復

犯罪被害者等に必要となる医療、ケア及び支援を迅速かつ的確に提供するため、必要な体制を確保していく。また、犯罪被害者等やその支援に携わる者を含め、国民が犯罪被害者等となった場合の医療、ケア、支援等に関する情報提供や国民のアクセシビリティの向上に取り組む。

性犯罪、配偶者等からの暴力事案、児童虐待事案等、個別の被害類型に応じた施策についても、関係機関・団体との相互の連携を含め、それぞれの特性に応じ、更なる充実を図る。

⑵　更なる精神的被害（二次的被害）の防止

支援者等による二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復につなげるため、犯罪被害者等は犯罪被害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることを支援者等が正しく認識し、その認識に基づき適切な対応をとることができるよう、トラウマインフォームドケア[10]の観点も踏まえ、研修・教育等を更に充実させる。

⑶　再被害の防止等の安全確保

犯罪被害者等が、加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、刑事手続や加害者処遇の進捗等に応じ、犯罪被害者等に対してその安全を確保する上で必要な情報を適時適切に提供する。

また、犯罪被害者等の一時保護や施設への避難、防犯指導等の措置をとるほか、刑事手続や各種届出等における犯罪被害者等の情報の保護を徹底する。

さらに、加害者に対しても、その処遇における犯罪被害者等の安全確保のための指導を実施する。

加えて、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の再被害のおそれが高い犯罪について、関係機関・団体の取組及び連携を一層強化する。

第２　具体的施策

１　精神的・身体的被害からの回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報について、全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」を運用し、ウェブサイト上で提供するとともに、都道府県等の関係機関と当該情報を共有しつつ、関係府省庁と連携し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】（２－１）

⑵　地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】（２－２）

⑶　救急医療における精神的ケアのための体制の確保

救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。【厚生労働省】（２－３）

⑷　ＰＴＳＤ等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度において、ＰＴＳＤ等の疾病の治療に対応できる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であり、引き続き同制度を周知する。【厚生労働省】（２－４）

⑸　医療現場における自立支援医療制度の周知

ＰＴＳＤ等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、「犯罪被害者等のＰＴＳＤ治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年４月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を発出し、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度依頼するなど、周知を徹底する。【厚生労働省】（２－５）

⑹　犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進

精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（２－６（再掲：４―89））

⑺　警察部内のカウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの充実

都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーについて、確実かつ十分な配置と効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導するとともに、配置状況及び活用状況について毎年公表する。【警察庁】（２－７）

⑻　被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】（２－８）

⑼　犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における心理的ケアの充実等

犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する心理的ケアについて、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（２－９）

⑽　犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】（２―10）

⑾　被害児童に対する医療ケア等の支援

虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。【こども家庭庁】（２―11）

⑿　児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく法定協議会の活用等により、児童相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等の連携の強化を促進する。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】（２―12）

⒀　性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等による情報提供を行う。また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年３月・令和５年３月一部改訂）等に基づき、緊急避妊薬の調剤及び販売が対応可能な薬局及び薬剤師について公表する。【こども家庭庁、厚生労働省】（２―13）

⒁　性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（２―14）

⒂　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる性犯罪・性暴力被害者への支援の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科における医療関係者及び医療機関に対する研修や必要な情報の周知等により理解を増進し、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実を図る。【内閣府、厚生労働省】（２―15）

⒃　性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

地方公共団体やＤＶシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、ＤＶシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。【厚生労働省】（２―16）

⒄　自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

ア　自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を行う。さらに、自動車事故被害者、犯罪被害者等早期援助団体等に対し、こうした支援制度について周知徹底を図る。【国土交通省】（２―17）

イ　在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図る。【国土交通省、厚生労働省】（２―18）

⒅　高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働科学研究費補助金で実施している調査研究等を踏まえ、引き続き、都道府県等における患者・家族等からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等の取組を支援する。【厚生労働省】（２―19）

⒆　犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア　犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年９月12日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】（２―20）

イ　犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、適切に対応する。【金融庁】（２―21）

２　更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

⑴　犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の促進

犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行うため、関係府省庁と連携し、トラウマインフォームドケアについて学習する教材等を作成・周知するとともに、関係機関・団体における犯罪被害者等との関わりに応じた教育を促進する。【警察庁】（２―22）

⑵　警察職員等に対する研修の充実等

ア　犯罪被害者等に接する警察職員が適切な対応を確実に行うとともに、二次的被害を防止するため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、各警察署に対する巡回教育等を充実させる。また、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領や性犯罪被害者への支援要領についての教育を充実させるとともに、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者等に接する具体的場面を想定した対応要領に関する実践的教育及び犯罪被害者等支援の体験記等を活用した教育を継続的に推進し、職員の対応の改善を進める。【警察庁】（２―23）

イ　性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２―24）

ウ　障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２―25）

⑶　海上保安庁の職員に対する研修の充実

海上保安庁の教育機関において、犯罪被害者等支援に係る授業等を行うとともに、職員の任用に応じて、犯罪被害者等支援に携わる者に対する実務者研修や、部署幹部職員に対する研修を実施する。また、メンタルヘルス対策官による心理的ケア等に関する研修を実施することにより、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上等を図る。【海上保安庁】（２―26）

⑷　検察官等の検察庁職員に対する研修の充実

ア　二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実なものとするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応能力の向上に努める。また、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、その尊厳を重んじ、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】（２―27）

イ　検察官に対する研修の中で、児童、障害を持つ犯罪被害者等、性犯罪の被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、犯罪被害者等の特性に応じた配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２―28）

ウ　副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２―29）

⑸　矯正施設、更生保護官署職員等に対する研修等の充実

ア　矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等を認識した上で、被害回復に向けて受刑者等に謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等を行うことの重要性等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】（２―30）

イ　仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】（２―31）

ウ　被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とした研修について、犯罪被害者等支援の実務家による講義やトラウマインフォームドケアに関する講義を取り入れるなど、引き続き、研修内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体等において実施されている研修等への参加を促すこと等により、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の一層のスキルアップを図る。【法務省】（２―32）

⑹　法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】（２―33（再掲：４―86））

⑺　公共交通事故被害者等支援研修の充実

公共交通事故被害者支援室にて、支援に携わる職員を対象に年２回実施している公共交通事故被害者等支援研修において、有識者からのトラウマインフォームドケアについての講義や、事故被害者やその家族から話を聞く講義を設けることで、被害者等への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図る。【国土交通省】（２―34）

⑻　交通事故相談員に対する研修等の充実

交通事故被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応するため、地方公共団体の交通事故相談員を対象とした研修等を実施する。【国土交通省】（２―35）

⑼　法曹関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

法曹養成のための教育において、犯罪被害者等について理解を深めるよう、法科大学院等に対する犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じ、法曹関係者の理解促進を図る。【文部科学省】（２―36）

⑽　医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深めるよう、医療機関や大学等の養成に関わる機関・団体に対する犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じ、医療関係者の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（２―37）

⑾　学校における相談対応能力の向上等

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の心理的ケアに的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等の実施、犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、対応力の向上を図る。【文部科学省】（２―38）

⑿　捜査における配慮等

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】（２―39）

⒀　被害児童からの事情聴取における配慮

警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国として支援する。また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。

さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】（２―40）

⒁　障害のある者からの事情聴取における配慮

障害のある犯罪被害者から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。【警察庁、法務省】（２―41）

３　再被害の防止等の安全確保に関する施策

⑴　警察における再被害防止措置の推進

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。【警察庁】（２―42）

⑵　人身安全関連事案への対策

ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、各都道府県警察本部の対処体制において情報集約及び対処を統括する幹部（司令塔）の下、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築するとともに、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の適時的確な適用をはじめとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。

また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。【警察庁】（２―43）

⑶　警察における保護対策の推進

暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】（２―44）

⑷　保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、保釈申請の結果を速やかに犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するように努める。【法務省】（２―45）

⑸　加害者に関する情報提供の適正な運用

再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【警察庁、法務省】（２―46）

⑹　再被害の防止に資する適切な加害者処遇

ア　地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】（２―47）

イ　ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】（２―48）

⑺　再被害の防止に資する教育の実施等

配偶者等からの暴力事案の被害者の支援の一環として、加害者に働き掛けることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、その必要性や実施に当たっての留意事項等について理解の促進を図り、各地域における実施を推進する。【内閣府】（２―49）

⑻　再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化

ア　警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。また、犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行う。【警察庁、文部科学省】（２―50）

イ　配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等の保護等に関する警察、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】（２―51）

⑼　再被害防止のための安全確保方策の検討

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の効果的な安全確保方策について引き続き検討する。【内閣府、警察庁、法務省】（２―52）

⑽　犯罪被害者等の一時保護の実施

ア　児童相談所による一時保護や一時保護委託の適正な運用を図る。【こども家庭庁】（２―53）

イ　「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年３月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、児童相談所の一時保護施設において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。【こども家庭庁】（２―54）

ウ　女性相談支援センターにおける被害女性の安全の確保や心理的ケアが十分に行われるよう、女性相談支援センターの体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施するとともに、女性自立支援施設、民間シェルター等への一時保護委託の適切な運用に努める。【厚生労働省】（２―55）

⑾　犯罪被害者等に関する情報の保護

ア　証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮蔽等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】（２―56）

イ　検察官が、ストーカー事案等について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じて、適切な起訴・不起訴等の刑事処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切に対応するように努める。【法務省】（２―57）

ウ　法テラスにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】（２―58）

エ　市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」（平成29年９月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。【総務省】（２―59）

オ　引き続き、市区町村における「ＤＶ被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第２項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」（平成24年３月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）事務連絡）に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」（平成27年３月31日付け法務省民事局民事第二課長通知）等に基づく取組及び「ＤＶ被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」（平成25年９月20日付け法務省民事局商事課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】（２―60）

カ　運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年７月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年１月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】（２―61）

⑿　教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられる。具体的な措置の内容等については、関係省庁とも連携しつつ、有識者会議での議論を踏まえて令和８年１月にガイドラインを策定したところであり、同年12月の施行に向け、対象となる事業者、従事者、こどもや保護者をはじめとする国民への制度の周知広報を本格化する。特に従事者に対する研修については、全ての従事者が、こどもの権利を理解し、児童への性暴力加害の抑止や、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深めることができるよう、調査研究を踏まえて研修教材を策定し、その周知を図る。【こども家庭庁】（２―62）

重点課題第３　刑事手続等への関与拡充への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望である上、その被害の回復に不可欠である。また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面がある。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」、「関わりたい」等の思いを抱くのは当然であるといえる。

政府としては、このような認識の下、第１次基本計画の策定当初から第４次基本計画に至るまで、各種施策を講じてきた。その代表的なものの一つが、刑事裁判における被害者参加制度の導入である。これをはじめとした各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない」と批判されていた従来の状況の改善が図られてきた。

また、公判の場面のみならず、加害者の処遇においても、犯罪被害者等の関与拡充や配慮の取組は着実に進展してきた。令和４年の関連する各種法律の改正等により、刑の執行段階等と保護観察の両場面で犯罪被害者等の心情等を踏まえた、加害者の処遇の充実が図られ、刑の執行段階等や保護観察において犯罪被害者等の心情等を考慮すること（刑事収容施設法第85条第１項、少年院法第23条の２第１項及び更生保護法第３条）が明確化され、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度[11]等が整えられた。さらに、刑法の改正（令和７年６月１日施行）に伴い、新たな刑として拘禁刑が創設されることとなり、個々の受刑者の特性に応じて、「被害者の視点を取り入れた教育」を含む改善指導等の改善更生に必要な作業と指導を柔軟に組み合わせてきめ細やかな処遇を実施することが可能となった。

このように、第１次基本計画から取り組んできた本重点課題に係る取組には一定の進展がみられ、犯罪被害者等が置かれた状況は改善している。

しかし、今もなお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられており、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。さらに、少年保護事件や医療観察制度の対象事件については、それぞれ少年の健全育成、医療観察制度の対象となる加害者（以下「医療観察対象者」という。）の病状の改善や社会復帰といった各制度の目的がある一方で、犯罪被害者等からは、加害者の年齢や事情に関わりなく、理不尽に犯罪被害に遭った事実には変わりがなく、「事件の当事者」としてのふさわしい関与や配慮を求める声が寄せられている。

以上を踏まえ、各種刑事手続等が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成、医療観察対象者の病状の改善や社会復帰等の様々な要請に応えるものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充するための検討を進めていく。

２　具体的施策の方向性

⑴　捜査、公判等の段階における関与等

ア　公判前整理手続

㋐　犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方

犯罪被害者等からは、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に参加できる制度を設けるべきとの要望がある。その背景としては、個々の事件に関して、起訴されてから公判期日までの間に何が行われ、どのような議論の結果、公判における審理計画が決められたのかを知りたいということや、公判期日に犯罪被害者等が参加するに当たっての十分な準備のために必要であるということ等が挙げられている。

現行の刑事訴訟制度の基本構造は、検察官が訴因を設定して、事実に関する主張・立証を行う一方、被告人・弁護人がこれに対する防御を行い、これらを踏まえて公正中立な裁判所が判断を行うものである。被害者参加制度は、このような基本構造を維持しつつ、これを損なうことのない範囲で犯罪被害者等が刑事裁判に参加することを認めるものである。その上で、公判前整理手続は、事件の争点及び証拠の整理等の公判準備をするためのものであるところ、これに犯罪被害者等が実質的に参加する、すなわち、事件の争点及び証拠の整理等について犯罪被害者等が裁判所に対して意見を述べ得ることとした場合には、犯罪被害者等が、事件の争点等の整理に関与することとなり、現行の刑事訴訟制度の基本構造に変容をもたらし得ることから、犯罪被害者等が公判前整理手続に実質的に参加することができることとする制度を設けることについては慎重な検討を要する。

他方で、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に在席できるようにすべきであるとの要望も見られるところ、これについては、在席すること自体が刑事訴訟制度の基本構造を変容させるものとは必ずしも考えられない上、これにより、犯罪被害者等又はその代理人弁護士と検察官との間の意思疎通の円滑化に資するほか、公判前整理手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという犯罪被害者等の要望にもかなうものと考えられる。現在も、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合において、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認

めるときは、検察官から係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を伝えることとしている。もっとも、犯罪被害者等が公判前整理手続に在席することについては、犯罪被害者等が公判期日に証人となる可能性がある場合に証人となるに先立って公判前整理手続に在席することは適切ではないなどの課題が指摘されているところである。

そこで、このような課題や犯罪被害者等のニーズを踏まえ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲での犯罪被害者等による公判前整理手続への関与の在り方について、多角的な検討を行う。

(ｲ)　検察官と犯罪被害者等との十分な意思疎通の確保

犯罪被害者等から公判前整理手続への参加等の要望が生じる背景には、公判前整理手続を含む進行中の刑事手続でどのようなことが行われているかについて、検察官と犯罪被害者等との間で十分なコミュニケーションが取られていない場合があることにも一因があり、前記(ｱ)で述べた検討の前提としてもこの点の充実を図ることが重要であるとの指摘がある。証人となる可能性がある犯罪被害者等については、事前に争点や証拠の整理状況を具体的に伝えることが困難な面もあるが、その理由を含め丁寧に説明し、検察官が犯罪被害者等に公判前整理手続の進捗状況等を適時適切に伝達していくことは、犯罪被害者等保護の観点から必要な手続である。この認識や必要な対応について、今一度、検察官に対する教育・周知を行い、徹底する。

イ　被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等への配慮

(ｱ)　犯罪被害者等からは、被害者参加制度の対象犯罪をストーカー規制法違反、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）違反、いわゆる迷惑防止条例違反、児童福祉法（昭和22年法律第164号）違反、暴行、住居侵入等にも拡大することについて要望がある。

被害者参加制度の対象犯罪は、刑事訴訟法第316条の33第１項各号に規定されており、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪で、かつ、犯罪被害者等のニーズが高いと考えられるものに限定されている。そして、この対象犯罪を拡大することについては、現行の対象犯罪と同程度に、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪であるといえるか、仮にそのような罪に該当しない特定の罪を対象犯罪に追加した場合に、対象犯罪に追加されない事件の犯罪被害者等との間に不均衡が生ずるのではないか、対象事件数が増加することで制度の円滑な運用に支障を来すおそれはないかといった課題があるところである。

そこで、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、こうした様々な課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。

(ｲ)　被害者参加制度の対象犯罪拡大に係る要望の背景には、前記(ｱ)に掲げた罪については、事案の性質上、犯罪被害者等にとって、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的な負担となるなどの理由から傍聴へのハードルが高いといった意見もあり、こうした犯罪被害者等の心情については、十分に尊重されるべきものである。

この点、刑事訴訟法では、公判手続における犯罪被害者等のプライバシー等を保護するための措置として、一定の場合に犯罪被害者等と被告人や傍聴人等との間に遮蔽の措置を設ける制度や、ビデオリンク方式により手続を行うことを認める規定がある。

そこで、こうした規定も参考としつつ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う。

ウ　その他捜査、公判等の段階における各種取組

前記ア及びイのほか、被害の相談・届出・告訴に対して適切に対応すること、司法解剖時の対応等の場面において犯罪被害者等の心情に配慮した取組を推進すること、捜査や公判等の状況について犯罪被害者等に適時適切に情報提供すること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(2)　加害者の処遇段階における関与等

ア　心情等の聴取・伝達制度

前記１のとおり、関連する各種法律の改正により、刑の執行段階等と保護観察の両場面において、犯罪被害者等の心情等を考慮すべきことが法律上明記され、刑事施設や少年院といった施設内で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実化が図られた。これによって、犯罪被害者等の思いに応える施設内処遇及び社会内処遇を実現させるとともに、受刑者等や保護観察対象者の改善更生にも資することが期待される。また、同改正により、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度が整えられた。この心情等の聴取・伝達制度については、対応する職員の犯罪被害者等に対する理解を増進させることや犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の要望が寄せられていることから、心情等の聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえながら、犯罪被害者等の被害回復に資する制度運用となるよう、実施・改善を図っていく。

イ　その他処遇段階における各種取組

前記アのほか、被害者等通知制度を活用して加害者の処遇状況等を通知すること、受刑者と犯罪被害者等の面会・信書の発受が適切に運用されること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(3)　少年保護事件・医療観察対象事件における関与等

少年法（昭和23年法律第168号）は、その目的を「少年の健全な育成」を期すものと定め（同法第１条）、また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、その目的を「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」と定めている（医療観察法第１条）。

犯罪被害者等の立場に立てば、加害者の年齢や精神状態にかかわらず、理不尽に犯罪被害に遭ったということに変わりはないが、上記のとおり、これらの制度については通常の刑事手続とは異なる目的があることを踏まえ、各制度との調和を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応えていくための施策を検討・実施していく。

ア　少年保護事件

少年保護事件に係る犯罪被害者等の関与については、平成12年に少年法が改正（平成13年４月１日施行）され、犯罪被害者等の申出により家庭裁判所が意見を聴取する仕組み（同法第９条の２）等が導入されたほか、第１次基本計画の期間中の平成20年にも同法が改正（平成20年12月15日施行）され、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができるようになった（同法第22条の４）。

また、前記(2)アの心情等の聴取・伝達制度は、少年保護事件の犯罪被害者等についても、成人の刑事事件の犯罪被害者等と同様に利用できるものとなっている。

このように、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、一定の情報を得ることができる仕組みは整えられてきていることから、犯罪被害者等が、その希望に応じて、これらの制度を円滑に利用できるよう周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した上で、犯罪被害者等がこれらの制度を利用しやすいように適正な制度運用を図っていく。

イ　医療観察対象事件

これまで、医療観察制度の対象事件[12]に係る犯罪被害者等には、不起訴処分の理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、各種施策が講じられてきた[13]。しかしながら、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも加害者が医療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるのは不合理だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添人の傍聴を含めた傍聴の拡充や、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聴取・医療観察対象者への伝達を実現すべきとの要望のほか、医療観察対象者に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もある。

医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有すること等から、これと単純に比較することはできないほか、医療観察対象者の病歴等は要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第３項）でもあるが、第５次基本計画の検討過程においては、現行制度の目的等を前提としつつも何らかの形で要望を実現することはできるのではないか、少なくともその検討を行うべきではないかとの議論もあったところである。

そこで、こうした議論も踏まえ、審判の傍聴制度の充実、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや医療観察対象者への伝達及び医療観察対象者に関する情報提供の在り方について、多角的な検討を行う。

第２　具体的施策

１　捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

⑴　被害の届出や相談に対する適切な対応

犯罪被害者等からの被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応が行われるよう努めるとともに、被害の届出に関しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。【警察庁】（３－１）

⑵　告訴への適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】（３－２）

⑶　医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

ア　当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。【警察庁】（３－３）

イ　産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】（３－４）

⑷　適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】（３－５）

⑸　司法解剖等における遺族の心情への配慮等

捜査機関が連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行うことに努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるように努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。加えて、遺体の取扱いに当たって、死者、その遺族等への礼意を失わないよう、引き続き、会議・研修等を通じて関係機関等に周知を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】（３－６）

⑹　押収物の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

ア　犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、その意向を踏まえた上で行っており、引き続き適正な対応を徹底する。【警察庁】（３－７）

イ　犯罪被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期、方法等について犯罪被害者の遺族又は家族に対して説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用を行う。【法務省】（３－８）

⑺　捜査に関する適切な情報提供等

ア　捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】（３－９）

イ　捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するように努める。【法務省】（３―10）

⑻　被害者等通知制度の周知

検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」の配布や犯罪被害者等施策に関するポータルサイトへの掲載等を通じて、同制度の周知を徹底する。また、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知を徹底する。【法務省】（３―11）

⑼　犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア　犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化、犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等を的確に立証するように努める。【法務省】（３―12）

イ　犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うように努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるように努める。【法務省】（３―13）

ウ　犯罪被害者等の要望に応じて、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、適宜の時期に、適切な方法で、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するように努める。【法務省】（３―14）

⑽　保釈における犯罪被害者等の意見の適切な反映

加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるように努める。【法務省】（３―15）

⑾　警察及び検察における犯罪被害者等のための施設整備等

ア　事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努めるよう都道府県警察を指導する。【警察庁】（３―16）

イ　庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。【法務省】（３―17）

⑿　不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア　不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録（医療観察の申立てをした事件を含む。）の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】（３―18）

イ　検察官が、不起訴処分（医療観察の申立てをした事件を含む。）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに犯罪被害者等の支援に関する制度について十分な説明を行うよう、引き続き、検察庁に対する周知に努める。【法務省】（３―19）

⒀　公判前整理手続への関与の在り方の検討

犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。

そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等にも留意しつつ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―20）

⒁　国民に分かりやすい訴訟活動

視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うように努める。【法務省】（３―21）

⒂　公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮

ア　犯罪被害者等に裁判への出廷を求める場合には、その心身の状態や発達の程度に十分に配意し、二次的被害を防止するように努める。【法務省】（３―22）

イ　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第39号）に基づき令和８年度中に可能となるビデオリンク方式による被害者参加を含め、裁判手続における犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】（３―23）

⒃　被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討

被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。【法務省】（３―24）

⒄　傍聴時のプライバシー等への配慮

犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的に困難であること等から傍聴へのハードルが高いとの意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認めることができないかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニーズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方式により公判を傍聴することやその具体的方法、遮蔽措置の利用を含め、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―25）

⒅　公判等に係る各種書面の交付、閲覧等

ア　冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるようにする。【法務省】（３―26）

イ　損害賠償命令の申立てをすることができる犯罪被害者等から、起訴状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合には、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】（３―27）

ウ　犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知するとともに、同申出に対して適切に対応するように努める。また、刑事確定訴訟記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】（３―28）

⒆　上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

被害者がいる犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切に対応するように努める。【法務省】（３―29）

⒇　少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知を徹底する。【法務省】（３―30）

(21)　少年審判の傍聴制度の周知及び充実

少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士が少年審判を傍聴することといった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―31）

(22)　医療観察審判の傍聴制度の充実

医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（医療観察法第47条第１項）、検察官が医療観察の申立てをした事件について、犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―32）

２　加害者の処遇段階における関与等に関する施策

⑴　被害者等通知制度の適切な運用等

加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を適切に運用する。なお、情報提供の内容については、加害者の個人情報保護の観点も踏まえた上で必要な検討を行う。【法務省】（３―33）

⑵　受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】（３―34）

⑶　「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の一層の充実

犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育の一層の充実に努めるとともに、「被害者の視点を取り入れた教育」についての効果検証を実施し、その結果を踏まえて同指導の効果的な実施に必要な改善につなげる。【法務省】（３―35）

⑷　刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用
　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の刑事収容施設法等で導入された、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、更生保護官署をはじめとする関係機関と連携し、適正な人材育成や制度広報を進める。また、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導につながるよう、同制度の運用状況等の把握・分析を実施し、運用の在り方について検討して改善を図る。【法務省】（３―36）
⑸　少年に対する処遇における犯罪被害者等の情報の活用
　保護処分の執行に資するため、関係機関と連携の上、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、少年簿に適切に記載するよう引き続き努める。【法務省】（３―37）
⑹　仮釈放等における犯罪被害者等の意向への配慮
ア　地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務省】（３―38）
イ　仮釈放等審理における意見等聴取制度において犯罪被害者等から生活環境の調整に関する意見等を聴取した場合は、犯罪被害者等の意向等に応じ、加害者の帰住予定地が犯罪被害者等の居住地と近接していないか及び生活圏が同じでないかの把握に努め、必要に応じ、当該加害者に働き掛けるなどして他の帰住予定地の調整を行うなど、犯罪被害者等の意向等に配慮した生活環境の調整の実施に努める。【法務省】（３―39）
⑺　犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実
ア　地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置をとるに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】（３―40）
イ　保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、犯罪等に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握して指導等を実施するとともに、犯罪被害者等の心情等を十分に考慮しながら誠実に対応するよう促すため、しょく罪指導を適切に実施する。【法務省】（３―41）
ウ　犯罪被害者等の意向等に配慮し、被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等を行い、謝罪及び被害弁償等に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底する。【法務省】（３―42）
⑻　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性の向上
　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、犯罪被害者等の最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も可能としていることや、被害者担当保護司の同席が可能であること等についてもより一層の周知を行うなど、犯罪被害者等の利便性の向上に努める。【法務省】（３―43）
⑼　犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方についての検討
　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、同制度の運用状況等の把握に努めるとともに、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等につながるよう、その在り方を検討し、必要な施策等を実施する。【法務省】（３―44）
⑽　医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等
　医療観察法に基づき、裁判所において実施している医療観察審判の結果通知制度について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、冊子・パンフレット等を活用して、一層の周知を図る。
　また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和６年１月から、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き円滑かつ適正に運用する。さらに、本情報提供制度の在り方について、制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等を総合的に考慮した検討を行う。【法務省】（３―45）
⑾　医療観察対象事件における犯罪被害者等への配慮
　保護観察所において、医療観察対象事件における犯罪被害者等から相談等を受けた場合には、二次的被害を生み出すことがないよう十分配慮しつつ、誠実に対応するとともに、必要に応じて、相談等の内容を関係機関に共有する。【法務省】（３―46）
⑿　医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討
　医療観察制度の目的である医療観察対象者の社会復帰の促進や医療観察対象者の個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、それを医療観察対象者に伝えること等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。【厚生労働省】（３―47）

重点課題第４　支援等のための体制整備への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

　犯罪被害者等は、損害回復（損害賠償の履行確保）等のため法的支援を受けて民事訴訟の追行等をするほか、犯罪被害者等給付金や見舞金等の支給、医療費等の公費負担、社会保障による公的給付、住居支援等の経済的支援等を受けることがある（重点課題第１）。また、精神的・身体的被害の回復のため、被害の内容に応じた迅速かつ適切な医療やカウンセリングの提供を受けることがあるほか、加害者からの再被害を防ぐ必要もある（重点課題第２）。さらに、加害者に対する捜査及び公判段階において、刑事手続等に関与するほか、加害者処遇の段階においても、心情等の聴取や伝達に係る制度を利用することもある（重点課題第３）。
　このような個別の支援については、運用や制度そのものを更に拡充することはもとより、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるように体制を整備する必要がある。犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気付き得ないことが多く、仮に気付いたとしても、被害に遭ったことや支援を必要とすることを周囲に打ち明けられない、支援に携わる機関・団体が様々あるために受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声がある。その上、支援を受けるに当たって複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるところ、その機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されている。
　また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」（基本法第３条第３項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められる。さらに、犯罪被害者等が居住する地域は様々であり、また、転居することもあり得る中で、「必要な支援等を途切れることなく受ける」（基本法第３条第３項）ことができるようにするためには地方公共団体間の広域的な連携体制を確保することも求められる。
　この点、令和６年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の個人情報を保護するためその同意の下で、都道府県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、同コーディネーターを中心に関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する多機関ワンストップサービス体制を全国的に整備する取組が開始された。今後、犯罪被害者等が居住地域にかかわらず必要な支援を受けられるよう、全国における同体制の整備・定着と犯罪被害者等支援の充実を図るとともに、支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、多機関ワンストップサービスにおいて重要な役割を担う民間被害者支援団体に対する援助を行う必要がある。

このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効果的な教育を実施する必要がある。

2　具体的施策の方向性

⑴　各関係機関・団体における体制の充実

ア　関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対して財政面・運用面での支援を行うなどして、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた取組を実施するほか、支援に携わる機関・団体の体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進する。また、令和８年から開始された犯罪被害者等支援弁護士制度について、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、法テラスにおいて、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保した上、その運用の充実を図る。

このほか、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、ソーシャルワークの観点も意識しながら、地方公共団体の総合的対応窓口、各機関・団体内の相談対応や支援を充実させるための取組を推進する。

イ　潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応

配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害が潜在化しやすい犯罪について、被害の更なる拡大を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、各関係機関・団体において、犯罪被害の早期発見や早期対応等を的確に行うための体制整備及び各種対策を引き続き推進する。

⑵　関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供

犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に提供するため、犯罪被害者等施策に関するポータルサイト等を活用し、支援に携わる機関・団体等の各種支援制度や相談窓口に関する情報を集約して、犯罪被害者等が必要とする情報等のアクセシビリティを向上させる。

また、被害直後から様々な機関・団体等が協働して重層的な支援を行うことができるよう、支援に携わる機関・団体等の担当者が参加する会議や研修の定期的な開催等を通じ、関係機関・団体等相互の情報共有を更に進め、連携を一層強化する。

⑶　民間団体による活動への援助

民間被害者支援団体は、犯罪被害者等が警察、検察、裁判所等に赴く際に付添いをするなどの直接支援をはじめ、被害直後から中長期にもわたる、公的機関では必ずしも十分に果たすことができないきめ細やかな支援を犯罪被害者等に対して提供している。また、民間被害者支援団体は、自助グループ[14]を運営するなど、犯罪被害者等の身近に寄り添う存在として、日々の相談等から犯罪被害者等が抱える支援の必要性にいち早く気付くこともできる。このように、支援の提供及び犯罪被害者等のニーズの把握の両面において、民間被害者支援団体は、多機関ワンストップサービス体制の中で欠くことのできない存在となっている。

その一方で、支援の担い手の確保が課題となっていることから、官民の連携を強化しつつ、これらの民間被害者支援団体の広報や研修等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる人材を一人でも多く確保することができるように努める。

また、多機関ワンストップサービス体制において民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向けた分析調査を実施するなどして、民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援を促進する。

⑷　人材育成及び調査研究

個々の犯罪被害者等に対して適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した研修を推進する。また、専門職等の養成や資格取得の過程において犯罪被害者等に関する教育を行い、犯罪被害者等支援を人的側面から一層充実させる。

また、これらの取組の底上げを図るため、犯罪被害者等支援に関する必要な調査研究を継続して実施するとともに、研修・研究に係る人的・物的基盤の整備を含め、幅広い知見の集約・提供を可能とする仕組みについても検討する。

第２　具体的施策

１　各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

⑴　地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定状況、計画・指針の策定状況等について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定・改正等に向けた検討、条例の施行状況の検証・評価等に資する協力を行う。【警察庁】（４－１）

⑵　地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援制度等を周知するため、犯罪被害者等施策に関するポータルサイト、ポスター、リーフレット、ＳＮＳ等を活用した広報の充実に努める。また、地方公共団体に対して、ウェブサイトの充実、広報誌への掲載等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口や支援制度等を周知するよう要請する。【警察庁】（４－２）

⑶　地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

犯罪被害者等の置かれた様々な立場に応じた適切な相談対応や庁内関係課と連携した途切れない支援の提供に資するよう、総合的対応窓口における相談状況等の実態を把握し、地方公共団体に対して、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国犯罪被害者等支援実務者会議の開催、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における支援の好事例等の情報を提供するとともに、総合的対応窓口等の機能の充実を要請する。【警察庁】（４－３）

⑷　地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援

全ての地方において早期に多機関ワンストップサービス体制が構築されるよう、都道府県に対する財政面での支援や、地方公共団体アドバイザーによる助言等の運用面での支援等、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた各種取組を実施するほか、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等の機会を捉えて、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。

また、多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう、地方公共団体職員等を対象とした実践的な訓練の機会を提供するほか、多機関連携による支援の対応状況や好事例を収集し、地方公共団体等の関係機関・団体に情報提供する。【警察庁】（４－４）

⑸　犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び活動への支援

多機関ワンストップサービスの中心となる犯罪被害者等支援コーディネーターに対する研修を開催するほか、支援者向けオンデマンド研修教材の充実を図り、犯罪被害者等支援コーディネーターの養成を支援する。

また、各都道府県における犯罪被害者等支援コーディネーターの活動状況等を継続的に把握・分析し、犯罪被害者等支援コーディネーターに求められる技能や、犯罪被害者等支援コーディネーターの活動を支える組織・環境等、ロールモデルの具体化を検討する。【警察庁】（４－５）

⑹　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア　各地域での性犯罪・性暴力被害者支援における中核的な機能を担う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。さらに、全国共通番号「＃8891」(はやくワンストップ）の周知や夜間・休日のコールセンターの設置等により、相談につながりやすい体制整備を図る。

加えて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関・団体とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】（４－６）

イ　地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】（４－７）

ウ　都道府県等の協力を得て、民間被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該民間被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（４－８）

エ　医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度により性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと協力・連携している医療機関を全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することができる旨を関係府省庁と連携し、周知する。【厚生労働省】（４－９）

⑺　性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実

男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】（４―10）

⑻　警察における相談体制の充実等

全国統一番号の警察相談専用電話(「＃9110」番)、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じる。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。

このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故の遺族等から、当該事故の加害者に対する意見聴取の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。【警察庁】（４―11）

⑼　指定被害者支援要員制度の活用

あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、相談対応、情報提供等を行うほか、関係機関・団体等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等を行う指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等を充実させる。【警察庁】（４―12）

⑽　警察における相談体制の充実等

性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】（４―13）

⑾　警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやＳＮＳ等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行う。また、少年サポートセンターの警察施設外への設置、カウンセリング等の場所の確保、少年補導職員の積極的な配置等の少年サポートセンターの被害少年に対する支援体制の充実を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等の被害少年等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。【警察庁】（４―14）

⑿　都道府県警察に対する犯罪被害者等への支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察が行う基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨するほか、課題の情報共有を行い、適切な取組を促す。【警察庁】（４―15）

⒀　教育機関における支援体制の充実

ア　学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、都道府県等の申請に基づき、学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】（４―16）

イ　犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境の工夫等、学校においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。【文部科学省】（４―17）

⒁　性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪の被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体等との積極的な連携を促進する。また、24時間子供ＳＯＳダイヤルや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。【文部科学省】（４―18）

⒂　犯罪被害者であるこども等の支援

法務局において、こども、女性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。【法務省】（４―19）

⑯　高齢者や障害者等からの人権相談への対応の充実

老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設において人権相談ができるよう、当該施設内に特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者・障害者及び高齢者・障害者と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。【法務省】（４―20）

⑰　地域包括支援センター等による支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む権利擁護及び相談支援事業の実施を推進する。基幹相談支援センターにおいて、障害者虐待への対応を含む権利擁護業務及び相談支援業務の実施を推進する。【厚生労働省】（４―21）

⑱　法テラスによる支援

ア　法テラスにおいて、精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保して、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用の充実を図るとともに、制度の在り方についても、ニーズや運用状況等を踏まえつつ、不断の検討を行う。【法務省】（４―22）

イ　法テラスにおいて、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取すること等により、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】（４―23）

ウ　法テラスにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団体等との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】（４―24）

エ　法テラスにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】（４―25）

オ　法テラスにおいて、高齢者・障害者で認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない犯罪被害者等に対し、自立した日常生活及び社会生活を営むことに資するよう、民事法律扶助制度による法的支援を適切に行う。【法務省】（４―26）

カ　法テラスにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的支援を適切に行う。【法務省】（４―27）

⑲　交通事故相談活動の推進

交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。【国土交通省】（４―28）

⑳　公共交通事故の被害者等への支援

国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関・団体等とのネットワークの構築、公共交通事業者の被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。【国土交通省】（４―29）

㉑　ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実

ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等の対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）の適切な運用を進めるほか、インターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」の運営を支援し、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努める。【総務省】（４―30）

㉒　法務省の人権擁護機関におけるインターネット上の誹謗中傷対策を含めた犯罪被害者等への支援の充実

全国の法務局においては、犯罪被害者等からの人権相談に応じ、インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められる場合にプロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行うなど、事案に応じた適切な措置を講ずる。

また、「みんなの人権110番」、「こどもの人権ＳＯＳミニレター」、「チャット人権相談」、「インターネット人権相談受付窓口」等について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。【法務省】（４―31）

㉓　児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

ア　児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう、その体制整備に努める。【こども家庭庁】（４―32）

イ　児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努める。また、都道府県警察本部に設置している「児童虐待対策官」を、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図る。【警察庁】（４―33）

ウ　法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。【法務省】（４―34）

エ　学校教育関係者等の、職務上虐待を受けているこどもを発見しやすい立場にある者が、児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】（４―35）

オ　児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に資するよう、児童相談所・市区町村の体制の強化、児童相談所を中心とした様々な関係機関・団体等の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【こども家庭庁】（４―36）

カ　配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴する児童に対する支援の充実を図るため、女性相談支援センターに児童相談所等の関係機関・団体等と連携するコーディネーターを配置する。また、女性相談支援センターの一時保護所及び女性自立支援施設に学習支援員を配置するなど、当該同伴児童が適切に教育を受けることができる体制を整備する。さらに、当該同伴児童を適切な環境で保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。【厚生労働省】（４―37）

キ　児童養護施設等に入所するこどものうち、虐待を受けたこどもの割合が増加していること等を踏まえ、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合のこどもの安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和４年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和４年６月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）による改正後の児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師、こども家庭ソーシャルワーカー等の配置を支援する。【こども家庭庁】（４―38）

⑵4　里親の支援等の充実
　被虐待児童等の健やかな成長に資するよう、里親支援事業による里親の支援等の充実を図る。【こども家庭庁】（４―39）
⑵5　ストーカー事案への対策の推進
　被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】（４―40）
⑵6　ストーカー事案への迅速かつ的確な対応
　警察において、「ストーカー総合対策」を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援、調査研究・広報啓発活動等、加害者対策及び支援等を図るための措置）を推進するとともに、重大事件の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進する。【警察庁】（４―41）
⑵7　人身取引被害者の保護の推進
　人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2022」（令和４年12月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。【内閣官房】（４―42）
⑵8　被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
　関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童、障害者及び外国人をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（４―43（再掲：５―24））

2　関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

⑴　犯罪被害者等施策に関するポータルサイトの充実
　関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体等が提供する支援制度、相談機関等に関する情報、犯罪被害が心身に与える影響及びセルフケアの方法について犯罪被害者等の理解に資する情報その他必要な情報の更新並びにできる限り平易な日本語及び英文による情報提供を行う。特に、犯罪被害者等が利用し得る支援制度の検索機能についてアクセシビリティの向上を図り、犯罪被害者等の活用を促す。【警察庁】（４―44）
⑵　「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施
　犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組について、犯罪被害者等の心理的負担等に配意しつつ進める。【警察庁】（４―45）
⑶　地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等
　都道府県における市区町村間の連携・協力に向けた取組の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、各都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーター等の地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する窓口をまとめたリストを整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】（４―46）
⑷　関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化
　支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等を開催し、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努める。【警察庁】（４―47）
⑸　地方におけるワンストップサービスの実現に向けた関係機関・団体の連携強化
　地方におけるワンストップサービスが適切に機能するよう、各関係機関・団体の責務・役割について、各種会議・研修の場で繰り返し説明するなど啓発に努め、相互理解の醸成及びそれに基づく連携強化を促進する。【警察庁】（４―48）
⑹　地方における支援への専門的知見・ノウハウの活用
　犯罪被害者等に対して専門的な知見・ノウハウを活用した支援が実施されるよう、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等支援コーディネーターや総合的対応窓口等からの要請に応じて必要な協力を行うよう福祉・保健・医療関係の職能団体等に働き掛ける。また、専門的知見等が活用された支援の状況や好事例を収集し、犯罪被害者等支援コーディネーター、地方公共団体、民間被害者支援団体、職能団体等に情報提供する。【警察庁】（４―49）
⑺　地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実
　配偶者等からの暴力事案の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、情報の提供や研修機会の提供等により、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実に係る都道府県や市区町村の取組を促進する。また、地域における被害者支援体制の充実強化のため、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携を促進する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】（４―50）
⑻　警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実
ア　犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、警察の相談窓口において犯罪被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。また、警察の犯罪被害者支援担当者に対して、地方公共団体が持つ支援制度や犯罪被害者等支援コーディネーター、総合的対応窓口等との連携に関する研修を実施する。【警察庁】（４―51）
イ　警察において、犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示するための外国語版資料について、都道府県の実情に応じて作成し、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】（４―52）
⑼　性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上
　都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。【警察庁】（４―53）
⑽　自助グループの紹介等
　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者本人の心理的な回復及びグリーフケア[15]の重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力を行う。【警察庁】（４―54）
⑾　検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化
　犯罪被害者等支援活動に際し、検察官が刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、各検察庁に配置されている被害者支援員等に対する研修内容を充実させるなどして、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。【法務省】（４―55）

⑿　検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供するよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】（４―56）

⒀　刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

ア　犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、犯罪被害者等のための制度等について、これらを分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期情報提供に努める。【法務省】（４―57）

イ　犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語に翻訳したパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。【法務省】（４―58）

⒁　更生保護官署における関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

更生保護における犯罪被害者等のための制度について、地方公共団体に設置されている犯罪被害者等のための総合的対応窓口や犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等に周知を行うことでその連携・協力を充実・強化し、更生保護における相談・支援制度の利用に係るアクセスの向上に努める。また、同制度を分かりやすく記載した広報資材等の内容の充実を図り、その配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への確実な情報提供に努める。【法務省】（４―59）

⒂　教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これらを必要とする児童生徒に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進する。さらに、加害者が教職員・児童生徒等当該学校内部の者であった場合においても、被害者の意向を踏まえつつ、加害者と被害者が顔を合わせないよう配慮するなど、被害に遭った児童生徒等が安心して相談等ができる環境を整備する。加えて、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関・団体等の情報提供を促進する。【文部科学省】（４―60）

⒃　被害少年等の保護に関する学校と児童相談所等との連携の充実

被害少年等の支援・保護に関し、要保護児童対策地域協議会等を活用するなど、学校と児童相談所やこども家庭センター、子ども若者総合相談センター等の被害少年等の支援・保護に資する関係機関・団体等との連携の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】（４―61）

⒄　医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア　医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４―62）

イ　精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これらを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４―63）

⒅　法テラスにおける支援に関する情報提供の充実

法テラスにおいて、法テラスが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、ＳＮＳ等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（４―64）

⒆　法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

法テラスにおいて、犯罪被害者支援業務を通じて蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害者等への支援に携わる関係者に提供する。【法務省】（４―65）

⒇　犯罪被害者等支援のための情報提供

配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供する。【内閣府】（４―66）

(21)　振り込め詐欺等被害の回復に関する情報提供の充実等

金融庁ウェブサイト「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」において振り込め詐欺救済法の制度について掲載しているところ、他の被害回復のための手段等の情報を充実させることを検討するとともに、引き続き、制度の周知に努める。【金融庁】（４―67）

(22)　海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省では、海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における在外公館による現地支援に関する情報提供の充実を図る。また、当該邦人等の要請に応じて、在外公館を通じた現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供、必要に応じた警察への同行等、可能な限り支援を行うよう努める。

さらに、特に海外において、重大な犯罪被害に遭われた方及びその家族が受ける苦痛に対し、必要な司法手続等への支援の在り方を検討していく。加えて、当該邦人の帰国後は、国内における犯罪被害者と同等の支援確保を図る。

警察においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供等の必要な支援を行う。【警察庁、外務省】（４―68）

３　民間の団体による活動への援助に関する施策

⑴　民間の団体に対する支援の充実

ア　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、同民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。【警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】（４―69）

イ　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】（４―70）

⑵　預保納付金の活用による助成事業の実施

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、引き続き、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への助成事業を実施する。【警察庁、金融庁、財務省】（４―71）

⑶　寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な運用

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）を所管する内閣府において、令和２年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な運用に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】（４―72）

⑷　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

ア　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものは、その効果の波及性等も踏まえ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、政府広報等との連携のほか、ＳＮＳ等の様々な広報媒体を通じて、その意義・活動について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。【警察庁】（４―73）

イ　警察において、関係府省庁及び地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、同民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける。【警察庁】（４―74）

ウ　関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や同民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。【警察庁】（４―75）

⑸　犯罪被害者等早期援助団体等に対する指導

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が犯罪被害者等のニーズに応じた適切かつ充実した支援活動を行うための指導・助言及び協力を行う。

また、都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行う。【警察庁】（４―76）

⑹　地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害者支援団体の活動に関する分析等

地方における多機関ワンストップサービス体制を効果的に運用する上で民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向け、犯罪被害者等支援コーディネーターとの連携や支援提供状況等の把握・分析を継続的に、かつ、全国的に横串を通して実施する。

また、同分析結果を都道府県に情報提供することを通じ、各地方において民間被害者支援団体が求められる支援を継続的に実施するための気運醸成・環境整備を促進する。【警察庁】（４―77）

４　人材育成及び調査研究に関する施策

⑴　犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上

ア　地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国犯罪被害者等支援実務者会議等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援に関する地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例等の最新の情報を提供するとともに、支援者向けオンデマンド研修教材や研修機会の充実に努める。また、地方公共団体からの要請に応じて、職員向けの研修に地方公共団体アドバイザー等を講師として派遣するといった協力を行う。【警察庁】（４―78）

イ　犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等の理解の増進及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。【警察庁】（４―79）

⑵　職員等に対する研修の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関・団体等の対応能力の向上のため、相談員、同センター長、コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識から新たな課題までを包括的に学習できるよう、オンライン教材の提供を含め、研修機会の提供に取り組む。【内閣府】（４―80）

⑶　警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

専門的知識を必要とする被害者支援担当部署に配置された実務担当者に対し、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体との連携要領、犯罪被害者等支援の実践的技能を習得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修のほか、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的及び実践的・専門的な教育等を充実させる。【警察庁】（４―81）

⑷　被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能習得

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等の専門技術や被害少年の立ち直り支援に必要な専門知識等を習得させるよう努める。また、これら専門的能力を備えた職員の適正な配置に努める。【警察庁】（４―82）

⑸　警察職員に対する研修の充実等

ア　ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。【警察庁】（４―83）

イ　被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関するＡＩ訓練ツールの開発」事業において開発した訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配意しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進する。【警察庁】（４―84）

⑹　法務省の人権擁護機関における研修体制の充実

全国の法務局における人権相談に際して、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、職員に対する研修の一層の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】（４―85）

⑺　法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】（４―86（再掲：２―33））

⑻　教職員の理解促進のための研修の実施

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号）、同法に基づく基本指針等を踏まえ、犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（４―87）

⑼　学校内における連携及び相談体制の充実

虐待を受けたこどもへの対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭等の資質向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】（４―88）

⑽　犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進

精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（４―89（再掲：２－６））

⑾　虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けたこどもの保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員並びに保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【こども家庭庁】（４―90）

⑿　女性相談支援センター等の職員に対する研修の促進
　配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する女性相談支援センター等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。【厚生労働省】（４―91）

⒀　女性支援に携わる職員の資質向上
　都道府県、女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間団体において女性支援に携わる職員等を対象とした研修を行うとともに、心理療法担当職員に心理的ケア等に関する専門的な研修を実施することにより、女性支援に携わる職員の資質向上等を図る。【厚生労働省】（４―92）

⒁　民生委員・児童委員に対する研修の充実等
　民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】（４―93）

⒂　「ＰＴＳＤ対策専門研修」の内容の充実等
　医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施する。また、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図り、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等に関する知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】（４―94）

⒃　こどもの被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成
　医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力、児童虐待等によるものを含む、児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応を習得するための「児童・思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】（４―95）

⒄　犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進
　文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてＰＴＳＤ等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また、厚生労働省においては、医師臨床研修の必修分野として精神科を位置付けており、精神疾患に関する臨床研修を実施するとともに、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて、研修医の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４―96）

⒅　看護師教育における犯罪被害者等に関する知識の普及
　看護師を養成する教育の中で、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、犯罪被害者等に関する知識の普及を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４―97）

⒆　犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における教育相談体制の充実等
　犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する教育的課題を適切に捉えた支援を行うための教育相談について、大学の教職課程の教育内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（４―98）

⒇　社会福祉士及び精神保健福祉士の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進
　社会福祉士及び精神保健福祉士の各養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４―99）

(21)　公認心理師の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進
　公認心理師の養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４―100）

(22)　法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進
　各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】（４―101）

(23)　犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等
　ア　医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、教職員等の職務上犯罪被害者等に接し得る専門職にある者が、犯罪被害者等に対する理解を深め、必要な知識・技能を有して職務に従事することができるよう、関係府省庁が連携し、これら専門職が属する関係機関や職能団体等に対し、犯罪被害者等に関する研修の機会や教材等を提供することにより、専門職に対する教育の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】（４―102）
　イ　前記施策のほか、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】（４―103）

(24)　犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施
　犯罪被害者等支援の更なる充実に資するため、関係府省庁、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握する調査について、従前の調査からの継続性を踏まえつつ、より適切な調査方法、調査項目等を検討し、実施する。【警察庁】（４―104）

(25)　被害からの経過に応じた適切な支援についての検討
　殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響とこれらへの対応について、警察庁において関係府省庁の協力を得つつ必要な調査及び研究を行い、公表する。【警察庁、関係府省庁】（４―105）

(26)　配偶者等からの暴力等の被害者の被害実態等の調査の実施
　配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態を把握するための調査を実施する。【内閣府】（４―106）

(27)　法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施
　性犯罪被害を含めた犯罪被害の動向に関する調査（犯罪被害実態調査）及び性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施しているところ、引き続き必要な調査・分析を実施するとともに、その結果を踏まえつつ、施策の在り方を検討する。【法務省】（４―107）

(28)　犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施
　メンタルヘルスに係る実態調査や、トラウマ体験への対応に関する研究等、犯罪被害者等を含む心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。【厚生労働省】（４―108）

(29)　児童虐待防止対策に関する調査研究及び検証の実施
　ア　児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【こども家庭庁】（４―109）
　イ　児童虐待防止のため、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の下で児童虐待による死亡事例等の検証を実施し、その結果を施策に生かせるよう検討していく。【こども家庭庁】（４―110）

(30)　犯罪被害者等支援に関する研修・研究に係る体制等の検討
　犯罪被害者等支援の実務や研究に関わる人材の育成や充実を図るため、人的・物的基盤の整備を含め、犯罪被害者等に関する幅広い知見を集約し、提供するための研修・研究に係る体制等の強化について検討する。【警察庁】（４―111）

重点課題第５　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

　犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷つけられるという二次的被害を受ける場合がある。

また、犯罪被害者等は、自身が犯罪被害者等であることを知られた場合に、どのように相手から見られるのか不安を感じることや、周囲からの二次的被害に対する恐れ等から、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、孤独や孤立を深めてしまうこともある。このことは、関係機関・団体等が犯罪被害者等を経済的・精神的に支援する道を狭めることにもつながり、被害からの回復をますます遠のかせる原因ともなる。

政府としては、上記の認識の下、第１次基本計画の策定当初から、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させるとともに、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等施策への協力を確保していくことを重点課題として位置付けてきた。国民の理解の増進等の取組は、犯罪被害者等施策といわば「車の両輪」を成す、犯罪被害者等施策全体に通底する重要なものであり、これまでも基本計画に基づき各種施策を講じてきたところではあるが、国民の理解の増進等の広がりは今もなお途上にある。

さらに、犯罪被害者等の名誉やプライバシー等の侵害に関し、近時においては、ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含むプライバシー情報等がインターネット上に投稿された上、そのような投稿が安易に拡散されるなど、犯罪被害者等の人格権や心情が深く傷つけられるという深刻な事態が生じている。このことは、犯罪被害者等を更に窮地に追い込むだけでなく、犯罪被害者等に対する誤解を助長させ、国民の理解・協力がなければ成り立ち得ない犯罪被害者等施策全体の進展を困難なものとする。このほか、犯罪被害者等からは、報道により二次的被害を受けたという悲痛な声もある。

こうした状況下では、周囲に犯罪被害者等が暮らしている、誰もが犯罪被害者等になり得るという意識等を国民の中に醸成し、国民が犯罪被害者等を身近な存在として捉え、犯罪被害者等が安心して助けを求めることのできる社会を実現するための取組を更に進めることが求められる。そのためには、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等施策について、国民に広く深く行き渡るよう、当事者以外にも分かりやすいものとなるよう配意しながら教育や広報啓発活動を行っていく必要がある。

2　具体的施策の方向性

⑴　学校をはじめとする教育活動の推進

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには時間を要することから、犯罪被害者等に対する国民の適切な理解や行動を中長期的に見ても揺るぎないものとする必要がある。そのためには、国民に対する教育が極めて重要となる。

とりわけ、学校現場等において、こどもに対し、命や人権の大切さから説き起こして教育をすることは、我が国において犯罪被害者等施策を定着させ、進展させる意味でも重要な意味を持つ。その上で、こどものみならず、保護者や周囲の大人等に対しても教育を行うことで、国民全体の犯罪被害者等支援に関する意識の底上げに資するものとなる。

以上の認識の下、こども等に対し、命や人権の大切さから説き起こした教育や犯罪被害者等に関する理解を深めるための啓発を学校現場等で行う。また、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」等を推進する。

⑵　国民に向けた広報啓発

関係府省庁は、それぞれ、犯罪被害者等施策に関連した特定の広報啓発に関する強化期間を設け、犯罪被害者等に対する理解や支援に資する国民の意識啓発・高揚に努めてきた。このような強化期間は、犯罪被害者等施策に対する国民の意識を高めるためにも重要であることから、これらの強化期間を更に効果的な取組として実施していく。

また、国民一人一人が犯罪被害を自らの問題として捉えることができるようにするため、犯罪被害者等の協力を得て、その切実な声を広く国民に届ける。さらに、関係府省庁やその他の関係機関・団体等との相互連携を図りながら、広報啓発を行う対象、内容等に応じた効果的な手法を見極め、様々な機会・媒体等を通じた多様な取組を行う。

とりわけ、標語や作文等の従来の手法も大切にしつつ、昨今のデジタル技術の発展に応じた取組も積極的に行うほか、あえて言葉にせずとも目にするだけで国民が犯罪被害者等支援についての意識を呼び起こすことができるよう、シンボルマーク等を効果的に活用する。

このほか、犯罪の類型等にも応じ、多角的な観点で広報啓発を行うことにより、当該犯罪被害者等についての理解の増進を図るほか、新たな犯罪被害者等を生まないことにも資するものとする。

⑶　インターネット上の誹謗中傷対策等

インターネットには、情報の高度の流通性・拡散性・永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められ、インターネット上で犯罪被害者等の名誉権やプライバシー権等の人格権が侵害された場合、その回復は容易ではないことから、国民のインターネットリテラシーを向上させ、責任ある情報発信を促すための教育・広報啓発活動に取り組む。また、犯罪被害者等に関する報道を含め、個人の名誉権やプライバシー権等の人格権と、表現の自由との均衡の在り方については、各界各層で指摘や議論がなされているところ、このような議論が更に充実し、犯罪被害者等の置かれた立場に配慮した表現行為が促されるよう、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する広報啓発を進める。

第２　具体的施策

１　学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

⑴　学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育の充実に向けて取り組む。【文部科学省】（５－１）

⑵　学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（５－２）

⑶　学校における犯罪被害者等に関する理解の促進

警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する理解を深める。【文部科学省】（５－３）

⑷　こどもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

こどもがいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組の着実な実施を図る。【文部科学省】（５－４）

⑸　性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等

生命の尊さを学び生命を大切にする教育及び自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からのこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」の充実と全国展開に向けた普及を図る。

また、こどもたち自身が性に関して正しく理解し、適切な行動をとることができるよう、学習指導要領に基づき、こどもの発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通じた着実な指導を実施する。【文部科学省】（５－５）

⑹　家庭における生命の教育への支援の推進

各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の充実を図る。【文部科学省】（５－６）

⑺　地域における児童虐待の未然防止等に資する家庭教育支援の取組の推進
　地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。【文部科学省】（５－７）

⑻　教育現場における講演会等の実施
　教育委員会を含む都道府県・市区町村等の関係機関と連携し、教育現場における講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力についての意識のかん養等に努める。【警察庁、文部科学省】（５－８）

⑼　生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
　学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組を推進する。【法務省】（５－９）

２　国民に向けた広報啓発に関する施策

⑴　各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発

ア　犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者週間」を月間化して、十分な訴求期間を設けた上、同期間中、政府全体として、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ、各種支援の取組の定着をも狙った広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】（５―10）

イ　性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、適切に啓発期間を定め、国民各層へ向けた効果的な広報啓発を一層推進する。【内閣府】（５―11）

ウ　「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】（５―12）

エ　「人権週間」（毎年12月４日から同月10日まで）を中心に、犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。【法務省】（５―13）

オ　体罰によらない子育てや、児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【こども家庭庁】（５―14）

⑵　国民の参加を促す広報啓発活動
　犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、犯罪被害者等の参加・協力を得て講演会等を開催し、その声を国民に広く届ける機会を設けるほか、より深く国民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援に関する標語の募集、犯罪被害者等支援のシンボルマークの普及等を行う。【警察庁】（５―15）

⑶　組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発

ア　犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係府省庁と連携し、学校や民間企業、民間被害者支援団体を含む各種団体等から幅広い協力を得て、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレットの作成・配布等を実施する。また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進する。【警察庁】（５―16）

イ　医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係府省庁と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】（５―17）

⑷　広報啓発手法や媒体の多様化
　犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係府省庁や地方公共団体、民間団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・ＳＮＳ、広く国民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。【警察庁】（５―18）

⑸　ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化

ア　関係府省庁等と連携し、ＳＮＳを含むインターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を防ぐため、啓発講座の開催、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集の作成・公表等を通じ、ＩＣＴリテラシー向上に資する啓発活動を強化する。【総務省】（５―19）

イ　道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の指導の充実に努める。【文部科学省】（５―20）

ウ　関係府省庁等と連携し、インターネットリテラシーを高め、犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を含めたインターネット上の人権侵害を防ぐため、被害者にも加害者にもならない「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるよう、啓発冊子の配布のほか、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施する。【法務省】（５―21）

⑹　犯罪被害者等に関する情報の保護
　警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見を尊重しつつ、報道の自由及び国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（５―22）

⑺　少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施
　スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】（５―23）

⑻　被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
　関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童、障害者及び外国人をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（５―24（再掲：４―43））

⑼　犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施
　犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【警察庁】（５―25）

⑽　交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

ア　交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】（５―26）

イ　運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】（５―27）

⑾　交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。【警察庁】（５―28）

⑿　交通事故統計データの充実

交通事故被害者に関する統計データの犯罪被害者白書への掲載の充実を図る。【警察庁】（５―29）

⒀　調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

関係府省庁において犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。調査研究結果の公表に当たっては、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトに集約するなど、国民がアクセスしやすい方法による情報発信を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（５―30）

Ⅳ　推進体制

第５次基本計画においても、第１次基本計画から第４次基本計画までと同様、犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に実施されるよう、基本法第７条、第８条第５項において準用する同条第３項及び第４項、第10条並びに第23条の規定に基づく事項並びに第24条第２項に規定する犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連する事項について、次に掲げるとおり、推進体制を整備することとする。

〔基本法に基づく事項等〕

①　国の行政機関相互の連携・協力
②　国と地方公共団体との連携・協力
③　国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
④　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
⑤　施策の策定過程の透明性の確保
⑥　施策の実施状況の検証・評価・監視等
⑦　年次報告等によるフォローアップの実施
⑧　基本計画の見直し

〔今後講じていく施策〕

⑴　国の行政機関相互の連携・協力

「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」（令和５年９月26日閣議決定）に基づき、基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰（ふかん）しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引（けん）し、関係府省庁の緊密な連携・協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組を進める中で、犯罪被害者等施策に係るデジタル化にも配意する。

⑵　国と地方公共団体との連携・協力

犯罪被害者等施策の実施に当たっては、国、広域自治体として域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する都道府県及び住民にとって最も身近な基礎自治体として犯罪被害者等施策を推進する市区町村の相互の連携が重要となる。また、関係者が複数の都道府県や市区町村に所在する場合等には、地方公共団体相互の広域連携も重要である。そこで、警察庁において、都道府県及び市区町村との犯罪被害者等施策の推進に係る各種会議を活用するとともに、関係府省庁において、都道府県及び市区町村の担当部局の平素の連携のための各種会議を活用するなどして、国と地方公共団体や地方公共団体相互の連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら犯罪被害者等施策を実施する。

⑶　国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

関係府省庁において、行政機関以外の公的機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等施策を実施する。

⑷　犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から定期的に意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、広く犯罪被害者等から意見を募集する。

なお、これらの意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

⑸　施策の策定過程の透明性の確保

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の迅速な公開に努めるとともに、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトを、犯罪被害者等施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

⑹　施策の実施状況の検証・評価・監視等

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の推進による効果、犯罪被害者等施策の実施状況に関する検証・評価を行い、関係府省庁における効果的かつ適切な施策の実施を推進するとともに、施策の検討・策定・実施状況について、適時適切に監視を行う。その検証・評価・監視等に当たっては、それらが効果的に行われるよう、当該検証等の方法について不断の検討を行う。また、当該検証等の結果を勘案して必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

⑺　年次報告等によるフォローアップの実施

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、犯罪被害者等施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議が行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の一層の推進を図る。当該点検においては、施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握する。また、警察庁において、年次報告等を通じて点検結果を公表する。

⑻　基本計画の見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行う。

また、引き続き、広く国民の理解を得て犯罪被害者等施策を推進するため、施策の全体像や体系的構造を明確にするとともに、国民に分かりやすい表現を用いることに留意する。

Ⅴ　犯罪被害者等施策の動向を把握するための参考指標

参考指標の位置付け

犯罪被害者等施策に関しては、事件数の増減や犯罪被害者等の意向等によって利用の有無等が増減するため、個別施策で把握可能な数字の大小や増減それ自体は、当該施策を評価する直接の指標として必ずしも適してはいない。そこで、本計画では、施策の動向の把握等をする上で参照する価値があり得ると考えられる数値等を「参考指標」として位置付けることとする。

なお、「Ⅳ　推進体制」〔今後講じていく施策〕⑹の実施等に当たっては、その目的に照らして、必要に応じ、参考指標を整理して適切な方法により提示するほか、参考指標以外の把握可能な数値等を参照することもあり得る。

※　以下において、下線を付したものは「定性的指標」であり、毎年（度）の取組状況を記述式で把握するもの。その他は「定量的指標」であり、毎年（度）の当該数値を把握するもの。

重点課題第１　損害回復・経済的支援等への取組

［１・２共通］

損害回復・経済的支援等への取組に係る犯罪被害者等の利用状況に関する実態把握の実施状況【警察庁】（１－１、15）

１　犯罪被害者等の損害回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等の負担軽減に関する施策

ア　法テラスにおける、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）紹介件数、精通弁護士名簿登載者（うち女性）数及び犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）実施件数【法務省】（１－２）

イ　損害賠償命令事件の新受・既済件数及び終局区分別終局件数の内訳【法務省】（１－３）

ウ　刑事和解の事例数【法務省】（１－５）

⑵　加害者による損害賠償の履行の促進に関する施策

ア　矯正処遇における作業報奨金の被害者送金の件数・金額【法務省】（１－13）

イ　保護観察が終了した者のうち、犯罪被害者等に対する慰謝の措置に関する生活行動指針の設定がなされた件数【法務省】（１－14）

ウ　加害者の損害賠償責任の実現に向けた民事法制の調査状況【法務省】（１－16）

２　犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

⑴　経済的負担の軽減に関する施策

ア　犯罪被害給付制度の裁定に係る被害者数（その内訳）、裁定件数、裁定金額並びに仮給付決定に係る被害者数及び決定件数【警察庁】（１－17、18、19）

イ　都道府県警察における性犯罪に係る医療費及び身体犯に係る医療費等の公費負担制度の利用件数【警察庁】（１－20）

ウ　都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の利用件数【警察庁】（１－21）

エ　都道府県警察における司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度の利用件数【警察庁】（１－22）

オ　犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入している地方公共団体の数及び導入済みの各地方公共団体の見舞金の額【警察庁】（１－25）

カ　預保納付金の活用による奨学金の給付人数及び給付金額【金融庁】（１－39）

キ　国外犯罪被害弔慰金等支給制度の被害者数、裁定件数及び裁定金額【警察庁】（１－40）

ク　諸外国における犯罪被害者等施策の調査状況【警察庁】（１－41）

⑵　居住の安定に関する施策

ア　都道府県警察における緊急避難場所の確保及びハウスクリーニングに係る公費負担制度の利用件数【警察庁】（１－42）

イ　犯罪被害者等の公営住宅の優先入居・目的外使用の件数【国土交通省】（１－43）

ウ　犯罪被害者等の公営住宅の入居に際して配慮を行う制度を導入している地方公共団体の数【警察庁】（１－49）

⑶　雇用の安定に関する施策

ア　民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入状況等【警察庁、法務省、厚生労働省】（１－51）

イ　国家公務員が被害者参加人として裁判に出席した場合の休暇等についての検討状況【(人事院)】（１－52）

重点課題第２　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

１　精神的・身体的被害からの回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等の精神的ケアに関して、医師が昼夜を問わず精神科医に相談できる体制をとっている救命救急センターの数【厚生労働省】（２－３）

⑵　警察部内カウンセラーの人数及び部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数【警察庁】（２－７）

⑶　少年補導職員の配置数【警察庁】（２－８）

⑷　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける関係機関との連携体制構築の基盤整備をしている都道府県数及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおけるこども・若者・男性等の多様な被害者への支援のための取組を行っている都道府県数【内閣府】（２－15）

⑸　自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実に取り組んでいる病院数（短期入院協力病院、重点支援病院及び療護施設）【国土交通省】（２－17）

２　更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

⑴　トラウマインフォームドケアに係るオンデマンド研修教材の視聴回数【警察庁】（２－22）

⑵　警察職員に対する犯罪被害者等に関する研修回数及び参加人員【警察庁】（２－23、24、25）

⑶　検察庁職員に対する犯罪被害者等に関する研修回数及び参加人員【法務省】（２－27、28、29）

⑷　矯正施設職員に対する犯罪被害者等に関する研修回数及び参加人員【法務省】（２－30）

⑸　更生保護官署職員、被害者担当保護司等に対する犯罪被害に関する研修回数及び参加人員（官署主催の研修を除く。）【法務省】（２－31、32）

３　再被害の防止等の安全確保に関する施策

⑴　ストーカー事案の再被害防止措置状況（加害者連絡実施数等）【警察庁】（２－43）

⑵　配偶者暴力加害者プログラムの実施に取り組んでいる都道府県数【内閣府】（２－49）

⑶　児童相談所における一時保護件数【こども家庭庁】（２－53、54）

⑷　女性相談支援センター等における一時保護者数【厚生労働省】（２－55）

⑸　教育・保育等を提供する場におけるこども性暴力防止法に基づく児童に対する性暴力の防止等の推進に係る取組状況【こども家庭庁】（２－62）

重点課題第３　刑事手続等への関与拡充への取組

１　捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

⑴　犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方の多角的検討の状況【法務省】（３－20）

⑵　刑事訴訟及び民事訴訟における付添い、遮蔽措置及びビデオリンク方式に係る証人数【法務省】（３－22、23、25）

⑶　被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討等の状況【法務省】（３－24）

⑷　犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴についての検討・実施状況【法務省】（３－25）

⑸　公判記録の閲覧・謄写をさせた数及び閲覧・謄写をさせなかった数【法務省】（３－26、27、28）

⑹　少年保護事件に関する意見聴取の申出人数、実施人数及び不実施人数、記録の閲覧・謄写の申出人数、許可人数及び不許可人数並びに審判結果等の通知の申出人数及び実施人数【法務省】（３－30）

⑺　少年審判傍聴等の対象事件数、申出事件数及び許可事件数並びに少年審判状況説明制度の申出人数、実施人数及び不実施人数【法務省】（３－31）

⑻　医療観察審判の傍聴制度の充実に関する多角的検討及びそれを踏まえた施策の実施状況【法務省】（３－32）

２　加害者の処遇段階における関与等に関する施策

⑴　「被害者の視点を取り入れた教育」の刑事施設及び少年院における受講開始人数又は受講修了人数並びに「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の一層の充実に係る検討等の状況【法務省】（３－35）

⑵　刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達件数及び刑の執行段階等における被害者等の心情等聴取・伝達制度の運用に係る検討等の状況【法務省】（３－36）

⑶　仮釈放等審理における犯罪被害者等からの意見等聴取件数【法務省】（３―38、39）
⑷　専門的処遇プログラムの開始人員及びしょく罪指導プログラムの終了人員【法務省】（３―41、42）
⑸　更生保護における心情等聴取・伝達件数及び犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方の検討等の状況【法務省】（３―44）
⑹　医療観察対象者の処遇段階等に関する犯罪被害者等に対する情報提供件数及び当該情報提供の制度の在り方についての検討状況【法務省】（３―45）
⑺　医療観察制度に係る入院医療機関への聞き取り等の実施状況及びその結果を踏まえた犯罪被害者等の関与に関する検討状況【厚生労働省】（３―47）

重点課題第４　支援等のための体制整備への取組

１　各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

⑴　犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定している地方公共団体の数【警察庁】（４－１）
⑵　総合的対応窓口の機能充実のための施策の実施状況【警察庁】（４－３）
⑶　多機関ワンストップサービスを運用している都道府県数、犯罪被害者等支援コーディネーターの対応人数、地方公共団体アドバイザーによる助言件数並びに総合的推進事業を実施した回数及び当該事業に参加した機関数【警察庁】（４－４、５）
⑷　指定被害者支援要員数及び運用件数【警察庁】（４―12）
⑸　少年サポートセンター設置数及びそのうち警察施設以外の施設数【警察庁】（４―14）
⑹　全公立小中学校におけるスクールカウンセラー及び全中学校区におけるスクールソーシャルワーカーの配置率【文部科学省】（４―16、17）
⑺　犯罪被害（二次的被害）に関する人権相談件数及び人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数）【法務省】（４―19、20、31）
⑻　法テラスによる犯罪被害者支援業務における、犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数、地方事務所での対応件数及びＤＶ等被害者法律相談援助実施件数【法務省】（４―22、23、24、25、26、27）
⑼　ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等の対策に関する情報流通プラットフォーム対処法の運用状況及び相談体制状況【総務省】（４―30）
⑽　児童相談所数及び配置職員数（児童福祉司、児童心理司、医師及び保健師）【こども家庭庁】（４―32、33、34、35、36、37、38）
⑾　ストーカー事案相談等対応件数【警察庁】（４―41）
⑿　性犯罪被害相談電話の相談対応状況【警察庁】（４―43）
⒀　配偶者暴力相談支援センターへの相談件数【内閣府】（４―43）

２　関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

⑴　犯罪被害者等施策ポータルサイトへのアクセス数【警察庁】（４―44）
⑵　「被害者手帳」の交付件数及び支援経過の「カルテ化」に向けた取組状況【警察庁】（４―45）
⑶　支援に携わる関係機関・団体等の連携のための会議体（実務者会議）の開催回数及び同会議への職能団体等の参加状況【警察庁】（４―47、49）
⑷　在外公館等が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数及び援護人数【外務省】（４―68）

３　民間の団体による活動への援助に関する施策

⑴　民間被害者支援団体に対する援助等の実施状況【警察庁】（４―69）
⑵　預保納付金による犯罪被害者支援団体への助成件数及び金額【金融庁】（４―71）
⑶　民間被害者支援団体の犯罪被害者等支援コーディネーターとの連携及び支援提供状況に関する分析等の実施状況【警察庁】（４―77）

４　人材育成及び調査研究に関する施策

⑴　支援者向けオンデマンド研修教材の視聴回数及び地方公共団体職員を対象とした研修への講師派遣数【警察庁】（４―78）
⑵　「犯罪被害者等施策講演会」の参加人数及び配信視聴数【警察庁】（４―79）
⑶　ＰＴＳＤ対策専門研修「犯罪・性犯罪被害者コース」の研修受講者数【厚生労働省】（４―94）
⑷　児童・思春期精神保健研修「医療従事者専門研修」の研修受講者数【厚生労働省】（４―95）
⑸　殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響とこれらへの対応についての調査研究の取組状況【警察庁】（４―105）
⑹　犯罪被害者支援に関する研修・研究に係る体制等の強化についての検討状況【警察庁】（４―111）

重点課題第５　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

１　学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

⑴　学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進に係る取組状況及び性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況【文部科学省】（５―１、２、５）
⑵　「命の大切さを学ぶ教室」の講演会の実施回数及び受講人数並びに「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の参加学校数及び応募数【警察庁】（５―８）
⑶　生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発に向けた取組の実施状況【法務省】（５―９）

２　国民に向けた広報啓発に関する施策

⑴　犯罪被害者月間に関連する広報啓発活動の実施状況（イベント開催数等も含む。）【警察庁】（５―10、15）
⑵　犯罪被害者等による講演会等の開催回数及び参加人数、犯罪被害者等支援に関する標語の募集数並びに犯罪被害者等支援シンボルマークの認知向上のための取組状況【警察庁】（５―15）
⑶　犯罪被害者等支援公式ＳＮＳアカウントの投稿数及びフォロワー数【警察庁】（５―18）
⑷　青少年のインターネットの安全な利用に係る啓発講座「ｅネットキャラバン」の実施件数及び「インターネットトラブル事例集」作成・公表状況【総務省】（５―19）
⑸　インターネット上の誹謗中傷等を防ぐための情報モラル教育の実施状況【文部科学省】（５―20）
⑹　インターネット上の人権侵害を防ぐための人権啓発活動の実施状況【法務省】（５―21）
⑺　交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の配布数、交通事故被害者等の講演会等の開催数及び交通事故被害者等の声を反映した講習受講者数【警察庁】（５―26、27）

---

[1] なお、これらの取組は、犯罪被害者等に実際に利活用されて初めて意味があることから、支援の体制を整備・拡充することも必要となる（重点課題第４）。
[2] 養育費については、令和６年の民法及び民事執行法の改正（令和８年４月１日施行予定）により、先取特権の付与（改正後の民法第306条及び第308条の２）、いわゆる執行手続のワンストップ化（改正後の民事執行法第167条の17等）等の履行確保に向けた見直しが図られている。
[3] 危険かつ悪質な運転行為による死傷事犯を含む。
[4] 令和５年推進会議決定において、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を行うこととされたことを受け、警察庁において令和５年から令和６年にかけて開催したもの。

[5] 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第207号）により、他の公的給付の最低給付額を参考に、遺族給付金、重傷病給付金の休業加算額及び障害給付金の算定に用いる基礎額の最低額が引上げられるとともに、遺族給付基礎額における加算額が新設された。

[6] 「令和６年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」による。全国の従業員数30人以上の企業10,000社を対象に、「被害者休暇（犯罪被害者等である労働者が被害を回復するための休暇制度）」の認知状況、導入状況等を調査したもの。

[7] 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）の被害回復分配金の支払手続を経ても、被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により、被害者に返すことができなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭のこと。

[8] （人事院）とは、人事院に対して周知・検討を要請するものである。

[9] 二次的被害の防止は重要であるが、これを過度に強調するあまり、犯罪被害者等にとって必要となる関わりや支援を遠のかせることになってはならないという指摘にも留意する必要がある。なお、二次的被害の防止のため、広く国民に対して犯罪被害者等に対する理解を増進していくことについては、重点課題第５参照。

[10] トラウマとその影響について知識を持ち、理解して関わること。

[11] 保護観察における心情等伝達制度については、平成19年から導入されている。

[12] 捜査の結果、被疑者が心神喪失等の状態にあることが認められ不起訴処分となるなどした場合には、検察官の申立てにより、地方裁判所が医療観察の審判を開始する。この審判によって、入院決定がなされた場合には、医療観察対象者は指定された医療機関に入院し、専門的な医療を受けることとなる。また、当初の審判によって通院決定がなされた場合や、入院決定を受けた医療観察対象者について、その後、指定入院医療機関等からの申立てにより裁判所が退院許可決定を行った場合には、医療観察対象者は、地域社会での生活を営みながら、指定された通院医療機関における医療を受けつつ、保護観察所による精神保健観察を受けることとなる。そして、通院の期間が満了した場合や裁判所により処遇の終了決定がなされた場合等に、医療観察制度による処遇が終了する。

[13] 捜査の段階においては、警察・検察から連絡・説明が行われ、入院や通院の要否を判断するための審判においては、裁判所の裁量により、犯罪被害者等の傍聴が可能とされている（医療観察法第47条第１項）。また、処遇段階においては、犯罪被害者等の申出に基づき、保護観察所から、医療観察対象者の氏名、医療観察対象者の処遇段階、各処遇の開始又は終了年月日、各処遇段階の終了事由、地域社会における処遇中の医療観察対象者との接触状況等について情報提供する制度が平成30年から実施され、このうち、各処遇段階の終了事由については、令和６年に情報提供の内容として追加されたものである。

[14] ここでいう「自助グループ」とは、犯罪被害者等が、互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループをいう。

[15] 大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組。

キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字喜友名上原	一三五二番一	宅地
沖縄県国頭郡北中城村字比嘉西原	七二九番一	山林

二　裁決の申請があった旨について

沖縄県収用委員会に対して、令和８年二月十三日付け沖防第八百十三号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十八条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和８年四月十三日から同月二十七日まで

防衛大臣　小泉進次郎

キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字山里新三原	三一一五番三	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和８年二月十三日付け沖防第八百十五号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和８年四月十三日から同月二十七日まで

防衛大臣　小泉進次郎

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間城間原	四七九番三	雑種地
沖縄県浦添市字仲西外間門原	三七三番一	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和８年二月十三日付け沖防第八百十四号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十八条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和８年四月十三日から同月二十七日まで

防衛大臣　小泉進次郎

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間城間原	四七三番一	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年二月十三日付け沖防第八百十六号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年四月十三日から同月二十七日まで

令和八年四月十三日

防衛大臣　小泉進次郎

基本測量関係事項公告

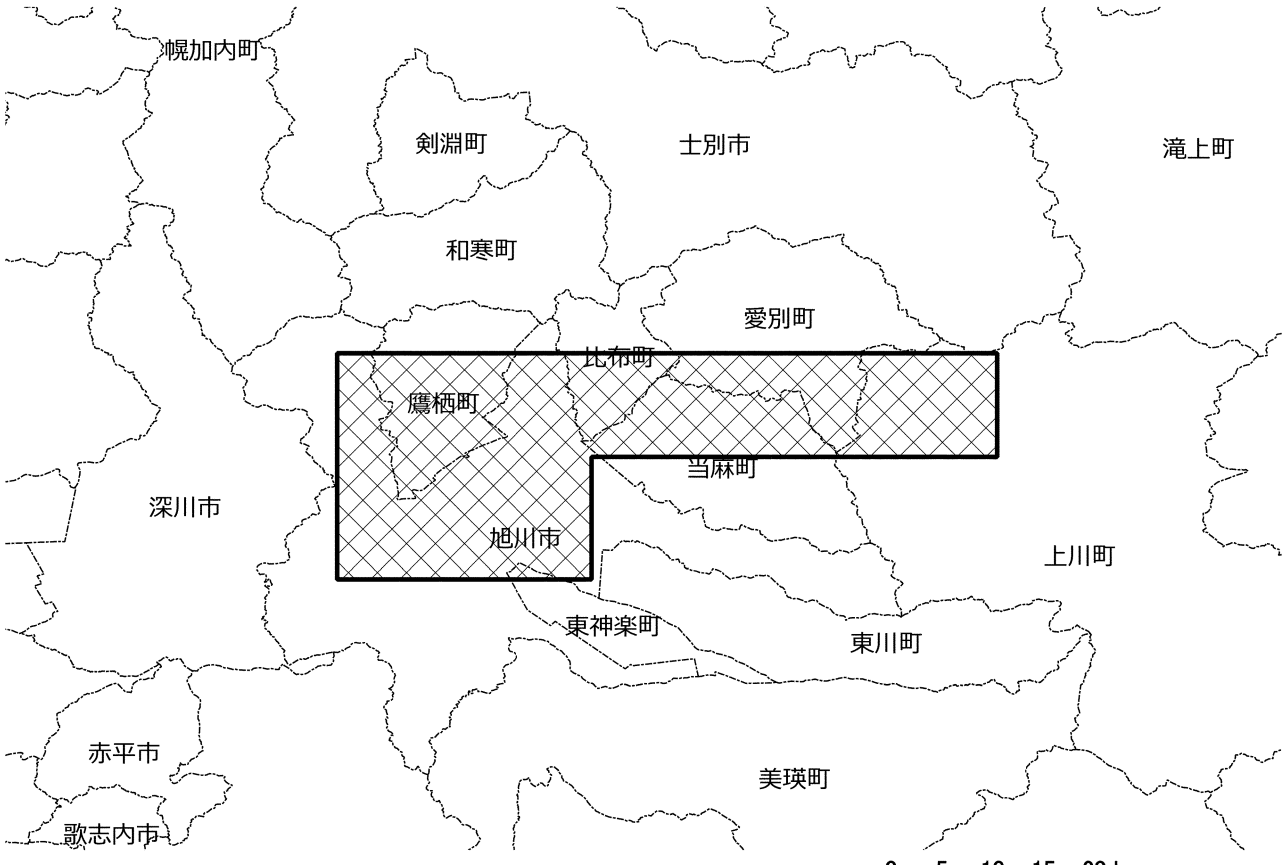
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月13日

国土交通大臣　金子　恭之

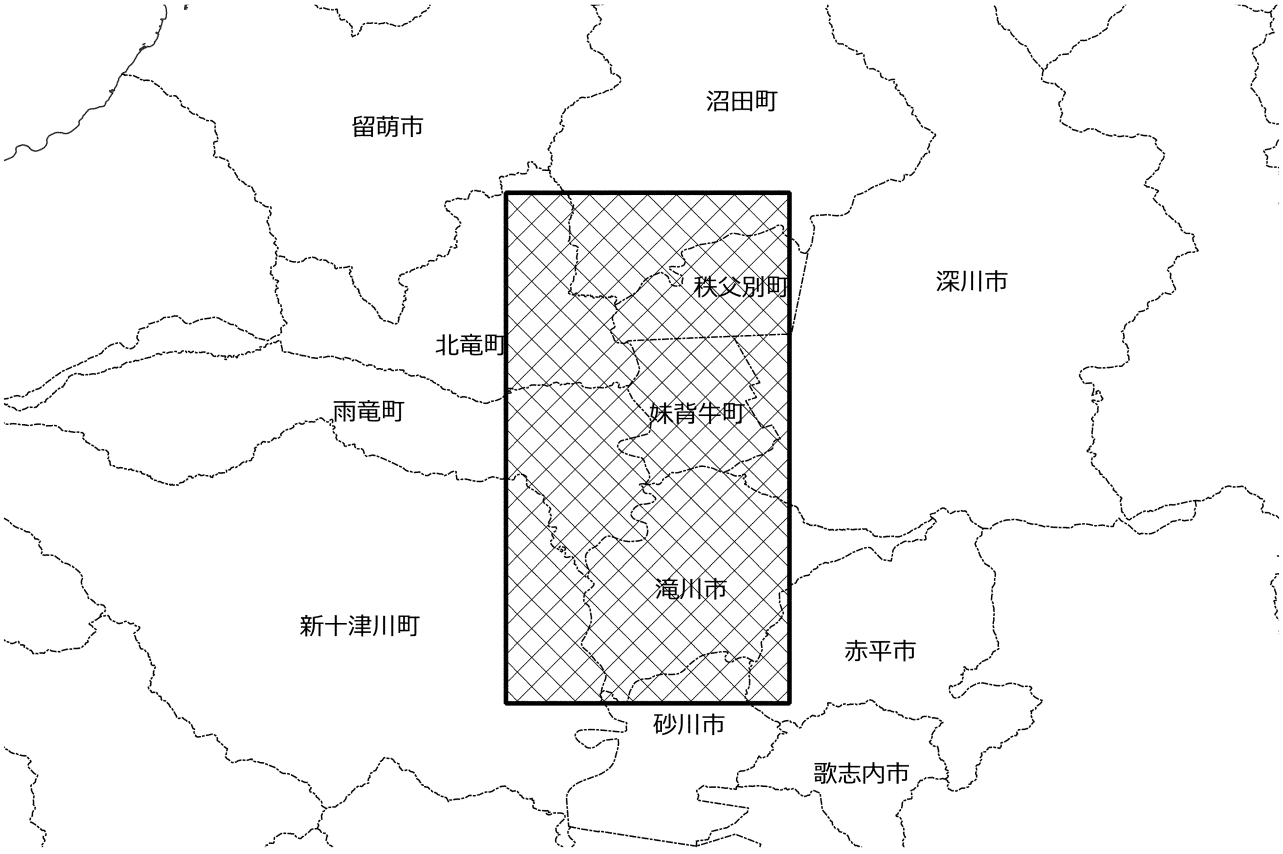
種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm	令和７年	ＣＨＯ―2024―1	旭川	695㎢
〃	〃	〃	ＣＨＯ―2024―2	滝川	447㎢
〃	〃	〃	ＣＨＯ―2024―4	函館	127㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2023―6	酒田・庄内	294㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―1	八戸	536㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―6	鶴岡	809㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―7	福島	614㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―7	八街	665㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―9	市原	441㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―10	秩父	189㎢
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2023―5	入善	219㎢
〃	〃	〃	ＣＫＫ―2024―1	相生	845㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2024―2	出雲	386㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2024―3	米子	281㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2024―4	倉敷	444㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2024―11	高鍋	206㎢
備考　空中写真の刊行日　令和８年４月14日					

旭川地区



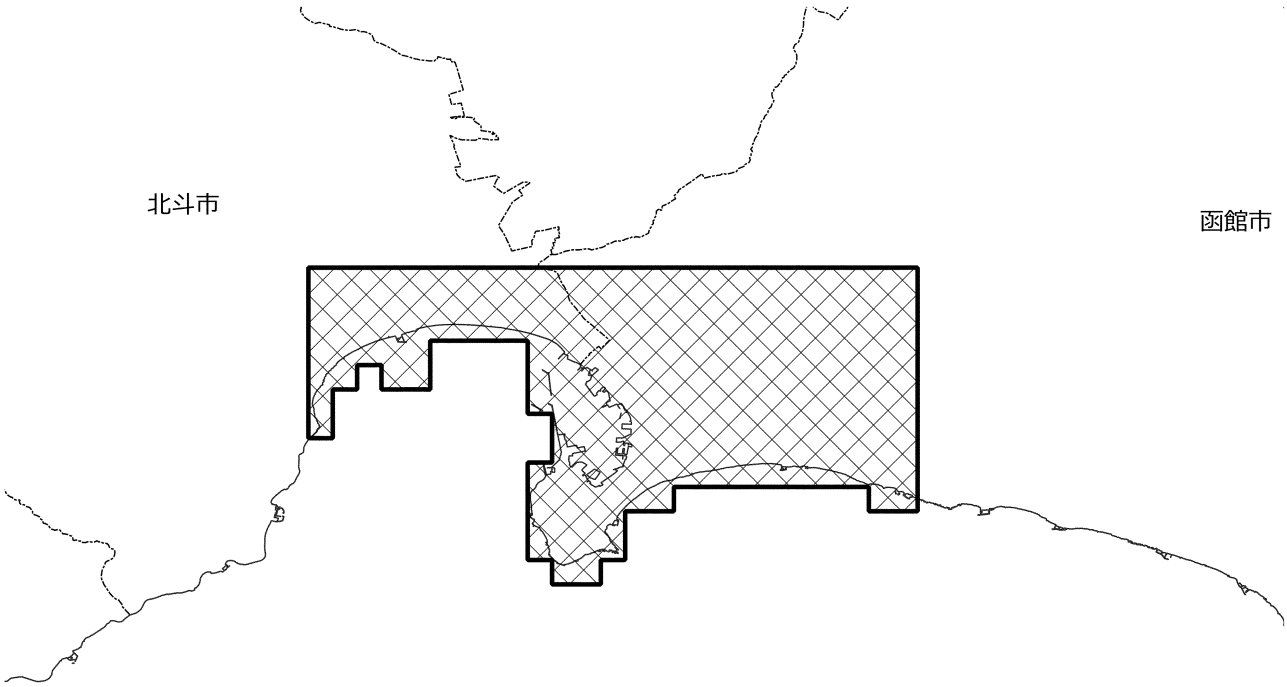
備考：☒ は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

滝川地区



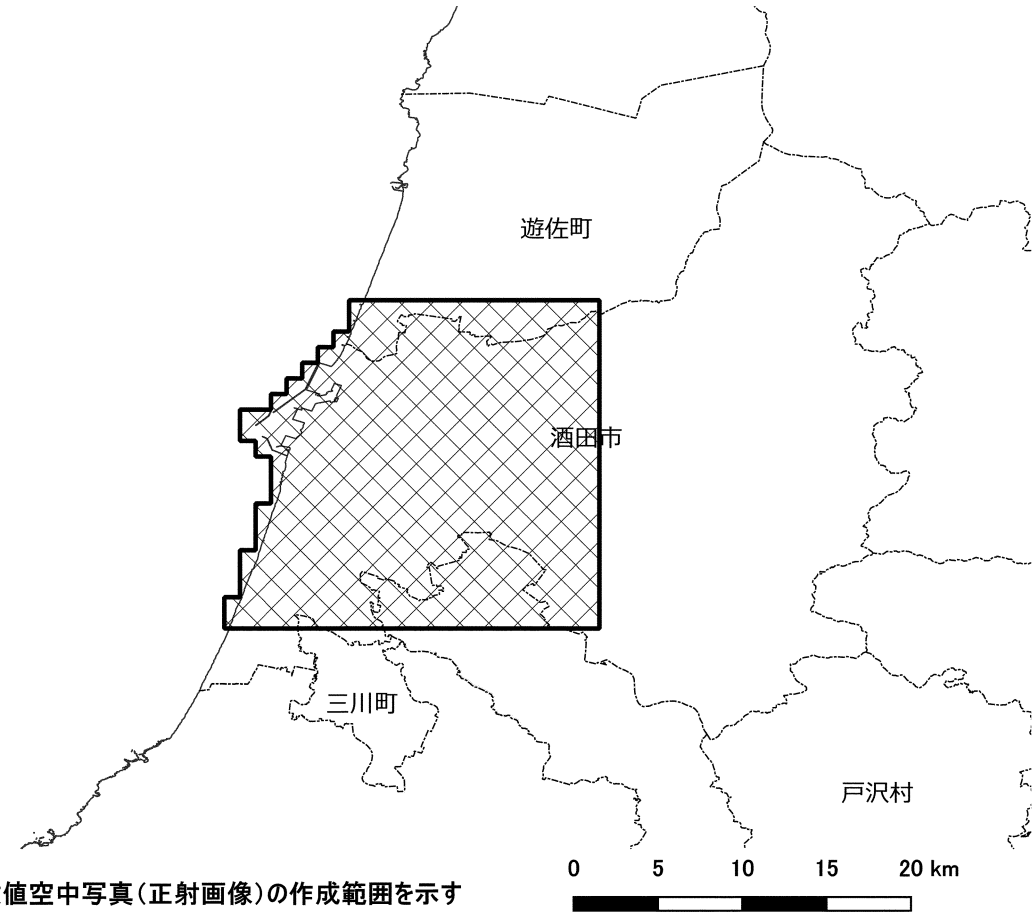
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

函館地区



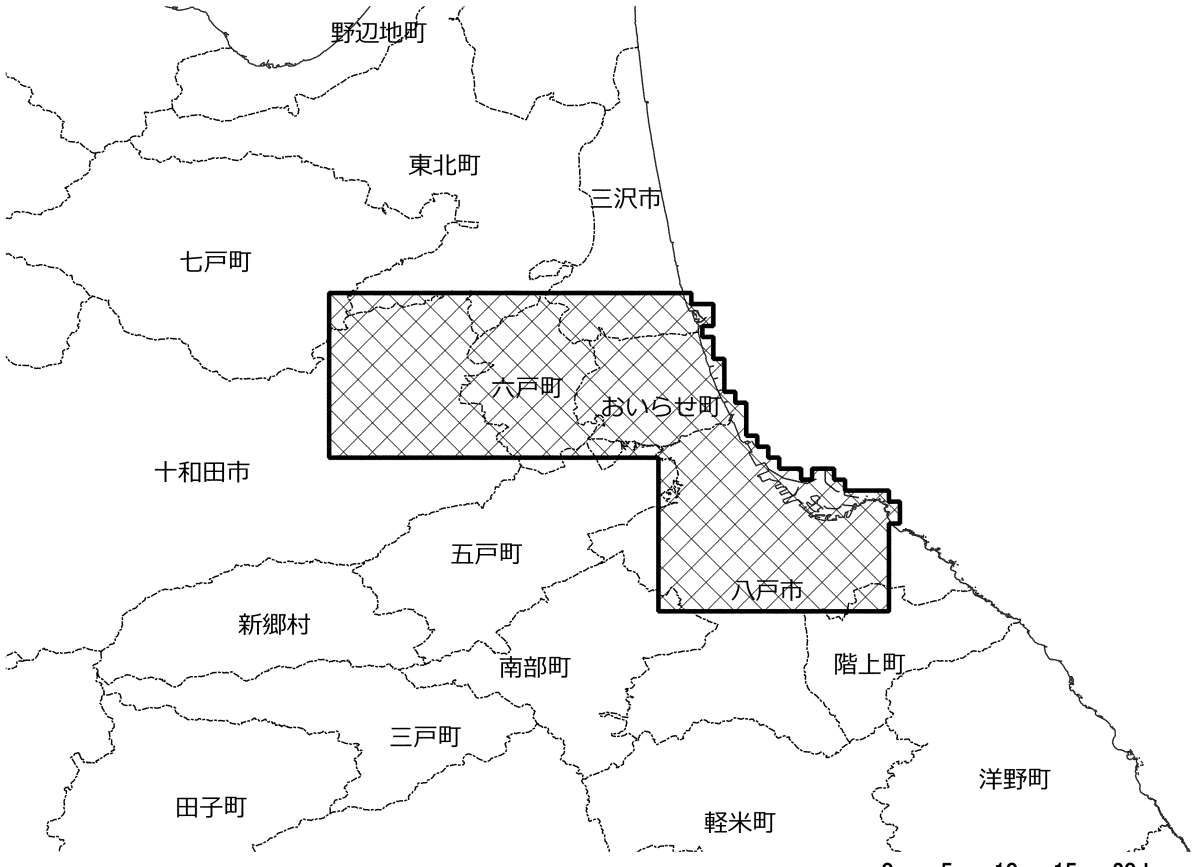
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

酒田・庄内地区



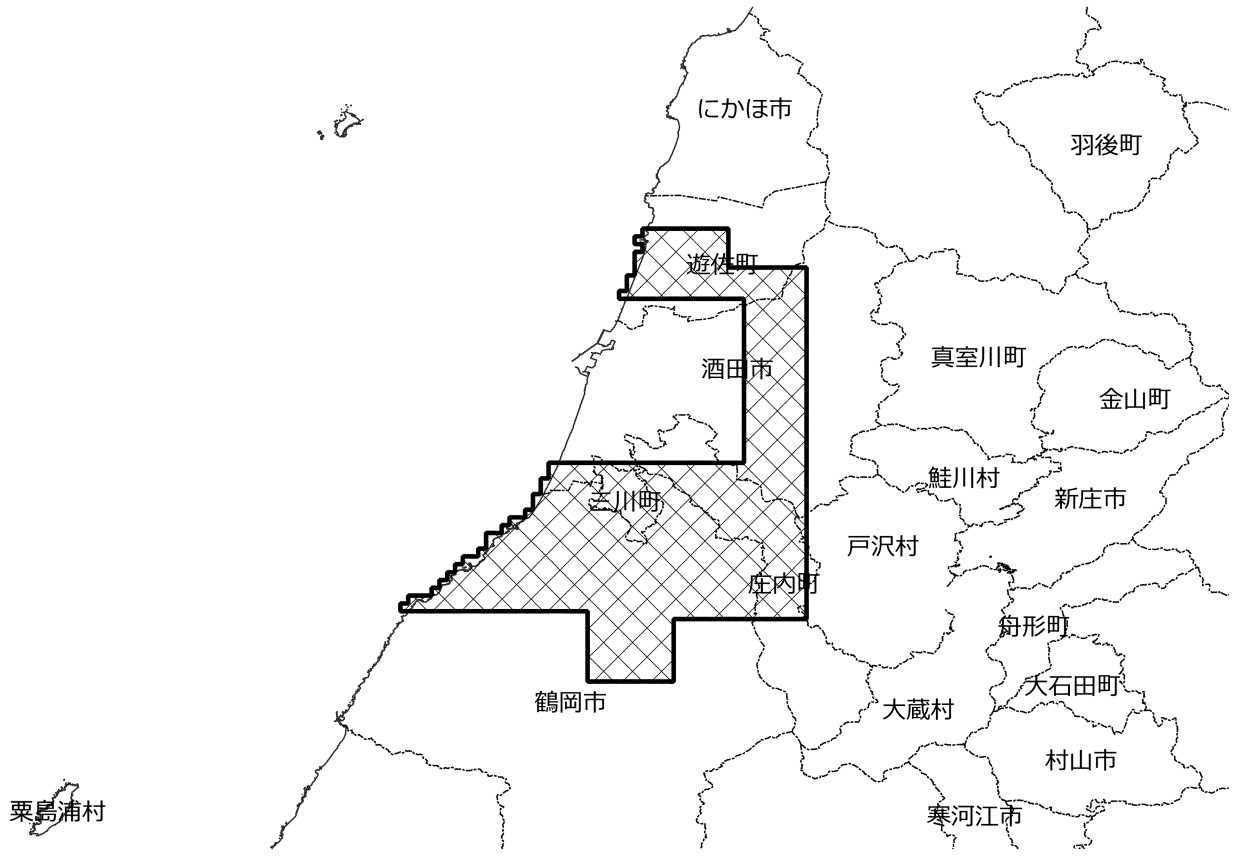
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

八戸地区



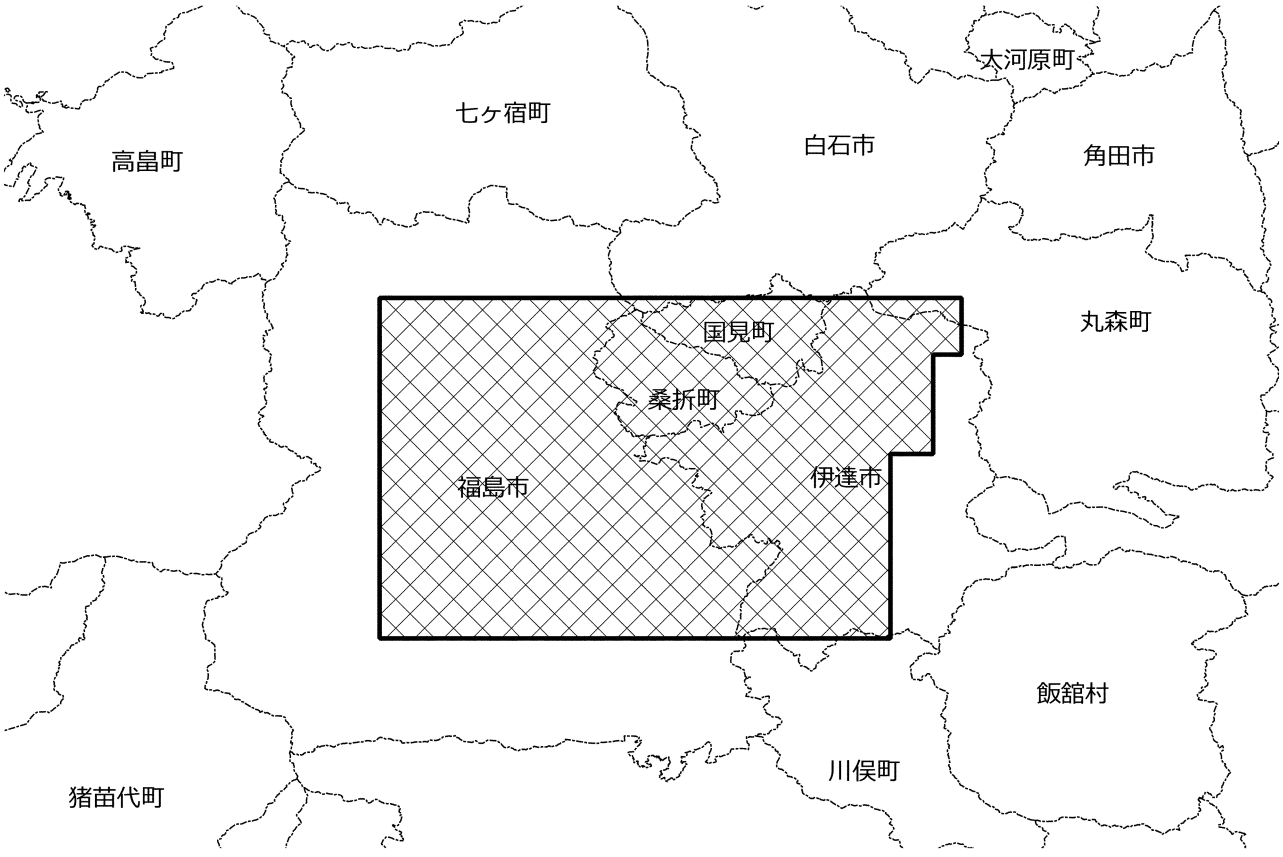
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

鶴岡地区



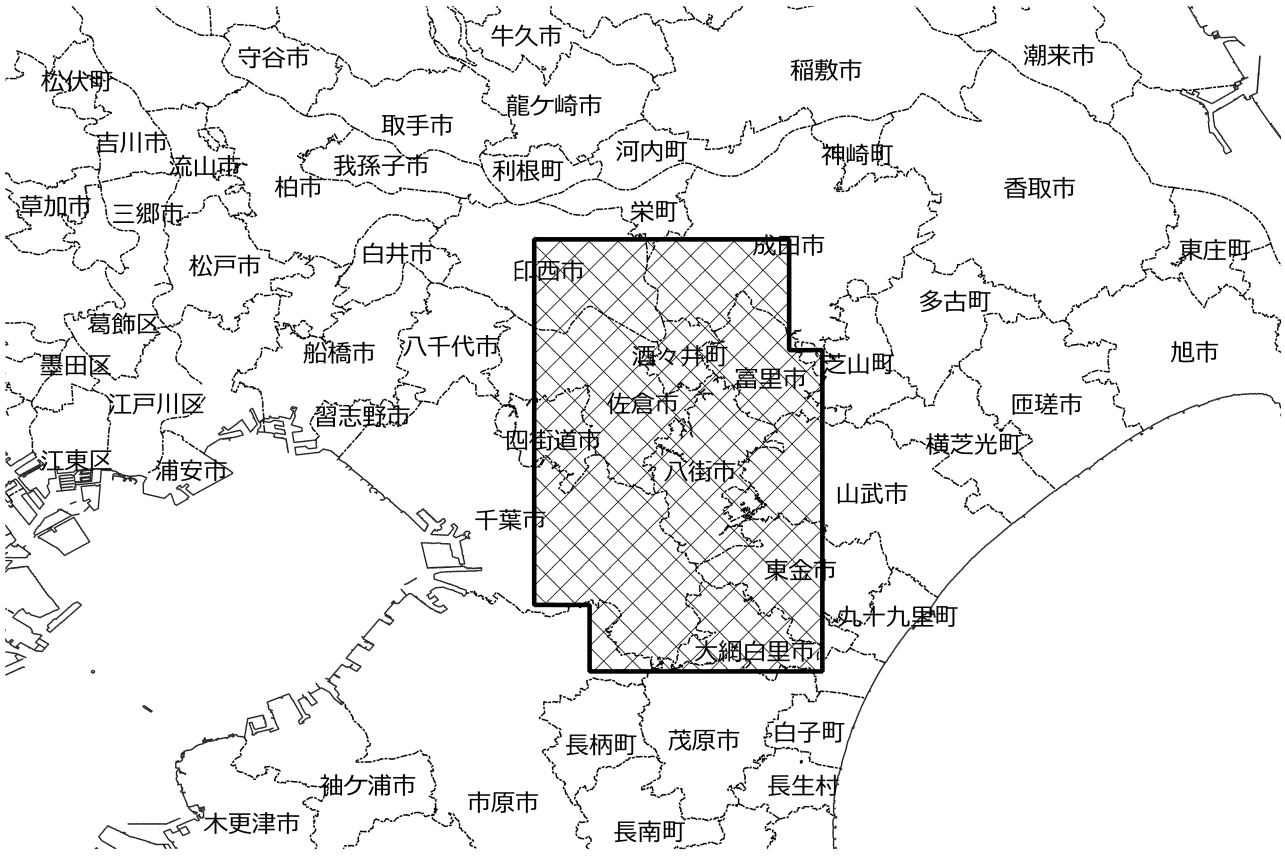
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

福島地区



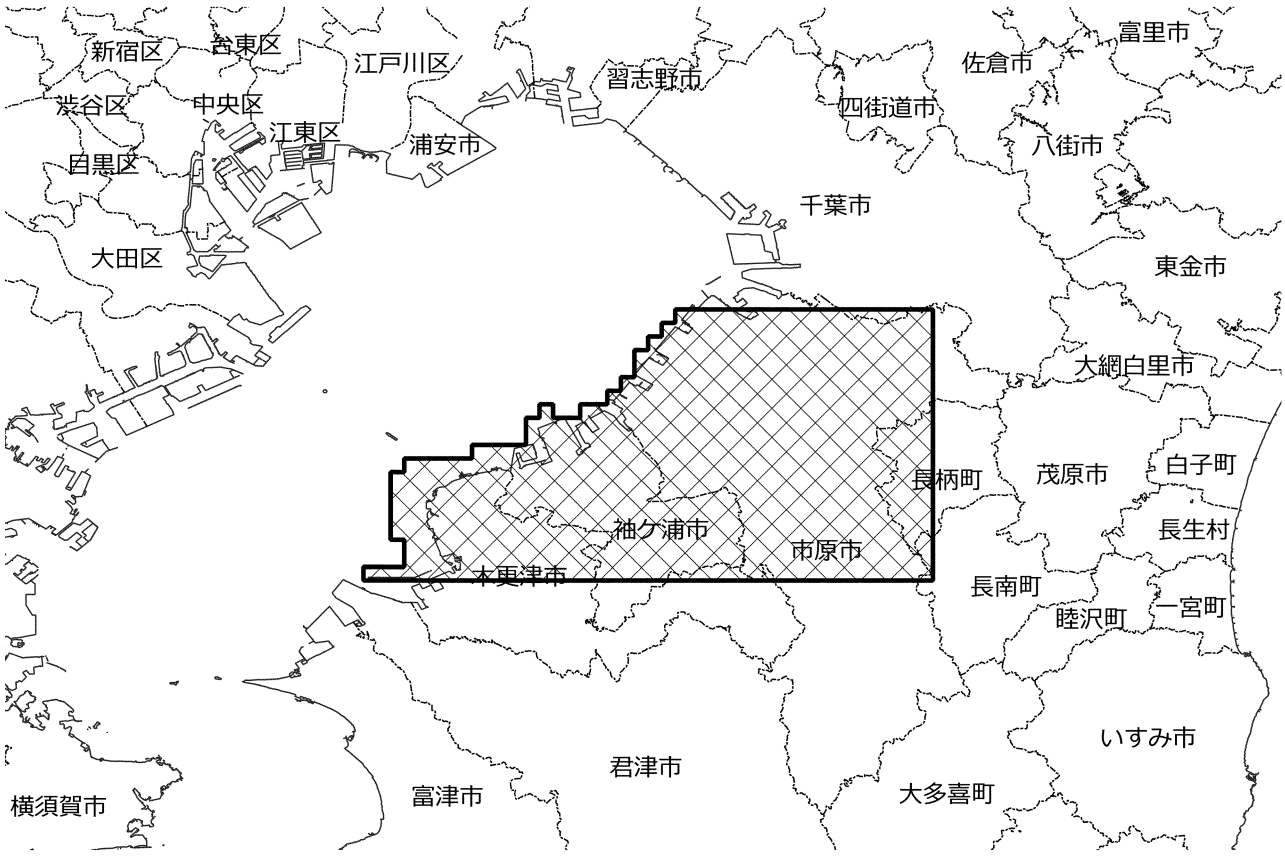
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

八街地区



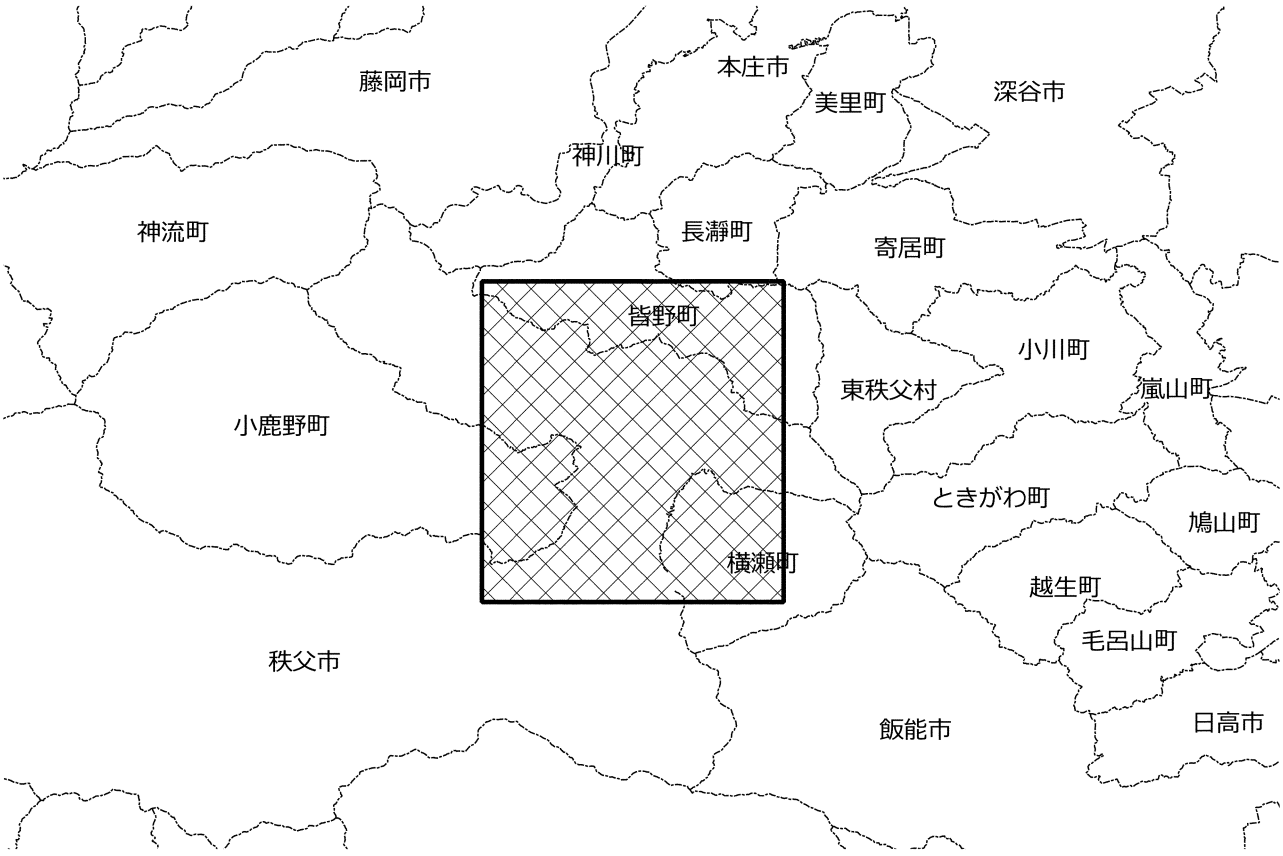
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

市原地区



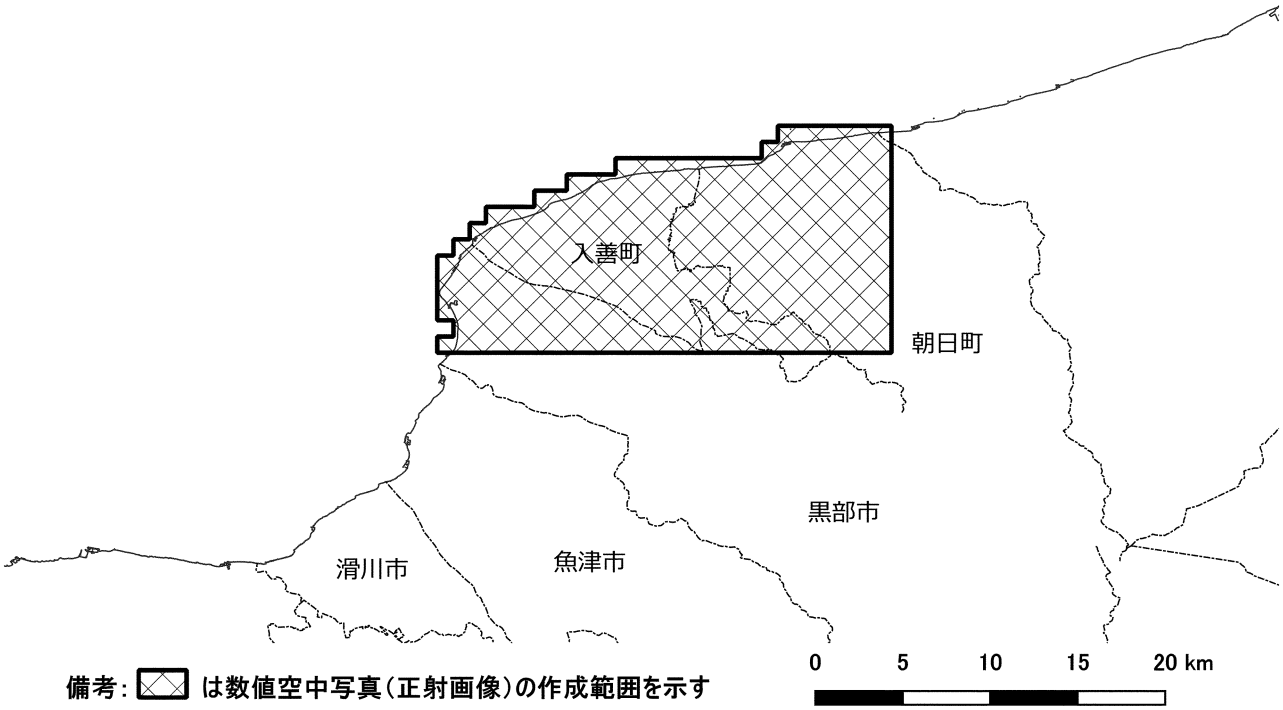
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

秩父地区



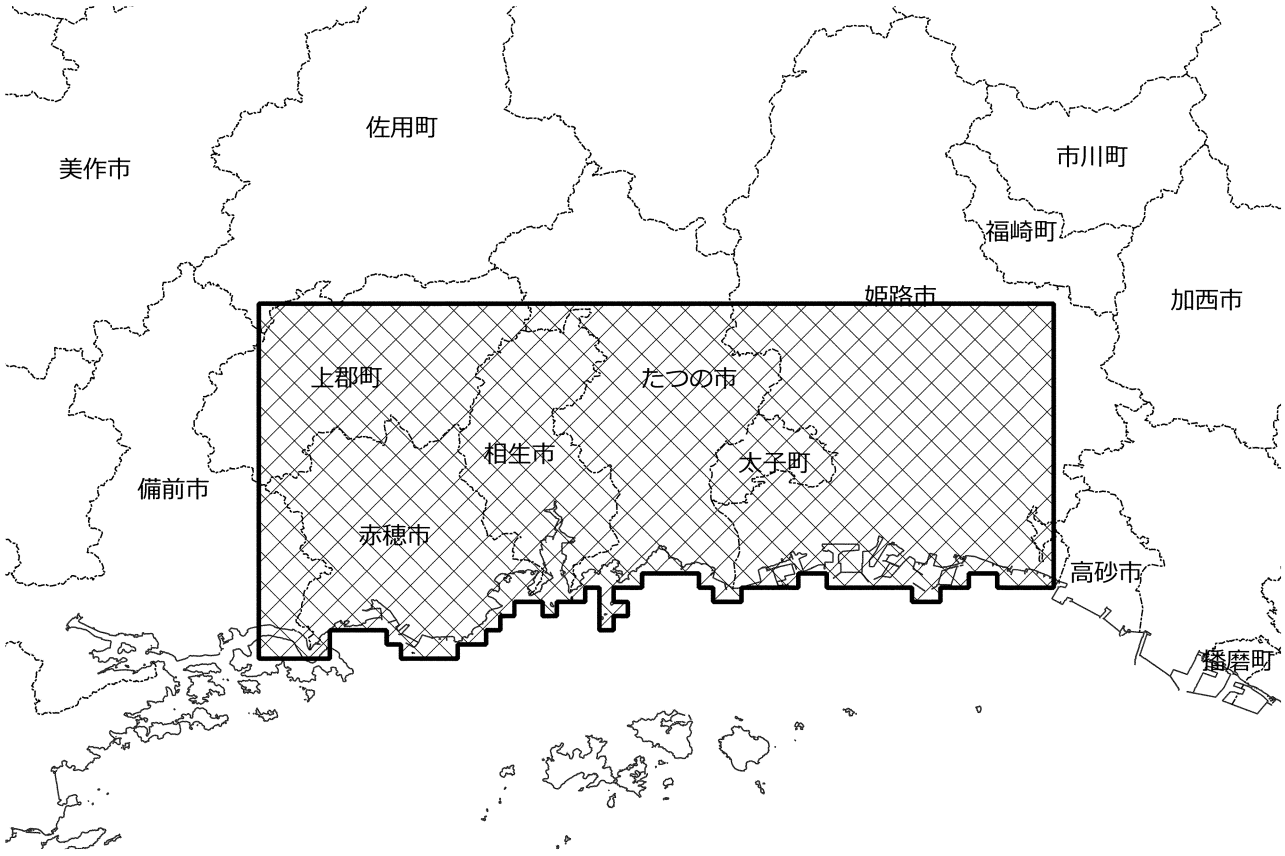
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

入善地区



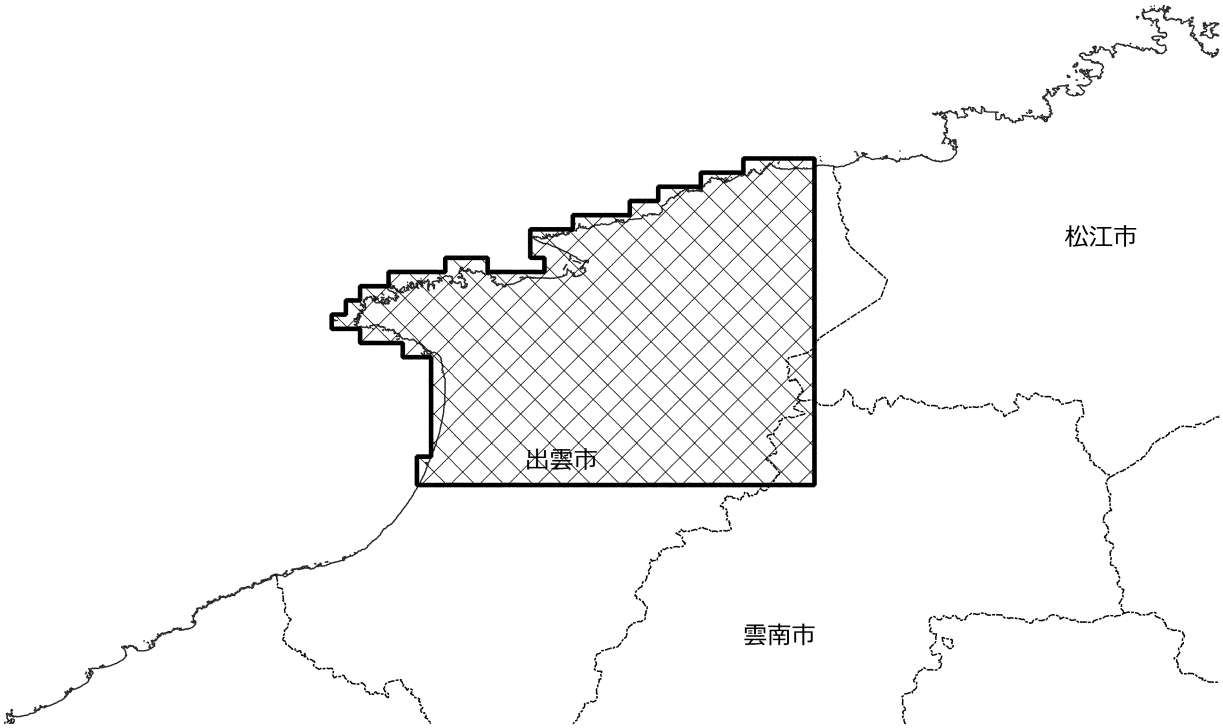
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

相生地区



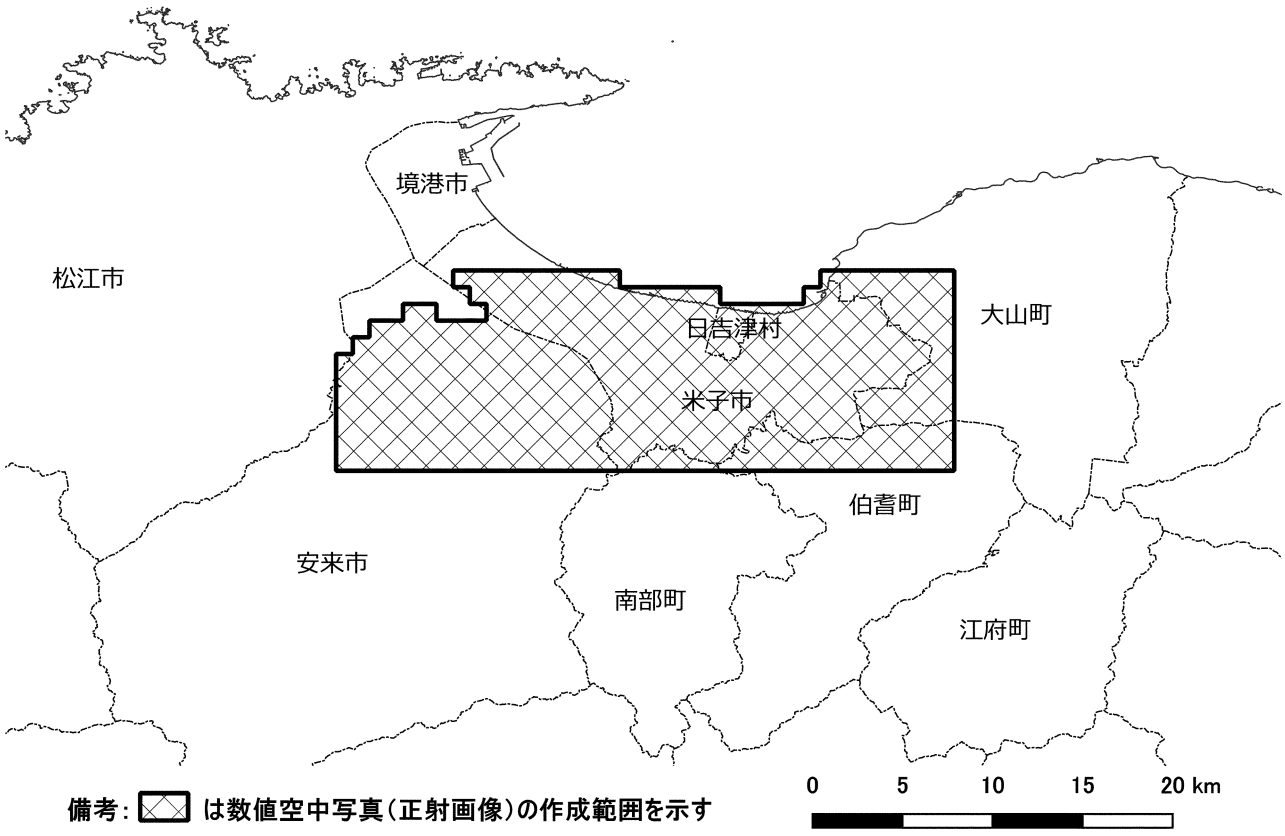
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

出雲地区



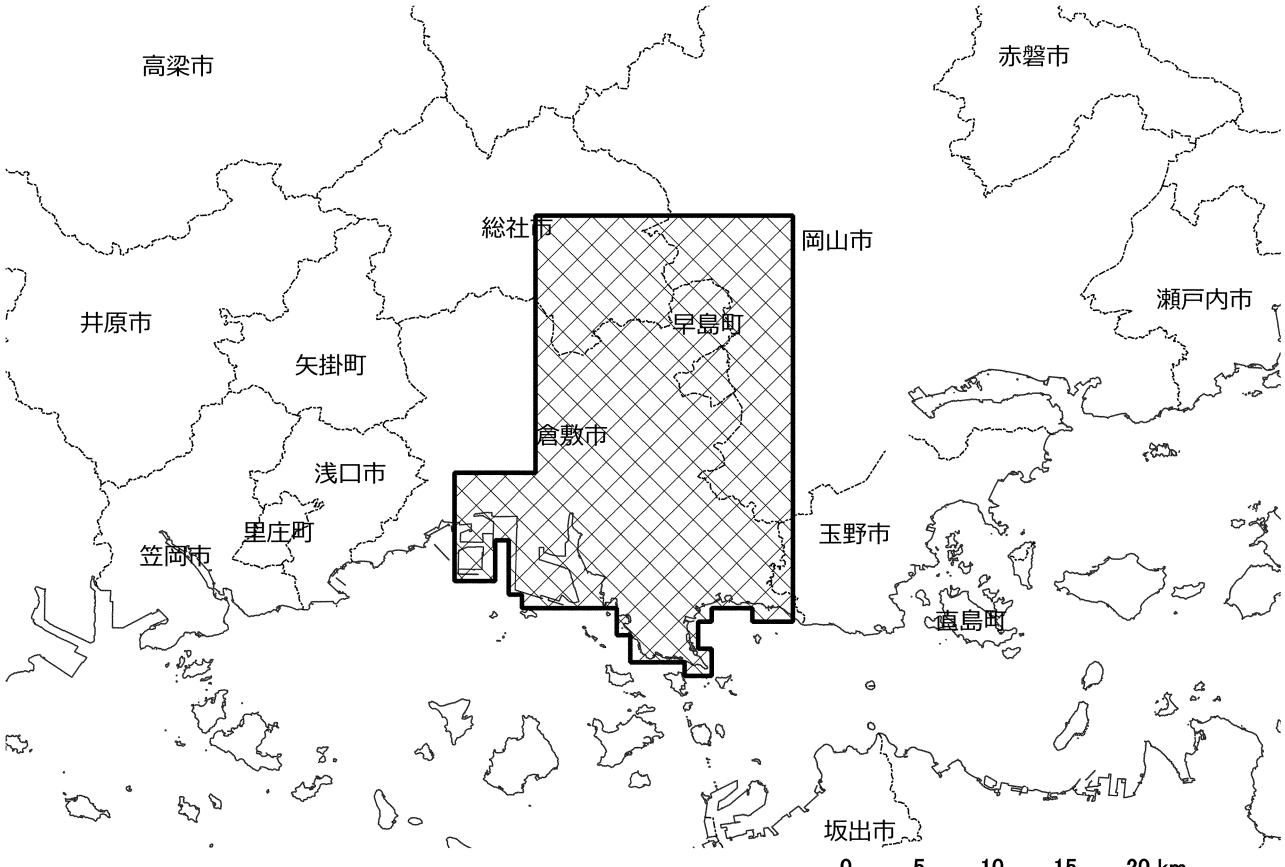
備考：　は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

米子地区



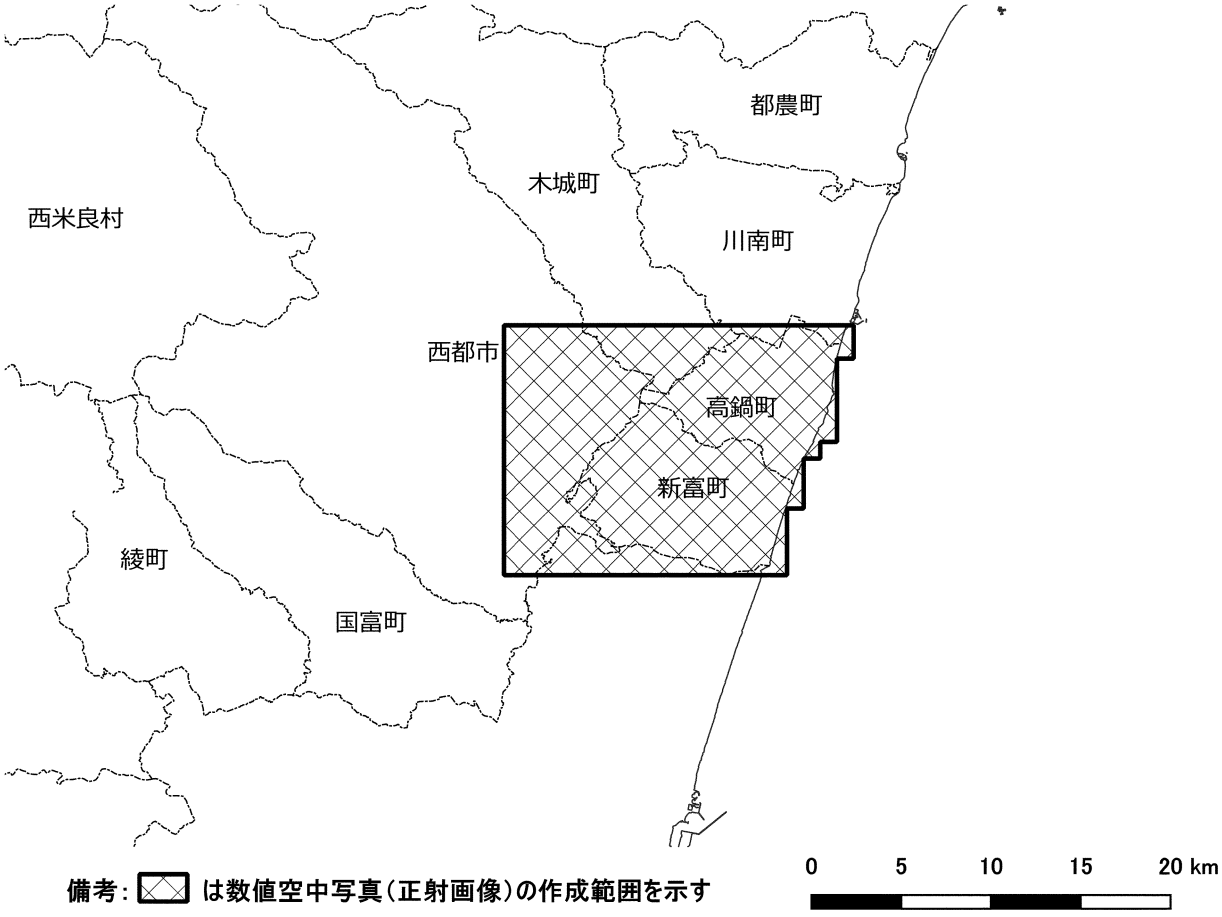
備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

倉敷地区



備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

高鍋地区



備考：⊠は数値空中写真（正射画像）の作成範囲を示す

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

参加者事前確認公募公告

参加者事前確認公募について、次のとおり公告します。

令和８年４月13日

国立大学法人九州大学総長　石橋　達朗

1　公募に付する事項

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　九州大学病院キャンパスで使用する電気　一式

⑶　納入期間　令和８年10月１日から令和９年９月30日

⑷　納入場所　総長が指定する場所

2　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人九州大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和８年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑷　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。

⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、公募要領に記載する基準を満たす者であること。

⑹　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第４条の規定に基づき、総長が定める資格を有する者であること。

⑺　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑻　九州電力株式会社の料金表(標準供給条件)より安価で供給できる者であること。

3　参加意思確認書等の提出場所等

⑴　参加意思確認書等の提出場所及び問合せ先

〒819―0395 福岡市西区元岡744　国立大学法人九州大学財務部調達課消耗品調達係

吉田　武志　電話092―802―2366

E-mail：zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

⑵　公募要領の交付方法　本公告の日から電子媒体で交付するので、交付を希望する者は上記３⑴に記載のメールアドレスに連絡すること。

⑶　参加意思確認書等の提出期限　令和８年４月24日17時00分

4　その他

⑴　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める参加資格等を確認し、適合者があったときは競争入札（一般競争）を実施する。

⑵　詳細は、公募要領による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIBASHI Tatsuro, President of Kyushu University

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Kyushu University hospital campus 1 Set

⑷　Delivery period : From 1 October, 2026 through 30 September, 2027

⑸　Delivery place : The place specified by President of Kyushu University

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Kyushu University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2026 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The Corporation of National Universities Kyushu University,

C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President of Kyushu University,

D　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,

E　meet the qualification requirements which President of Kyushu University may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President of Kyushu University.

G　prove to have the ability to supply at a lower price than the tariff (standard supply conditions) of Kyushu Electric Power Co.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　24 April, 2026

⑻　Contact point for the notice : YOSHIDA Takeshi, Consumables Procurement Section, Procurement Division, Finance Department, Kyushu University, 744 Motooka Nishi-ku Fukuoka-shi 819―0395 Japan, TEL 092―802―2366, E-Mail:zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（令和八年三月十六日文部科学大臣認可七文科高第二〇九一号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第二十条第一項第四号中「平成十年法律百十四号」を「平成十年法律第百十四号」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第二項第二号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第二十六条第二項の表を次のように改める。

		掛金率						
			短期給付等掛金率					
		合計	内訳				金金退率給職付等掛年
			分短期給付	分援子ども・納育て付金支	分福祉事業	介護分		
甲種加入者	収係介護対る象掛納付の金徴に月金	八千・分〇の五百	一十千七分の七八	二千・三分の	二千・五分の	五千・分五の四十	五千分の十	
	その他の月	一十千二分・の五九	一十千七分の七八	二千・三分の	二千・五分の		五千分の十	
乙種加入者	収係介護対る象掛納付の金徴に月金	七千・分五の百	一十千七分の七八	二千・三分の	一千・九分五の	五千・分五の四十		
	その他の月	六十千一分・の九九	一十千七分の七八	二千・三分の	一千・九分五の			
丙種加入者		一千・九分五の			一千・九分五の		五千分の十	

備考　この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。

第二十六条第三項の表を次のように改める。

	掛金率				
	合計	内訳			
		短期給付分	付育子ども・金支援分納子	福祉事業分	介護分
収対護象納付金に係る掛金の徴	七千・分五の百	七千・分七の一八十	三千分の二・	九千五分の一・	五千・分五の四十
その他の月	一千・分九の六九十	七千・分七の一八十	三千分の二・	九千五分の一・	

第二十六条第四項の表を次のように改める。

掛金率						
短期給付等掛金率						
合計	内訳				給退付職掛等年金率	
	短期給付分	付育子ども・金支援分納子	福祉事業分	介護分		
千分の一・九五			九千五分の一・		千分の十五	

第二十六条第五項の表を次のように改める。

	任意継続掛金率				
	合計	内訳			
		短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	介護分
介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月	千分の百六・八	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・二五	千分の十五・五四
その他の月	千分の九十一・二六	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・二五	

備考　この表において「介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月」とは、施行令第十三条第四項に規定する対象月をいう。

第二十六条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　子ども・子育て支援納付金分の掛金率　当該事業年度における子ども・子育て支援法の規定による納付金に要する費用の額と、その費用に充てるべき当該事業年度における掛金の額とが均衡するようにすること。

第二十六条の二第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和八年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和八年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

令和八年四月十三日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＪＳＲグループ企業年金基金

2．事務所の所在地　三重県四日市市川尻町100

3．実施事業所の名称及び所在地　日本カラリング株式会社・三重県四日市市泊小柳町４－６、ＪＳＲビジネスサービス株式会社・東京都港区東新橋１－９－２、ＪＳＲマイクロ九州株式会社・佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1580－1、ＪＳＲロジスティクス&カスタマーセンター株式会社・三重県四日市市川尻町100、株式会社ＪＳＲエフテック・三重県四日市市大治田１－６－16

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。

5．解散認可があったものとみなされた年月日

令和８年４月１日

令和８年４月13日

三重県四日市市川尻町100

ＪＳＲグループ企業年金基金

理事長　上原章太郎

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第91条及び確定給付企業年金法施行令第58条に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＪＳＲ企業年金基金

2．事務所の所在地　三重県四日市市川尻町100番地

3．実施事業所の名称及び所在地　ＪＳＲ株式会社四日市工場・三重県四日市市川尻町100番地、株式会社トクヤマライフサイエンス・東京都港区芝大門２丁目11番８号住友不動産芝大門二丁目ビル

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項による

5．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

6．解散認可年月日　令和８年４月１日

令和８年４月13日

三重県四日市市川尻町100番地

ＪＳＲ企業年金基金

理事長　岩上　誠

令和八年四月十三日
札幌市中央区南八条西十八丁目二番三〇号
エス・ケイデザイン株式会社
代表清算人　坂本　祐子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月十三日
岩手県一関市字機織山一九四番八号
株式会社いちのせき不動産
代表清算人　安田　宗記

解散公告

当法人は、令和八年三月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月十三日
仙台市太白区西中田五丁目二七番二二号
特定非営利活動法人生活支援サービス・えぽっく
清算人　長田　哲也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月十三日
宮城県名取市ゆりが丘四丁目二一番地の一一
株式会社ピーンズクラフト
代表清算人　高橋　敏朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月十三日
山形県酒田市観音寺字前田一七番地の一六
有限会社アスワン
清算人　村上　敏

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福島県いわき市内郷御厩町一丁目二二三番地大納屋コーポ一Ａ

ＩＮＴＥＫ　ＳＯＬＵＴＩＯＮＳ合同会社

清算人　アンバランゴダ・リヤナララ

ラゲ・ヘーシャンタ・ディス

ナジス・フェルナンド

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福島県安達郡大玉村大山字仲ノ沢九五番地

エコフロンティア株式会社

代表清算人　佐藤　裕子

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

茨城県ひたちなか市東本町八番八号

有限会社二川組

清算人　二川　保範

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

茨城県常陸太田市大中町三四二〇番地

一般財団法人里美ふるさと振興公社

代表清算人　石井　啓文

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

群馬県利根郡みなかみ町月夜野六七七番地一

株式会社月夜野振興公社

清算人　矢野　義夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

群馬県安中市安中一丁目二二番七号

有限会社三池学習社

清算人　古賀　和義

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県入間郡三芳町大字上富五五七番地一

株式会社ＬＩＮＫ

代表清算人　薄葉　悠一

解散公告

当社は、令和八年三月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県児玉郡上里町大字金久保一一九番地八

ＡＨ・Ｔｒａｄｉｎｇ株式会社

代表清算人　カリッド・モハッマド

解散公告

当法人は、令和八年二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県越谷市蒲生東町四番四八号ゼファー新越谷リビーノ六〇六号

特定非営利活動法人ＭＩＦＬ

清算人　永嶋　玲二

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県熊谷市妻沼四二五番地二号

有限会社志学館ゼミナール

代表清算人　野中　隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県越谷市北越谷四丁目二三番九―一号

株式会社ＤｏｇＬａｂｏ

代表清算人　春木　祥伸

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の臨時株主総会において解散を決議したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県川口市緑町七番一〇号

東武技研株式会社

代表清算人　大山　博章

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目二五七番地

特定非営利活動法人新都心労働相談室

清算人　大久保　悟

解散公告

当社は、令和八年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県志木市柏町六丁目五番八号

Ｈａｕｏｒｉ合同会社

清算人　伏見　沙織

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県所沢市大字山口一九一九番地の一

有限会社伊東工務店

代表清算人　伊東　照夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

千葉県富津市大堀一五五七番地

有限会社秋元洋品店

清算人　秋元千恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

千葉県千葉市稲毛区小深町六六番地

有限会社小島管財

清算人　小島愼太郎

解散公告

当社は、令和八年三月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

千葉県浦安市明海一丁目三番一―一五〇五号夢海の街

Ｓｐｉｎ　Ｍａｓｔｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　竹内扶美子

解散公告

当社は、平成三十年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都台東区柳橋一丁目二二番五号米川ビル二階　株式会社超先端環境技術研究所

代表清算人　小杉　徹四

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都板橋区前野町一丁目四四番一二号　株式会社ＧＲＭ

代表清算人　大橋　岳雪

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都中央区入船二丁目一番一号

バイファン・アルテック株式会社

代表清算人　野田　剛司

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社ＪＲＥＡＳＴファンド第3号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区赤坂一丁目八番一号赤坂インターシティＡＩＲ九階

株式会社タイクーンキャピタル

代表清算人　上杉　修平

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

ＩＣＥインテグラル1株式会社

代表清算人　澄川　恭章

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

プリモ・インテグラル1株式会社

代表清算人　澄川　恭章

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

ＩＣＥインテグラル2株式会社

代表清算人　澄川　恭章

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

プリモ・インテグラル2株式会社

代表清算人　澄川　恭章

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社オレンジ1

清算人　安藤　康浩

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人オレンジ1

代表清算人　安藤　康浩

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社オレンジ2

清算人　安藤　康浩

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人オレンジ2

代表清算人　安藤　康浩

解散公告

当社は、令和八年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都江戸川区江戸川六丁目四〇番一四―二二七号

友瀬化学株式会社

代表清算人　徐　子懿

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人リブラ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社リブラ

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都新宿区新宿一―三六―二新宿第七葉山ビル三Ｆ

ＭＣＵソリューションズ株式会社

代表清算人　伊東　良高

解散公告

当社は、令和八年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都赤坂二丁目一五番一三号

Ａｚｕｒｅ　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ株式会社

代表清算人　ウーガラスホイキ

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五―六〇九号宮益坂ビルディング

株式会社Ｖｅｒｃｈ

代表清算人　西條　幸

解散公告

当社は、令和八年二月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五―六〇九号宮益坂ビルディング

合同会社Ｂｏｎｄｉｂｌｕｅ

清算人　西條　幸

解散公告

当組合は、令和八年三月十三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

ＤＩＭＥＮＳＩＯＮ３号有限責任事業組合

清算人　ＤＩＭＥＮＳＩＯＮ株式会社

職務執行者　宮宗　孝光

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二〇番一〇―二〇一号

ボストンホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二〇番一〇―二〇一号

ボストンホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番七号新宿ファーストウエスト

一般社団法人日本コミュニケーション教育協会

代表清算人　鳥居　敏

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区北青山三丁目五番一七号

合同会社ビズアモル

清算人　畑澤　延佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

アストリッド・ジャパン株式会社

代表清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都大田区羽田空港一丁目八番八号

株式会社ビスキャス

代表清算人　新関　哲寛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都世田谷区粕谷二丁目八番二―二一三号

有限会社アイ・アール・エム

代表清算人　松丸　亮

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ５特定目的会社

代表清算人　北﨑　桂子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都南青山二丁目二番一五号ウィン青山一二一四号

株式会社エスポエ

代表清算人　金丸　朋人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区芝浦二丁目一四番一八号

鍛冶屋日本語アカデミー合同会社

清算人　シュミット・セバスチャン

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都大田区西蒲田七丁目一二番一二号

協栄工事株式会社

代表清算人　原田　泰年

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都新宿区北新宿一丁目三〇番三〇―七一五号　株式会社MAYCREW'S

代表清算人　宅間悠一朗

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

アンカー・キャピタル合同会社

清算人　アンカー・キャピタル・シップ・パートナーズ株式会社

職務執行者　篠田　哲郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付のみなし株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都大田区平和島六丁目一番一号

株式会社ニコンクリエイツ

代表清算人　高橋　佑輔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都港区芝五丁目三六番四号　札の辻スクエア九階　株式会社ノーラン・ドレイク

代表清算人　石崎　茂民

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目一一番二三号

合同会社ｍｏｎｏｒｉｓ

清算人　岩瀬　優

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

横浜市港北区師岡町二六二番地

有限会社設計工房

清算人　荻原　聡

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

神奈川県川崎市中原区上丸子山王町二丁目一二一三番地

株式会社トキタ

代表清算人　石崎　茂民

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

石川県金沢市笠舞本町二丁目二五番一四号

有限会社ホクエイ・エンジニアリング

清算人　山岸　英治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

富山県富山市水橋堅田一〇五番地

株式会社プロスチール

代表清算人　岡田　俊哉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

石川県七尾市神明町ロ一七番地一

株式会社マリモ

代表清算人　福山　秀幸

解散公告

当社は令和八年三月十三日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福井県三方郡美浜町松原第三五号一六番地の二

三方五湖ＤＭＯ株式会社

代表清算人　竹長　徹

解散公告

当社は、令和八年三月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

山梨県韮崎市下祖母石二一四二細田ハイツ一〇四

ワンライフ合同会社

代表清算人　河原希世紀

解散公告

当認可地縁団体は、令和八年二月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

山梨県山梨市牧丘町西保下三五九六番地

認可地縁団体小田野組

清算人　山下　廣

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

長野県下伊那郡根羽村一九七一番地二

有限会社角井

清算人　松川　寿彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

岐阜県各務原市鵜沼朝日町四丁目二三六番地一〇

合同会社ＬＲＣ

清算人　宮原　一正

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

静岡県周智郡森町問詰一一一五番地の一

株式会社アクティ森

代表清算人　太田　康雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

愛知県豊橋市仲ノ町一一四番地一

合同会社ＫＴＨ

清算人　竹内紀代美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

名古屋市千種区千種二丁目二二番八号

ＮＲ－Ｐｏｗｅｒ　Ｌａｂ株式会社

代表清算人　中西　祐一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

京都市中京区西ノ京星池町一七五英進ビル一Ｆ

株式会社ＣＴＲ総研

代表清算人　中山　仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

京都府宇治市宇治妙楽一七四－一五

株式会社ＯＮＷ

代表清算人　金　聖人

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

京都市伏見区南部町五〇川村ビル二〇三

有限会社はまぐち

清算人　濱口　知子

解散公告

当社は、令和八年三月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪府堺市南区大庭寺二一六番地二

株式会社ＭＡＢＡ

代表清算人　中野　和代

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪市淀川区東三国二丁目九番二一－三〇八号

一般社団法人さくらのまなび

代表清算人　太田　雅浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪市生野区生野西四丁目一一番二三号

ＳＹ株式会社

代表清算人　葛　永建

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪市生野区田島二丁目六－一二田島一軒家三〇二号室

青洲Ｏａｓｉｓ株式会社

代表清算人　李　江硯

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪市北区梅田一－一－三大阪駅前第三ビル二九階一－一－一号室

社長ＡＩ株式会社

代表清算人　野口　将吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪府東大阪市小若江一丁目二二－五

遂達株式会社

代表清算人　周　春華

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪府吹田市五月が丘南一四番二五－四〇一号室

特定非営利活動法人ＧＲＯＷ

清算人　岡田　隆志

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二－一二

株式会社スマートシステム

代表清算人　新井　知佳

解散公告

当法人は、令和八年三月二十五日をもって解散いたしました。当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

大阪府大阪市中央区備後町二丁目四番一四号

一般社団法人働き方改革促進支援団体

清算人　佐藤亜沙美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

神戸市東灘区御影塚町二丁目一三番四号

ｌｉｅｎ　ｔａｍａ株式会社

代表清算人　小玉　俊彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県神戸市垂水区舞子台六丁目三番一四号

合同会社糸

清算人　三宅　公子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県西宮市東山台三丁目三七番地一四

株式会社ＮＹＭ

代表清算人　那須　真実

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

奈良県大和郡山市西田中町一〇番地の二

特定非営利活動法人宅老所げんき

清算人　松本　良男

清算人　今村　修

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

和歌山市和歌浦東三丁目二―七八　山下ビル三〇五

一般社団法人和歌山県認知症支援協会

代表清算人　林　千惠子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

岡山県瀬戸内市長船町福里一一九番地一

アスカ防災株式会社

代表清算人　林　保幸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

広島県安芸郡府中町浜田二丁目一〇番八号

合同会社Ｎ－Ｐｌａｎｎｉｎｇ

清算人　丹羽　雄己

解散公告

当法人は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

広島市中区河原町七番二号

特定非営利活動法人心豊かな家庭環境をつくる広島２１

清算人　岸房　康行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

広島県呉市阿賀中央六丁目二番一一号あがプラザ第二一四号

株式会社双健

代表清算人　小勝負あゆみ

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

広島県廿日市市佐方四丁目六番二〇号

株式会社幼研

代表清算人　長石　敏治

解散公告

当社は、令和八年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵一四一番地の一三

齋藤電子有限会社

清算人　渡邊　京子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

香川県高松市太田下町三〇二二番地二

有限会社藤沢鈑金塗装

清算人　藤澤　幸弘

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福岡県福岡市西区野方四丁目二三番二二号

特定非営利活動法人福岡ＤＲＥＡＭＳ

ＦＯＯＴＢＡＬＬ　ＣＬＵＢ

代表清算人　樽谷　修之

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福岡市中央区天神二丁目九―一福岡パルコ新館五階Ｔｈｅｃｏｍｐａｎｙ内

株式会社Ｅｍｏｌｕｔｉｏｎ　Ｃｒｅａｔｉｖｅ

代表清算人　松石　圭介

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

佐賀県武雄市橘町大字永島五七〇一番地

有限会社装電システム

清算人　大川内　修

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

長崎市桜馬場一丁目二番一号

株式会社バスコム

代表清算人　進藤　公生

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

長崎県長崎市坂本一丁目八番四号七〇五号

合同会社セレンシア

清算人　衛藤　悠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

長崎県雲仙市小浜町飛子三五一七番地

有限会社さざだ農産

清算人　笹田　俊秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

熊本市南区御幸笛田七丁目八番六号

有限会社御幸坂田工務店

清算人　坂田　利成

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

宮崎県宮崎市田野町乙一一三二一番地の三

有限会社桃花

清算人　野﨑　牧代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

鹿児島県伊佐市大口里三〇六〇番地

有限会社アイドゥー

清算人　土屋　英明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

沖縄県那覇市山下町一八番六五号上原ビル

有限会社オペレーションシステムズ

清算人　阿部　正夫

解散公告（第一回）

当法人は、北海道知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

札幌市白石区南郷通二十一丁目南五番四一号
医療法人社団ＥＶＥウィミンズクリニック
清算人　小泉　基生

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三号
医療法人社団地精会
清算人　金杉　和夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年十二月十一日開催の責任役員会の決議により、令和八年三月二十三日神奈川県知事の認証を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

神奈川県秦野市堀西九九四番地
宗教法人大至善教界
清算人　神野まみ江

解散公告（第一回）

当会は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一一番一一号
宜野湾市商工会
代表清算人　長堂昌太郎

解散公告（第二回）

宗教法人光照寺は解散することになりましたので、債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地
宗教法人光照寺
代表清算人　土屋　宗尭

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月六日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

奈良県天理市三島町七〇番地
学校法人天理教校学園
代表清算人　久保　善平

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号
カトリック・スペイン外国宣教会
清算人　齊藤　信也

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

北九州市八幡東区春の町五丁目一三番八号
医療法人オカダ医院
清算人　加登本　拡

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目一二番一一号
医療法人守恒レディースクリニック
清算人　吉村　誠

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室
稲津高大法律事務所
清算人　弁護士　岩城　直明

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十四日佐賀県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

佐賀県武雄市朝日町大字中野六九四四番地一
黒尾生産森林組合
代表清算人　山口　仁司

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県蓮田市東五丁目二番一三号蓮田ＮＫＢ三Ｆ
医療法人秀憲会
清算人　兼松　憲子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二二番七号
職業訓練法人東京都理容美容協会
清算人　渡部　丈夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年二月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県姫路市久保町一二三番地
医療法人社団つきたに医院
清算人　築谷　学

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県西宮市高松町一一番一〇号
医療法人社団相馬胃腸科医院
清算人　相馬　淑子

解散公告（第三回）

当社は、平成十三年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県相生市古池二丁目六番八号
有限会社ワタナベ
清算人　渡邊　保之

第４期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
パレスビル
サンフォード・Ｃ・
バーンスタイン株式会社
代表取締役
マイケル・ウェイド・パーカー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	386,473
	固定資産	14,641
	資産合計	**401,115**
負債及び純資産の部	流動負債	331,875
	株主資本	69,240
	資本金	99,000
	資本準備金	98,999
	利益剰余金	△128,759
	その他利益剰余金	△128,759
	（うち当期純利益）	(73,495)
	負債・純資産合計	**401,115**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年４月13日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令08全保１	株式会社エコ革	国土交通大臣(1)9854	代表取締役伊藤繁三	栃木県佐野市高萩町1322―９	1500万円
令08全保２	合同会社トレック・マーズ	関整特事(1)222	代表社員下田興一	東京都港区赤坂７―６―15	1000万円
令08全保３	北海道勤労者住宅生活協同組合	北海道知事(石狩16)237	代表社員高倉司	北海道札幌市中央区北４条東２丁目７―６	〃
令08全保４	有限会社開成地所	北海道知事(石狩４)7203	代表取締役櫻庭松雄	北海道札幌市東区北19条東22丁目５―30	〃
令08全保５	株式会社アスクゲートトラスト	北海道知事(石狩３)7896	代表取締役佐藤雅人	北海道札幌市白石区菊水３条１丁目１―20	〃
令08全保６	株式会社アヴァント	北海道知事(石狩３)7927	代表取締役竹田雄一	北海道札幌市白石区北郷２条４丁目２―17	〃

令08全保７	有限会社ヒノデエステート	北海道知事（石狩３）8002	代表取締役 高橋勝範	北海道札幌市中央区南11条西７丁目１―28	〃
令08全保８	株式会社緑風舎建築工房	北海道知事（石狩３）8081	代表取締役 碓井優一	北海道札幌市清田区真栄５条３丁目１―５	〃
令08全保９	スミタスパートナー株式会社	北海道知事（石狩２）8464	代表取締役 石田昭夫	北海道札幌市北区北７条西５丁目５―３	〃
令08全保10	株式会社プライムホーム	北海道知事（石狩２）8583	代表取締役 大舘政弘	北海道札幌市中央区南１条西７丁目６―６―202	〃
令08全保11	株式会社ＫＫコーポレーション	北海道知事（石狩２）8944	代表取締役 河西弘謙	北海道札幌市東区北43条東４丁目３番７号	〃
令08全保12	株式会社ノースライン	北海道知事（石狩１）9001	代表取締役 鈴木淳一	北海道札幌市中央区南２条西１丁目３	〃
令08全保13	平和建匠株式会社	北海道知事（石狩１）9289	代表取締役 鈴木善一	北海道札幌市北区東茨戸３条１丁目11番１号	〃
令08全保14	ＳＥＣＵＲＥＳ	北海道知事（石狩１）9475	蔦森まゆ	北海道札幌市中央区南18条西12丁目４―35エステラ弐番館202	〃
令08全保15	株式会社拓世建設	北海道知事（石狩１）9520	代表取締役 井上慎吾	北海道札幌市中央区大通西８丁目１番８	〃
令08全保16	株式会社アリガプランニング	北海道知事（石狩１）9612	代表取締役 清水俊明	北海道札幌市中央区南10条西12丁目２―23	〃
令08全保17	かじはら	北海道知事（十勝９）443	梶原弘子	北海道帯広市西10条南26丁目46	〃
令08全保18	トラスト土地開発株式会社	滋賀県知事(2)3656	代表取締役 松野康幸	滋賀県長浜市列見町274―１	〃
令08全保19	株式会社リアルシステムズ	滋賀県知事(2)3687	代表取締役 勝見利夫	滋賀県大津市本堅田５―12―８	620万円
令08全保20	山本工務店	奈良県知事(3)4098	山本正成	奈良県桜井市安倍木材団地１丁目11―４	1000万円
令08全保21	三亜住宅株式会社	島根県知事(6)993	代表取締役 園山真哉	島根県出雲市矢野町563―７	〃
令08全保22	山根不動産	山口県知事(13)1119	山根洋二	山口県防府市桑南１丁目15番27号	〃
令08全保23	有限会社稲田商事	山口県知事(6)2965	代表取締役 稲田誠司	山口県岩国市今津町１丁目12番10号	〃
令08全保24	株式会社ラ・ラ・ライフ	山口県知事(1)3731	代表取締役 年光芳治	山口県下松市藤光町２―13―10	〃
令08全保25	有限会社上原宅建ホーム	熊本県知事(9)2858	代表取締役 上原大助	熊本県熊本市東区東野３丁目14―11	〃
令08全保26	有限会社献幸	熊本県知事(8)3230	代表取締役 岩石典大	熊本県熊本市中央区下通２―５―12―102	〃
令08全保27	西日本不動産	熊本県知事(6)3911	田中秀明	熊本県宇城市松橋町松橋983―１	〃
令08全保28	建築士事務所なかおか	熊本県知事(1)5536	中岡守	熊本県球磨郡多良木町大字久米726―２	〃
令08全保29	株式会社よりそう	熊本県知事(1)5757	代表取締役 越口大亮	熊本県熊本市東区花立５丁目１―６―１号室	〃
令08全保30	山菅不動産	宮崎県知事(5)4393	山菅貴夫	宮崎県小林市細野2199番地	〃
令08全保31	株式会社スター不動産	国土交通大臣(2)8829	代表取締役 川嶋浩一	東京都足立区竹ノ塚１―35―11	1500万円
令08全保32	株式会社ホームトピア	国土交通大臣(1)10241	代表取締役 松尾泰弘	東京都世田谷区深沢６―14―８	〃
令08全保33	有限会社冨士原地所	宮城県知事(1)6691	代表取締役 冨士原豊	宮城県登米市迫町北方字舟橋前13―３	1000万円
令08全保34	株式会社カメヤ	宮城県知事(1)6797	代表取締役 亀谷伸	宮城県東松島市新東名２―９―13	〃
令08全保35	有限会社竹中建設工業	新潟県知事(9)3060	代表取締役 竹中正太	新潟県長岡市下条町1462―２	〃
令08全保36	株式会社明和	新潟県知事(5)4493	代表取締役 宮川正佳	新潟県十日町市西本町３―３―６	〃
令08全保37	共立地所	富山県知事(15)473	五艘賢造	富山県富山市神通町３―３―９	〃
令08全保38	株式会社ニシデ・コンストラクション	福井県知事(2)1658	代表取締役 西出明史	福井県福井市更毛町11―22	〃
令08全保39	平田ハウジング	和歌山県知事(6)3157	平田雅通	和歌山県和歌山市木ノ本110―24	〃
令08全保40	神前不動産	和歌山県知事(6)3257	神前好博	和歌山県海南市日方1501―15	〃
令08全保41	株式会社喜田建材	香川県知事(3)4242	代表取締役 喜田貴伸	香川県三豊市詫間町詫間890―１	〃
令08全保42	城南不動産	秋田県知事(11)1134	田村光弘	秋田県大館市部垂町23―２	〃
令08全保43	ダイヤ地所	秋田県知事(8)1449	千田秋雄	秋田県秋田市茨島６丁目５―18	〃
令08全保44	じゅうたく屋	山形県知事(6)1978	大沼康隆	山形県天童市大字矢野目1462―１	〃
令08全保45	有限会社さくら不動産	山形県知事(4)2253	代表取締役 荒川健二	山形県新庄市五日町448―２	〃
令08全保46	株式会社ビジネスステーション２１	栃木県知事(3)4976	代表取締役 原澤直人	栃木県宇都宮市上戸祭２―１―30	〃
令08全保47	株式会社臼井住建	栃木県知事(2)5151	代表取締役 臼井登雄	栃木県鹿沼市久野823―１	〃
令08全保48	株式会社ＳＭＫ・Ｒエステート	栃木県知事(1)5293	代表取締役 橋本浩一	栃木県小山市大字喜沢1475	〃
令08全保49	株式会社Good	栃木県知事(1)5464	代表取締役 山下勇斗	栃木県宇都宮市陽東３―１―１	〃
令08全保50	昭友商事株式会社	東京都知事(16)13317	代表取締役 福田陽一	東京都新宿区市谷本村町２―12昭和パックス株式会社内	〃
令08全保51	株式会社野澤工務店	東京都知事(13)29896	代表取締役 野澤保彦	東京都新宿区中落合３―29―10	〃
令08全保52	株式会社花咲	東京都知事(12)38604	代表取締役 飯塚勝弘	東京都国分寺市西恋ケ窪１―37―46	〃
令08全保53	和商事株式会社	東京都知事(10)46907	代表取締役 小島眞平	東京都新宿区百人町１―20―26	〃
令08全保54	株式会社マリッツ	東京都知事(9)49721	代表取締役 篠田利彦	東京都目黒区目黒４―20―11	〃
令08全保55	株式会社アキモト	東京都知事(9)49973	代表取締役 秋元由美子	東京都三鷹市井の頭３―15―24	〃
令08全保56	株式会社エスエスフロンティア	東京都知事(9)51710	代表取締役 鈴木孝行	東京都墨田区錦糸３―12―８	〃

令08全保57	有限会社山根信濃屋商事	東京都知事(9)54314	代表取締役山根俊一	東京都世田谷区砧６―36―３	〃
令08全保58	有限会社新盛商事	東京都知事(9)55058	代表取締役塩原盛雄	東京都品川区南品川１―５―１	〃
令08全保59	有限会社新井建設	東京都知事(8)59218	代表取締役新井政次	東京都西東京市向台町６―１―11	〃
令08全保60	株式会社ウイングホーム	東京都知事(7)71289	代表取締役東端智之	東京都渋谷区千駄ヶ谷５―28―10	〃
令08全保61	株式会社パールファースト	東京都知事(7)72022	代表取締役都司任孝	東京都品川区北品川２―19―１	〃
令08全保62	ハウスワン株式会社	東京都知事(4)89192	代表取締役醍醐宏	東京都大田区池上３―39―12	〃
令08全保63	エヌコンサルティング株式会社	東京都知事(4)89658	代表取締役中川宏	東京都世田谷区野沢３―21―16―315	〃
令08全保64	株式会社エルハウス	東京都知事(4)91918	代表取締役倉田富士男	東京都渋谷区渋谷１―24―７	〃
令08全保65	株式会社フォールコーポレーション	東京都知事(3)95736	代表取締役金子貴之	東京都文京区小石川５―29―９	〃
令08全保66	株式会社誠心リアルエステート	東京都知事(3)95822	代表取締役山鹿正史	東京都文京区目白台２―12―13目白濱野ＢＬＤ４階	〃
令08全保67	株式会社クィーンリゾート	東京都知事(2)96407	代表取締役松永一進	東京都新宿区新宿５―１―13	〃
令08全保68	株式会社ＮｉｋｅＷｉｓｄｏｍ	東京都知事(3)96915	代表取締役吉田文彦	東京都武蔵野市吉祥寺南町１―８―10	〃
令08全保69	中島建設株式会社	東京都知事(3)97328	代表取締役中島勇	東京都足立区堀之内１―２―11	〃
令08全保70	株式会社シンセリティーエステート	東京都知事(2)98612	代表取締役黒栁誠	東京都千代田区飯田橋１―７―４九段ＭＳＣビル402	〃
令08全保71	株式会社ＴＡＧ	東京都知事(2)99295	代表取締役田上智英	東京都千代田区外神田３―２―３	〃
令08全保72	株式会社ウィルグループ	東京都知事(2)99576	代表取締役角裕一	東京都中野区本町１―32―２	〃
令08全保73	株式会社ムンク	東京都知事(2)99870	代表取締役中村光行	東京都府中市是政２―30―２	〃
令08全保74	ワイアセット株式会社	東京都知事(2)100878	代表取締役山里太一	東京都渋谷区道玄坂１―17―11	〃
令08全保75	株式会社Ｚｏ．Ｈｏｍｅ	東京都知事(2)102481	代表取締役角館慶治	東京都練馬区石神井町６―９―３	〃
令08全保76	株式会社さくら都市開発	東京都知事(1)105071	代表取締役平川富士明	東京都大田区蒲田５―２―６エクセラⅢ101	〃
令08全保77	株式会社ナッツ	東京都知事(1)105466	代表取締役上路正一	東京都台東区三筋２―５―９関ビル１階	〃
令08全保78	佐藤マルイチ株式会社	東京都知事(1)105518	代表取締役佐藤仁俊	東京都文京区湯島３―36―４	〃
令08全保79	休日別荘倶楽部株式会社	東京都知事(1)105532	代表取締役栢本泰弘	東京都港区新橋５―13―４	〃
令08全保80	ライフ株式会社	東京都知事(1)106120	代表取締役上妻正汰	東京都板橋区大和町23―４	〃
令08全保81	株式会社ダイシンコーポレーション	東京都知事(1)107786	代表取締役岡本大基	東京都荒川区荒川１―35―４	〃
令08全保82	株式会社ターミネーター・トレーディング	東京都知事(1)107858	代表取締役鈴木賢一	東京都港区新橋５―22―６	〃
令08全保83	合同会社ＲＳＡ	東京都知事(1)109075	代表社員佐々木隆一	東京都千代田区神田神保町２―14―11―1208号	〃
令08全保84	株式会社幸輪	東京都知事(1)111071	代表取締役新津慎	東京都千代田区神田神保町１―18―１	〃
令08全保85	株式会社アップコム	東京都知事(1)111230	代表取締役寺本真菜実	東京都豊島区南池袋２―49―７―４階	〃
令08全保86	株式会社ヴェルダント	東京都知事(1)111391	代表取締役嘉瀬隆幸	東京都目黒区碑文谷６―５―７	〃
令08全保87	イソラリゾートジャパン株式会社	東京都知事(1)112354	代表取締役島崎大	東京都中央区日本橋３―６―２	〃
令08全保88	大成開発株式会社	富山県知事(1)1454	代表取締役田中三成	富山県黒部市三日市3786―１	〃
令08全保89	森不動産	石川県知事(9)2257	森宇平	石川県小松市平面町リ121―１	〃
令08全保90	有限会社小森不動産事務所	滋賀県知事(9)1929	代表取締役小森淑子	滋賀県守山市三宅町626―２	〃
令08全保91	有限会社カトウ	滋賀県知事(3)3477	代表取締役河邑稔	滋賀県東近江市八日市緑町12―５	〃
令08全保92	株式会社パートナー	兵庫県知事(8)9601	代表取締役吉田博司	兵庫県神戸市須磨区神の谷４丁目２―51	〃
令08全保93	有限会社タナカ・ナオコーポレーション	兵庫県知事(5)10661	代表取締役田中直子	兵庫県神戸市中央区北野町２丁目９―１―104	〃
令08全保94	ＢＯＲＤＥＲＲＥＡＬＥＳＴＡＴＥ株式会社	兵庫県知事(2)11797	代表取締役藤原昌平	兵庫県神戸市垂水区霞ケ丘５丁目８―８	〃
令08全保95	株式会社Ｈａｌｅ	兵庫県知事(5)203488	代表取締役貞松恵一	兵庫県伊丹市西台１丁目２―７	〃
令08全保96	株式会社セントラルネットサービス	兵庫県知事(5)203497	代表取締役頴川康男	兵庫県西宮市里中町１丁目１―１	〃
令08全保97	タカホーム株式会社	兵庫県知事(3)204172	代表取締役髙田幸子	兵庫県尼崎市上坂部３丁目２―８	〃
令08全保98	吉田物産	兵庫県知事(3)300371	吉田保	兵庫県三田市広野224―２	〃
令08全保99	株式会社阪神工一ス不動産	兵庫県知事(2)300484	代表取締役松元英樹	兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目７―１―1109	〃
令08全保100	株式会社松本	兵庫県知事(3)451319	代表取締役松本淳子	兵庫県姫路市野里914―５	〃
令08全保101	トータルエス株式会社	兵庫県知事(2)451605	代表取締役青田卓	兵庫県姫路市白鳥台３丁目22―２	〃
令08全保102	不動産コンサルタントよもた	島根県知事(3)1187	三浦公子	島根県松江市西津田７―５―20	〃

令08全保103	平田土地建物	徳島県知事 ⑻2018	平田健	徳島県三好郡東みよし町加茂1403	〃
令08全保104	南えひめ不動産有限会社	愛媛県知事 ⑹4415	代表取締役 宮谷敏彦	愛媛県南宇和郡愛南町満倉2378	〃
令08全保105	水本不動産	愛媛県知事 ⑷5027	水本太郎	愛媛県宇和島市吉田町西小路15―２	〃
令08全保106	マーク住宅	高知県知事 ⑻2032	三本進	高知県高知市大川筋１丁目６番21号	〃
令08全保107	長崎東地所	長崎県知事 ⑷3554	鍵山実智弘	長崎県長崎市矢上町11―32	〃
令08全保108	グラバー不動産	長崎県知事 ⑷3568	田中道夫	長崎県長崎市ダイヤランド２―24―10	〃
令08全保109	アールイー企画	長崎県知事 ⑵4060	吉木剛	長崎県佐世保市桜木町12―25―２	〃
令08全保110	株式会社リュディックホーム	熊本県知事 ⑴5706	代表取締役 橋本玲	熊本県熊本市中央区西子飼町７―11―１ブランドール西子飼１Ｆ	〃
令08全保111	株式会社住まいのアグリー	鹿児島県知事 ⑶5980	代表取締役 米盛義純	鹿児島県鹿児島市桜ケ丘６―42―８―101	〃
令08全保112	トヨタホームとうほく株式会社	国土交通大臣 ⑷7772	代表取締役 今木伸夫	宮城県仙台市泉区泉中央１―33―４	1500万円
令08全保113	株式会社アルファジャパン	北海道知事 （胆振８）717	代表取締役 岩渕敬孝	北海道登別市登別東町２丁目19―９	1000万円
令08全保114	株式会社二条ハイツ	北海道知事 （石狩11）3592	代表取締役 小河義昭	北海道札幌市中央区南20条西13丁目１―25	〃
令08全保115	株式会社ステップ	北海道知事 （石狩５）6772	代表取締役 相原弥奈	北海道札幌市白石区中央１条４丁目１―１	〃
令08全保116	株式会社快住倶楽部	北海道知事 （石狩３）8107	代表取締役 先崎美彦	北海道札幌市厚別区青葉町２丁目５―16	〃
令08全保117	サムライナレッジ株式会社	北海道知事 （石狩１）9634	代表取締役 土田雄一郎	北海道札幌市中央区大通西17丁目１―２	〃
令08全保118	有限会社ほのぼの	青森県知事 ⒀1239	代表取締役 道尻誠助	青森県三戸郡三戸町大字梅内字鬢田166―２	〃
令08全保119	レガロホーム株式会社	青森県知事 ⑴3631	代表取締役 岡田真弓	青森県八戸市長苗代４―４―34	〃
令08全保120	有限会社ノースランド	福島県知事 ⑹1999	代表取締役 大桃孝	福島県郡山市富久山町久保田字久保田92	〃
令08全保121	三瓶建築株式会社	福島県知事 ⑴3453	代表取締役 三瓶俊明	福島県須賀川市田中字松葉79	〃
令08全保122	ｅｈｏｍｅコンサルタント合同会社	福島県知事 ⑴3478	代表社員 保坂道賢	福島県郡山市長者３―４―１	〃
令08全保123	株式会社大生不動産	福島県知事 ⒀80136	代表取締役 生田光弘	福島県いわき市平字中町４―２	〃
令08全保124	さかい資産管理コンサルタント	茨城県知事 ⑸6243	酒井孝	茨城県北茨城市関本町福田498	〃
令08全保125	株式会社大藤	茨城県知事 ⑷6375	代表取締役 大森江美子	茨城県水戸市大塚町810―１―102号	〃
令08全保126	有限会社いずみ不動産	群馬県知事 ⑼3918	代表取締役 木村好子	群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目11番17号	〃
令08全保127	株式会社市村建設	群馬県知事 ⑴7859	代表取締役 市村実	群馬県前橋市青柳町873番地の１	〃
令08全保128	有限会社三建工務店	埼玉県知事 ⒂3013	代表取締役 平野義則	埼玉県川口市前川３―41―３	〃
令08全保129	株式会社根岸木材	埼玉県知事 ⑿9496	代表取締役 根岸邦夫	埼玉県大里郡寄居町桜沢202―１	〃
令08全保130	株式会社オカヤマ	埼玉県知事 ⑼14744	代表取締役 岡山秀人	埼玉県所沢市弥生町2871―38	〃
令08全保131	大成産業株式会社	埼玉県知事 ⑻15032	代表取締役 津田哲夫	埼玉県吉川市平沼１―３―11	〃
令08全保132	ゆうらいふ	埼玉県知事 ⑺17645	山田秀章	埼玉県蓮田市椿山１―22―２	〃
令08全保133	興和建物株式会社	埼玉県知事 ⑷20855	代表取締役 家住憲壽	埼玉県所沢市くすのき台３―４―９	〃
令08全保134	株式会社ランシステム	埼玉県知事 ⑷21893	代表取締役 日高大輔	埼玉県狭山市狭山台４―27―38	〃
令08全保135	株式会社ランドコア	埼玉県知事 ⑵23132	代表取締役 平山文貴	埼玉県南埼玉郡宮代町川端３―10―６―401号	〃
令08全保136	有限会社トータルワイド	埼玉県知事 ⑵23208	代表取締役 豊野貴広	埼玉県さいたま市緑区原山２―30―21	〃
令08全保137	大木コンサルティング	埼玉県知事 ⑴24394	大木正	埼玉県桶川市加納69―１	〃
令08全保138	暮らし住む株式会社	埼玉県知事 ⑴24402	代表取締役 浜竹ゆかり	埼玉県さいたま市浦和区本太３―10―４	〃
令08全保139	株式会社ミライフ	埼玉県知事 ⑴24403	代表取締役 加藤庸男	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1833―２	〃
令08全保140	株式会社ウエルネスジャパン	埼玉県知事 ⑴24480	代表取締役 林田成年	埼玉県熊谷市三ケ尻3763	〃
令08全保141	株式会社昇龍	埼玉県知事 ⑴25069	代表取締役 宮本宝蔵	埼玉県南埼玉郡宮代町金原493	〃
令08全保142	株式会社アゲイン	埼玉県知事 ⑴25260	代表取締役 外山友規	埼玉県さいたま市南区南浦和２―３―２日栄ビル１階	〃
令08全保143	株式会社ＯＫＵＩＲＥＡＬＥＳＴＡＴＥ	埼玉県知事 ⑴25313	代表取締役 奥居マーク	埼玉県鴻巣市郷地432―１	〃
令08全保144	株式会社ベルートンハウス	埼玉県知事 ⑴25777	代表取締役 鈴木繁	埼玉県川口市長蔵１―11―11―103	〃
令08全保145	株式会社サイワイ	千葉県知事 ⑼9920	代表取締役 木下彌生	千葉県千葉市花見川区宮野木台１―３―11	〃
令08全保146	有限会社あたご不動産	千葉県知事 ⑺12715	代表取締役 五十嵐將一	千葉県野田市野田785	〃
令08全保147	アップルホーム株式会社	千葉県知事 ⑸14062	代表取締役 高木かよ子	千葉県野田市西三ケ尾484―224	〃
令08全保148	株式会社千葉栄福	千葉県知事 ⑸14210	代表取締役 山崎春美	千葉県千葉市中央区祐光２―７―１―214	〃
令08全保149	有限会社ケイ・トーヨーハウス	千葉県知事 ⑷15477	代表取締役 皆川啓子	千葉県市川市南八幡４―５―20	〃
令08全保150	株式会社ＲｅＸ	千葉県知事 ⑶16104	代表取締役 渡辺純子	千葉県八街市八街ほ250―４―１階102	〃

令08全保151	株式会社ＢａｙＳｉｄｅレジデンシャル	千葉県知事 (3)16110	代表取締役 渡辺康平	千葉県千葉市美浜区ひび野２－４	〃
令08全保152	株式会社リゾートマスター	千葉県知事 (1)17852	代表取締役 板橋利輝	千葉県木更津市中里２－６－20	〃
令08全保153	株式会社ライフサポート	千葉県知事 (1)18117	代表取締役 宮永浩平	千葉県市原市君塚２－６－11－205	〃
令08全保154	株式会社大谷工務店	千葉県知事 (1)18454	代表取締役 大谷純子	千葉県野田市東宝珠花198－３	〃
令08全保155	ユウワ株式会社	千葉県知事 (1)18492	代表取締役 宮本政一郎	千葉県君津市西坂田１－２－13	〃
令08全保156	株式会社フジタ周旋	神奈川県知事 (14)6641	代表取締役 藤田光男	神奈川県茅ヶ崎市高田４－２－７	〃
令08全保157	有限会社林総合企画	神奈川県知事 (7)20670	代表取締役 林ちやう	神奈川県藤沢市湘南台６－19－４	〃
令08全保158	池谷ホーム株式会社	神奈川県知事 (7)21463	代表取締役 池谷浩之	神奈川県横浜市鶴見区岸谷４－３－17	〃
令08全保159	ビー・アイ・エス	神奈川県知事 (6)22262	石田猛	神奈川県横浜市南区井土ヶ谷下町18－201	〃
令08全保160	有限会社ベターウィル	神奈川県知事 (4)26782	代表取締役 田中敏雄	神奈川県川崎市宮前区宮崎６－８－17－201	〃
令08全保161	有限会社宇野製作所	神奈川県知事 (2)29295	代表取締役 宇野健太郎	神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東１－１－７－109	〃
令08全保162	株式会社ＤＡＩＫＥＮ	神奈川県知事 (1)30969	代表取締役 山本大	神奈川県横浜市港南区東永谷３－47－９	〃
令08全保163	有限会社Ａ＆Ｔコーポレーション	神奈川県知事 (1)31073	代表取締役 高江洲敦	神奈川県横浜市港南区日野４－24－34	〃
令08全保164	有限会社五大通商	神奈川県知事 (1)31159	代表取締役 山本清仁	神奈川県横浜市中区蓬莱町２－６－３	〃
令08全保165	株式会社秦野賃貸管理センター	神奈川県知事 (1)31597	代表取締役 森大樹	神奈川県秦野市本町３－１－２	〃
令08全保166	株式会社新和	神奈川県知事 (1)31820	代表取締役 王宏邦	神奈川県横浜市中区弥生町２－15－１－501Ｂ	〃
令08全保167	なんくる不動産	神奈川県知事 (1)31994	吉川大輔	神奈川県相模原市中央区上溝６－８－20第１高橋ビル302	〃
令08全保168	株式会社Ｃｌａｒｏｈｏｍｅ	神奈川県知事 (1)32043	代表取締役 水坪恵	神奈川県綾瀬市大上４－９－３－４	〃
令08全保169	石原工務店株式会社	神奈川県知事 (1)32128	代表取締役 石原貴司	神奈川県鎌倉市城廻396	〃
令08全保170	八ケ岳観光株式会社	山梨県知事 (14)440	代表取締役 平井万希子	山梨県北杜市大泉町谷戸1807	〃
令08全保171	有限会社グレースライフ	山梨県知事 (9)1532	代表取締役 大柴佳世子	山梨県笛吹市春日居町鎮目20－１－611	〃
令08全保172	ハウスプラン不動産	山梨県知事 (2)2434	中込雄治	山梨県甲斐市名取279－１	〃
令08全保173	株式会社河口湖オルゴールの森	山梨県知事 (1)2542	代表取締役 堀内貴丈	山梨県南都留郡富士河口湖町河口3077－20	〃
令08全保174	宮部建設株式会社	岐阜県知事 (9)3005	代表取締役 宮部英門	岐阜県関市下有知1546－２	〃
令08全保175	Ｉ＆Ｉ企画不動産部	岐阜県知事 (8)3368	今井一郎	岐阜県下呂市野尻1882－１	〃
令08全保176	ハッピーエステート	岐阜県知事 (6)3985	藤井洌	岐阜県不破郡垂井町1356－１	〃
令08全保177	株式会社ワークス	岐阜県知事 (4)4481	代表取締役 野村美代子	岐阜県大垣市墨俣町墨俣542－１	〃
令08全保178	株式会社濃美不動産	岐阜県知事 (3)4646	代表取締役 平下明文	岐阜県各務原市蘇原青雲町３－62	〃
令08全保179	美薗センター	静岡県知事 (10)5927	河合豊	静岡県浜松市浜名区西美薗2339	〃
令08全保180	有限会社榮屋	静岡県知事 (8)7294	代表取締役 冨永昌弘	静岡県沼津市西島町１－33－１Ｆ	〃
令08全保181	有限会社朋有	静岡県知事 (8)10302	代表取締役 青栁和枝	静岡県静岡市駿河区中田２－12－25	〃
令08全保182	アイショー不動産	静岡県知事 (6)11508	谷澤忠雄	静岡県藤枝市水守３－４－１	〃
令08全保183	不動産のフラット	静岡県知事 (4)12569	荻野元夫	静岡県静岡市駿河区登呂４－17－１	〃
令08全保184	株式会社大成エステート	静岡県知事 (4)12572	代表取締役 大竹竜太郎	静岡県沼津市岡宮1012－１	1500万円
令08全保185	アコノス	静岡県知事 (2)14205	青島義高	静岡県焼津市大島1361－２	1000万円
令08全保186	株式会社ＳＳクリエイト	静岡県知事 (2)14223	代表取締役 酒井修二	静岡県藤枝市青木３－15－１－103号	〃
令08全保187	マルカワ不動産	静岡県知事 (1)14729	河田成正	静岡県静岡市葵区北安東１－35－１－102号	〃
令08全保188	有限会社グランアース	静岡県知事 (1)14773	代表取締役 堀内浩司	静岡県浜松市中央区和田町261－３－102号	〃
令08全保189	かね平不動産	愛知県知事 (16)2692	市野吉平	愛知県半田市板山町５－69－１	〃
令08全保190	村武建築株式会社	愛知県知事 (14)7002	代表取締役 石垣和哉	愛知県名古屋市西区名西２－２－22	〃
令08全保191	有限会社アスク	愛知県知事 (12)9393	代表取締役 金岡美彌子	愛知県長久手市上川原７番地９	〃
令08全保192	株式会社本郷	愛知県知事 (12)10132	代表取締役 村越一紀	愛知県名古屋市西区花の木１－13－21	〃
令08全保193	吉秋建設株式会社	愛知県知事 (10)13793	代表取締役 吉見重夫	愛知県蒲郡市金平町東橋33－１	〃
令08全保194	寺子屋不動産	愛知県知事 (9)14071	谷口安範	愛知県半田市亀崎高根町６－34－２	〃
令08全保195	有限会社川井工務店	愛知県知事 (6)17901	代表取締役 川井一成	愛知県一宮市泉１－２－20	〃
令08全保196	有限会社アンドウインテリア	愛知県知事 (6)18162	代表取締役 安藤和久	愛知県豊田市上野町５丁目１番地２	〃
令08全保197	有限会社ハウスクリエイト	愛知県知事 (6)18761	代表取締役 宮内道雄	愛知県蒲郡市形原町出口37－11	〃
令08全保198	株式会社アール．ビー	愛知県知事 (4)21241	代表取締役 碕誠	愛知県名古屋市千種区内山１－４－10	〃

令08全保199	サイラス株式会社	愛知県知事(3)21750	代表取締役 鈴木智順	愛知県岡崎市藤川町字西沖田69番地	〃
令08全保200	アイエス	愛知県知事(3)22021	石井照三	愛知県豊橋市神ノ輪町29	〃
令08全保201	株式会社グッドジョブ	愛知県知事(3)22086	代表取締役 小境剛史	愛知県名古屋市北区大曽根２－５－３	〃
令08全保202	有限会社唐栄ワークス	愛知県知事(3)22301	代表取締役 唐沢繕孝	愛知県豊田市高町東山４―585	〃
令08全保203	株式会社エスクリエイト	愛知県知事(2)23140	代表取締役 奥田秀樹	愛知県江南市古知野町朝日50青山ビル２Ｆ	〃
令08全保204	株式会社ナカトウ	愛知県知事(2)23204	代表取締役 大地健太	愛知県名古屋市熱田区新尾頭１－１―17	〃
令08全保205	末広工業株式会社	愛知県知事(2)23251	代表取締役 高橋竜介	愛知県豊橋市馬見塚町77―１	〃
令08全保206	株式会社サンライズ	愛知県知事(2)23589	代表取締役 後藤清孝	愛知県尾張旭市城前町３－１―18	〃
令08全保207	株式会社ライフバンク	愛知県知事(1)25014	代表取締役 林史樹	愛知県名古屋市中村区名駅３―28―12―25Ｆ	〃
令08全保208	真央ＳＴＹＬＥ株式会社	愛知県知事(1)25845	代表取締役 新實彩夏	愛知県岡崎市鴨田町字末広80―20	〃
令08全保209	株式会社市川土木	愛知県知事(1)26039	代表取締役 市川誠治	愛知県豊田市岩倉町平藪35	〃
令08全保210	近藤不動産	愛知県知事(1)26203	近藤真	愛知県安城市住吉町荒曽根154―９	〃
令08全保211	株式会社リークスプロパティ	三重県知事(3)3304	代表取締役 星野直樹	三重県四日市市松原町８番16号	〃
令08全保212	クエストホーム株式会社	三重県知事(1)3547	代表取締役 西坂憲昭	三重県松阪市駅部田町123―３	〃
令08全保213	株式会社山下組	三重県知事(2)3595	代表取締役 山下信康	三重県志摩市志摩町和具799番地２	〃
令08全保214	株式会社M’ｓリアルティ	三重県知事(1)3695	代表取締役 長谷川真紀	三重県松阪市大口町259番地１	〃
令08全保215	有限会社髙橋地所	福井県知事(1)746	代表取締役 髙橋正直	福井県福井市新田塚１―51―１	〃
令08全保216	調和産業	滋賀県知事(9)1863	猪飼茂	滋賀県守山市今浜町2522―８	〃
令08全保217	左瀧建設株式会社	京都府知事(9)7655	代表取締役 左瀧幸紀	京都府綾部市宮代町土代６番地の３	〃
令08全保218	島津住販有限会社	京都府知事(8)9018	代表取締役 井福正憲	京都府京都市西京区大原野北春日町954―２	〃
令08全保219	株式会社ワイズスタイル	京都府知事(2)13784	代表取締役 山本憲	京都府京都市西京区上桂森上町21―３―306	〃
令08全保220	株式会社ライフパートナーズ	京都府知事(2)13876	代表取締役 黒野容市	京都府京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地１大阪屋京都１号館７階２号	〃
令08全保221	株式会社髙伸	京都府知事(2)14215	代表取締役 髙島裕之	京都府八幡市八幡三ノ甲５番地２	〃
令08全保222	M’ｓｅｓｔａｔｅ	京都府知事(1)14729	𠮷田真人	京都府京都市西京区大枝沓掛町１―29―201	〃
令08全保223	大成興業株式会社	大阪府知事(13)18436	代表取締役 古志良三	大阪府高槻市古曽部町１―11―22	〃
令08全保224	きりう不動産信託株式会社	大阪府知事(10)28101	代表取締役 桐生幸之介	大阪府大阪市北区中之島３―１―８	〃
令08全保225	クリエイト大証株式会社	大阪府知事(9)31516	代表取締役 西川美康	大阪府大阪市中央区谷町４―４―17―406	〃
令08全保226	株式会社日榮不動産	大阪府知事(9)33330	代表取締役 増田正俊	大阪府大阪市平野区瓜破２―３―47	〃
令08全保227	いづみ総合コンサルタント	大阪府知事(6)44488	福田晋介	大阪府大阪市淀川区西中島４―３―４―302	〃
令08全保228	丸金商事	大阪府知事(6)44901	長畑ヒサエ	大阪府豊中市庄内東町２―２―７	〃
令08全保229	阪口住建株式会社	大阪府知事(5)48097	代表取締役 阪口耕三	大阪府大阪市北区梅田１―１―３大阪駅前第三ビル11Ｆ1122号	〃
令08全保230	八重興産株式会社	大阪府知事(5)48288	代表取締役 吉田光雄	大阪府東大阪市下小阪４―11―27	〃
令08全保231	かどや	大阪府知事(5)48857	角野後夫	大阪府泉佐野市市場西２―３―44	〃
令08全保232	竹沢建設株式会社	大阪府知事(4)52013	代表取締役 竹澤彰規	大阪府茨木市島３―４―５	〃
令08全保233	株式会社浜興産住宅センター	大阪府知事(4)54765	代表取締役 中野由里子	大阪府茨木市玉櫛２―１―18	〃
令08全保234	株式会社ＫＭコーポレーション	大阪府知事(3)55365	代表取締役 岡寿行	大阪府大阪市北区菅原町11―14菅原ビル２階	〃
令08全保235	三和住宅	大阪府知事(3)56253	田島基弘	大阪府門真市新橋町３―３―115	〃
令08全保236	株式会社ベンチャー・ワールド	大阪府知事(3)57419	代表取締役 羽牟秀幸	大阪府大阪市中央区徳井町２―４―３	〃
令08全保237	不動産のエデン株式会社	大阪府知事(3)57729	代表取締役 盛山英幸	大阪府河内長野市清見台４―２―３	〃
令08全保238	ビルコ株式会社	大阪府知事(2)58484	代表取締役 日堅善文	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋３―10―１―432	〃
令08全保239	インテグホーム株式会社	大阪府知事(2)59194	代表取締役 澤﨑隆	大阪府大阪市住吉区長居西２―２―15	〃
令08全保240	株式会社Ｔ―ＴＯＰ	大阪府知事(1)61432	代表取締役 村田達也	大阪府大阪市中央区博労町３―５―１―18Ｆ	〃
令08全保241	株式会社ドリグロ	大阪府知事(1)61975	代表取締役 松永圭悟	大阪府大阪市北区曽根崎１―２―８―７階	〃
令08全保242	株式会社モンレーヴ	大阪府知事(1)62335	代表取締役 沖本安里紗	大阪府大阪市北区天満２―12―３	〃
令08全保243	株式会社ＬＩＮＥＳ不動産	大阪府知事(1)62617	代表取締役 寺前和希	大阪府門真市一番町７―８	〃
令08全保244	株式会社千成工務店	大阪府知事(1)62798	代表取締役 千崎力世	大阪府堺市堺区柏木町４―１―11―２Ｆ	〃
令08全保245	ＳＵＭＵ株式会社	大阪府知事(1)63056	代表取締役 藤田大輔	大阪府大阪市中央区北浜３―１―12―４Ｆ	〃
令08全保246	株式会社エルフィネス	大阪府知事(1)63404	代表取締役 山本直大	大阪府大阪市北区天神橋４―７―９―505	〃
令08全保247	株式会社ラクイングループ	大阪府知事(1)64375	代表取締役 平川一馬	大阪府大阪市浪速区敷津西２―６―８マンション松原1110号	〃

令08全保248	ＷＥＬＬＨＯＵＳＥ株式会社	大阪府知事 ⑴65808	代表取締役 チンリン	大阪府大阪市中央区本町４―６―27―202	〃
令08全保249	株式会社サクラ地所	奈良県知事 ⑹3147	代表取締役 櫻井武	奈良県奈良市宿院町９番地の１	〃
令08全保250	オカモト住研	奈良県知事 ⑷3971	岡本進一	奈良県高市郡明日香村大字檜前200―14	〃
令08全保251	株式会社メディケアサポート２１	奈良県知事 ⑵4259	代表取締役 森脇常吉	奈良県生駒市真弓二丁目９番24号	〃
令08全保252	株式会社家一番	奈良県知事 ⑴4411	代表取締役 吉沢博之	奈良県生駒市俵口町1377番地７―303	〃
令08全保253	千和都市開発株式会社	岡山県知事 ⑽2929	代表取締役 佐藤千里	岡山県岡山市北区野田屋町１―７―17	〃
令08全保254	津国興産株式会社	岡山県知事 ⑼3417	代表取締役 熊谷清昭	岡山県玉野市宇野８丁目28―10	〃
令08全保255	株式会社岡住実践スクール	岡山県知事 ⑷5288	代表取締役 尾崎勇	岡山県倉敷市笹沖1034―28	〃
令08全保256	株式会社家夢花夢	岡山県知事 ⑶5381	代表取締役 大原智彦	岡山県岡山市北区今８―16―27	〃
令08全保257	たまのいろは不動産	岡山県知事 ⑴6103	西奥明子	岡山県玉野市宇野７―16―６	〃
令08全保258	有限会社地新興産	広島県知事 ⑿4448	取締役 新原悟	広島県広島市安芸区瀬野１―16―17	〃
令08全保259	株式会社カネツナ	広島県知事 ⑾5022	代表取締役 兼綱法文	広島県三原市沼田東町七宝14―１	〃
令08全保260	有限会社しろやま商事	広島県知事 ⑾5044	取締役 大田和弓	広島県広島市佐伯区五日市中央７―12―16	〃
令08全保261	有限会社三和	広島県知事 ⑾5091	代表取締役 堂畝正和	広島県広島市安芸区矢野東４―７―９	〃
令08全保262	有限会社重本不動産研究所	広島県知事 ⑽5991	代表取締役 重本泰邦	広島県広島市中区八丁堀１―23―805	〃
令08全保263	株式会社不動産シティー	広島県知事 ⑻7118	代表取締役 西原定子	広島県東広島市西条本町11―22	〃
令08全保264	有限会社イーストプラン	広島県知事 ⑹8242	取締役 東弥寿則	広島県呉市安浦町中央５―６―５	〃
令08全保265	有限会社ハウジングパートナー	広島県知事 ⑹8582	代表取締役 田村安弘	広島県福山市東川口町３―３―14	〃
令08全保266	株式会社オールウェイズ	広島県知事 ⑶10106	代表取締役 平谷憲俊	広島県東広島市黒瀬町乃美尾3202	〃
令08全保267	株式会社中山装飾	広島県知事 ⑶10408	代表取締役 中山忠之	広島県広島市中区東千田町２―２―19	〃
令08全保268	有限会社ＴＯＢＬ	広島県知事 ⑵10529	取締役 髙矢賢一	広島県広島市安佐南区伴東２―52―11―９	〃
令08全保269	株式会社真栄	広島県知事 ⑵10658	代表取締役 横山光彦	広島県福山市新市町大字新市961―６	〃
令08全保270	有限会社クリーンみよし	広島県知事 ⑴11129	代表取締役 二井和由	広島県三次市畠敷町1827―４	〃
令08全保271	株式会社峠商事	徳島県知事 ⑯35	代表取締役 峠康志	徳島県徳島市八万町下福万128―53	〃
令08全保272	和泉産業有限会社	徳島県知事 ⑿1017	代表取締役 和泉本純子	徳島県鳴門市大麻町市場字大西48―３	〃
令08全保273	大王土地	徳島県知事 ⑻2105	大上博史	徳島県徳島市中島田町４丁目22―10	〃
令08全保274	エステート・ソノキ	福岡県知事 ⑹13687	其木英俊	福岡県北九州市小倉北区須賀町７―28―101	〃
令08全保275	西日本相互不動産	福岡県知事 ⑸14346	楢﨑久美	福岡県福岡市東区美和台６―19―２	〃
令08全保276	有限会社イーボック	福岡県知事 ⑷15361	代表取締役 橋本紗也香	福岡県福岡市博多区板付７―２―34	〃
令08全保277	株式会社アドバンス	福岡県知事 ⑷16419	代表取締役 森英喜	福岡県福岡市中央区高砂２―６―４―７Ｆ	〃
令08全保278	大和エステート株式会社	福岡県知事 ⑶17055	代表取締役 松田剛	福岡県福岡市南区老司２―23―12	〃
令08全保279	Ｋ―エステート	福岡県知事 ⑵18190	岩崎孝司	福岡県北九州市小倉北区片野２―18―１米田アパート201	〃
令08全保280	株式会社家工房木の匠	福岡県知事 ⑵18445	代表取締役 松下輝行	福岡県北九州市八幡西区陣原１―６―10	〃
令08全保281	株式会社ナカマ・ホールディングス	福岡県知事 ⑵18670	代表取締役 橋本徹	福岡県福岡市中央区天神５―７―１―４階402号室	〃
令08全保282	有限会社エフ・コンサルタンツ	福岡県知事 ⑴19344	代表取締役 那須信一	福岡県福岡市中央区春吉２―18―６初音ビル203	〃
令08全保283	ジェイプラン株式会社	福岡県知事 ⑴19366	代表取締役 山口亜希	福岡県朝倉郡筑前町依井1668―２	〃
令08全保284	株式会社ハウスリビング	福岡県知事 ⑴19557	代表取締役 岩渕勝真	福岡県北九州市八幡西区八千代町５―５	〃
令08全保285	株式会社三幸日興	福岡県知事 ⑴19742	代表取締役 中川一光	福岡県福岡市中央区谷２―15―１	〃
令08全保286	株式会社タイヨー	佐賀県知事 ⑴2652	代表取締役 近藤圭太	佐賀県鳥栖市本鳥栖町381―１	〃
令08全保287	森不動産	長崎県知事 ⑮465	森知彦	長崎県長崎市古賀町942	〃
令08全保288	犬尾株式会社	長崎県知事 ⑴4183	代表取締役 犬尾公	長崎県諫早市小長井町小川原浦字出口741―３	〃
令08全保289	南国ハウス	熊本県知事 ⑿1618	川越公弘	熊本県人吉市矢黒町1970―４	〃
令08全保290	株式会社熊本都市ＪＯＨＯ	熊本県知事 ⑴5756	代表取締役 西貴史	熊本県熊本市北区楠２丁目１―40	〃
令08全保291	旭観光開発株式会社	宮崎県知事 ⑷4562	代表取締役 吉行房子	宮崎県都城市都原町３番地10	〃
令08全保292	株式会社相続アドバイザー	鹿児島県知事 ⑴6381	代表取締役 満塩光	鹿児島県鹿児島市鴨池２―３―８―301号	〃
令08全保293	丸信不動産	沖縄県知事 ⑼2049	渡久地信助	沖縄県宜野湾市大山２―10―22―Ａ	〃
令08全保294	株式会社りゅうせき	沖縄県知事 ⑷3848	代表取締役 根路銘剛宏	沖縄県浦添市西洲２―２―３	〃
令08全保295	Ｃａｎ設計	沖縄県知事 ⑴5256	喜屋武潤	沖縄県沖縄市海邦２―15―11	〃
令08全保296	株式会社ＪＫ開発	沖縄県知事 ⑴5301	代表取締役 金得洙	沖縄県中頭郡北谷町美浜２―６―４―103	〃

第 52 期 決 算 公 告

令和８年３月23日
宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目７番８号
株式会社アストモスガスセンター東北
代表取締役　齊藤　政和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	747,037
	固定資産	49,117
	合計	796,154
負債及び純資産の部	流動負債	425,953
	固定負債	43,382
	株主資本	326,818
	資本金	82,000
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	204,818
	利益準備金	20,500
	その他利益剰余金	184,318
	（うち当期純利益）	(30,855)
	合計	796,154

第 21 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
仙台市太白区茂庭字人来田東12番地の１
株式会社ラヴァレックス
代表取締役　石塚　政光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,093
	固定資産	4,226
	合計	30,319
負債及び純資産の部	流動負債	6,716
	（うち納税引当金）	(83)
	株主資本	23,603
	資本金	20,000
	資本剰余金	400
	資本準備金	400
	利益剰余金	3,203
	その他利益剰余金	3,203
	（うち当期純損失）	(56,700)
	合計	30,319

第 54 期決算公告

令和８年３月27日
仙台市太白区茂庭字人来田東12番地の１
株式会社オートランドリータカノ
代表取締役　石塚　政光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	731,596
	固定資産	1,280,383
	繰延資産	11,545
	合計	2,023,524
負債及び純資産の部	流動負債	227,499
	（うち納税引当金）	(28)
	固定負債	200,850
	株主資本	1,595,175
	資本金	50,000
	資本剰余金	59,600
	資本準備金	18,000
	利益剰余金	1,485,575
	（うち当期純損失）	(204,887)
	合計	2,023,524

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都中央区八重洲一丁目４番16号
Tokyo Legacy Parks株式会社
代表取締役　川治　利夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,208
	固定資産	1,271,503
	繰延資産	41,758
	合計	1,352,470
負債及び純資産の部	流動負債	2,605,109
	固定負債	131,904
	株主資本	△1,384,542
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,484,542
	その他利益剰余金	△1,484,542
	（うち当期純損失）	(1,120,986)
	合計	1,352,470

第 35 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
栃木県河内郡上三川町鞘堂２番地１
株式会社テイセンテクノ
代表取締役　濱本　和彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,454,721
	固定資産	235,921
	合計	1,690,642
負債及び純資産の部	流動負債	645,332
	固定負債	58,586
	株主資本	986,723
	資本金	30,000
	利益剰余金	956,723
	その他利益剰余金	956,723
	（うち当期純利益）	(70,490)
	合計	1,690,642

第 54 期決算公告

令和８年３月９日
福島県喜多方市塩川町小府根字近江75番地
ＪＵＫＩ会津株式会社
代表取締役　野﨑　修一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,686,990
	固定資産	1,034,680
	資産合計	2,721,670
負債及び純資産の部	流動負債	2,341,402
	固定負債	180,592
	退職給付引当金	8,528
	株主資本	199,676
	資本金	90,000
	資本剰余金	104,000
	資本準備金	104,000
	利益剰余金	5,676
	その他利益剰余金	5,676
	（うち当期純利益）	(6,095)
	負債・純資産合計	2,721,670

第 42 期決算公告

令和８年４月13日
東京都港区港南一丁目６番41号
株式会社丹青研究所
代表取締役　小林　宜文

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	272,508
	固定資産	45,168
	合計	317,676
負債及び純資産の部	流動負債	52,153
	固定負債	19,314
	株主資本	246,209
	資本金	50,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	96,209
	利益準備金	18,661
	その他利益剰余金	77,548
	（うち当期純利益）	(6,992)
	合計	317,676

第 54 期決算公告

令和８年４月13日
東京都江戸川区南葛西三丁目15番１号
株式会社伸幸
代表取締役　藤田　浩志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,012,816
	固定資産	2,089,317
	資産合計	3,102,134
負債及び純資産の部	流動負債	611,008
	固定負債	1,717,641
	株主資本	773,484
	資本金	60,000
	利益剰余金	713,484
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	710,984
	（うち当期純利益）	(58,353)
	負債・純資産合計	3,102,134

第８期決算公告

令和８年４月13日
東京都江戸川区南葛西三丁目15番１号
株式会社大幸
代表取締役　藤田　浩志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,718
	固定資産	905,092
	資産合計	946,810
負債及び純資産の部	流動負債	11,245
	固定負債	132,293
	株主資本	803,272
	資本金	10,000
	資本剰余金	806,505
	その他資本剰余金	806,505
	利益剰余金	△13,233
	その他利益剰余金	△13,233
	（うち当期純損失）	(7,670)
	負債・純資産合計	946,810

第 17 期 決 算 公 告

令和８年３月19日　　東京都渋谷区代々木２丁目28番７号
ＵＤＳ株式会社
代表取締役　中原　典人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,827,736	流動負債	1,658,382
固定資産	3,266,591	賞与引当金	221,078
		役員賞与引当金	41,570
		本社移転費用引当金	48,804
		固定負債	26,250
		株式給付引当金	26,250
		株主資本	10,409,696
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,997,796
		資本準備金	4,997,796
		利益剰余金	5,311,899
		その他利益剰余金	5,311,899
		（うち当期純利益）	(1,840,844)
資産合計	12,094,328	負債・純資産合計	12,094,328

第 67 期 決 算 公 告

令和８年４月13日　　千葉県千葉市緑区辺田町567番地
株式会社袖ヶ浦カンツリー倶楽部
代表取締役社長　金綱　一男

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,475,730	流動負債	873,305
固定資産	4,519,106	固定負債	3,852,055
有形固定資産	4,339,111	負債合計	4,725,360
無形固定資産	177,277	株主資本	1,269,476
投資その他の資産	2,718	資本金	120,000
		利益剰余金	1,149,476
		その他利益剰余金	1,147,476
		（うち当期純利益）	(149,117)
		純資産合計	1,269,476
資産合計	5,994,837	負債・純資産合計	5,994,837

第２期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
株式会社Ｕ＆Ｐ
代表取締役　藤嶋　啓
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,103,876
	固定資産	844,000
	資産合計	**4,947,876**
負純資債及産のび部	流動負債	2,817,291
	負債合計	**2,817,291**
	株主資本	2,130,585
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	1,130,585
	その他利益剰余金	1,130,585
	（うち当期純利益）	（1,787,869）
	純資産合計	**2,130,585**
	負債・純資産合計	**4,947,876**

第３期決算公告　令和８年２月26日
東京都港区芝五丁目29番11号
Ｇ－ＢＡＳＥ田町13階
株式会社ビズヒント
代表取締役　関　哲
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	951,822
	固定資産	15,465
	資産合計	**967,288**
負純資債及産のび部	流動負債	152,538
	賞与引当金	14,021
	株主資本	814,749
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	794,749
	その他利益剰余金	794,749
	（うち当期純利益）	（317,587）
	負債・純資産合計	**967,288**

第23期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区神田須田町１－10－36
株式会社丹青ヒューマネット
代表取締役　堀内　秀治
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	364,270
	固定資産	13,181
	資産合計	**377,451**
負純資債及産のび部	流動負債	196,188
	（内、引当金）	（13,170）
	固定負債	378
	株主資本	180,884
	資本金	70,000
	利益剰余金	110,884
	利益準備金	10,165
	その他利益剰余金	100,719
	（うち当期純利益）	（10,308）
	負債・純資産合計	**377,451**

第４期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー23階
イーエスピーシーワン株式会社
代表取締役　嶽崎　洋一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,997
	資産合計	**41,997**
負純資債及産のび部	流動負債	180
	固定負債	70,000
	株主資本	△28,182
	資本金	150
	資本剰余金	150
	資本準備金	150
	利益剰余金	△28,482
	その他利益剰余金	△28,482
	（当期純損失）	（22,158）
	負債・純資産合計	**41,997**

第４期決算公告　令和８年４月13日
東京都中央区日本橋二丁目３番４号
フェローテックシリコンジャパン株式会社
代表取締役　賀　賢漢
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,106
	固定資産	5,646
	資産合計	**166,752**
負純資債及産のび部	流動負債	6,004
	負債合計	**6,004**
	株主資本	160,748
	資本金	100,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△19,251
	その他利益剰余金	△19,251
	（うち当期純損失）	（16,983）
	純資産合計	**160,748**
	負債・純資産合計	**166,752**

第５期決算公告　令和８年３月25日
東京都港区南青山一丁目24番３号
ＷｅＷｏｒｋ乃木坂
株式会社ｋｕｂｅｌストレージ
代表取締役　中　哲成
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,892
	固定資産	26,890
	資産合計	**136,782**
負純資債及産のび部	流動負債	163,258
	固定負債	150,000
	株主資本	△176,476
	資本金	56,000
	資本剰余金	127,230
	資本準備金	127,230
	利益剰余金	△359,706
	その他利益剰余金	△359,706
	（うち当期純損失）	（27,995）
	負債・純資産合計	**136,782**

第16期決算公告　令和８年４月13日
東京都文京区本郷一丁目28番34号
株式会社カラコンワークス
代表取締役　中村　研
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	164,504
	固定資産	14,269
	資産合計	**178,774**
負純資債及産のび部	流動負債	94,021
	株主資本	84,753
	資本金	9,900
	利益剰余金	74,853
	その他利益剰余金	74,853
	（うち当期純利益）	（16,077）
	負債・純資産合計	**178,774**

第９期決算公告　令和８年３月18日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
ＧＭＯ　ＯＭＡＫＡＳＥ株式会社
代表取締役　浅井　俊平
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,569,940
	固定資産	80,796
	資産合計	**1,650,737**
負純資債及産のび部	流動負債	810,964
	（うち賞与引当金）	（10,782）
	株主資本	839,772
	資本金	88,681
	資本剰余金	86,670
	資本準備金	86,670
	利益剰余金	664,420
	その他利益剰余金	664,420
	（うち当期純利益）	（350,924）
	負債・純資産合計	**1,650,737**

第26期決算公告　令和８年３月19日
東京都台東区浅草橋三丁目20番15号
ＦＸＣ株式会社
代表取締役社長　谷輪　重之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	697,820
	固定資産	57,476
	資産合計	**755,296**
負純資債及産のび部	流動負債	118,575
	固定負債	536,572
	株主資本	98,907
	資本金	100,000
	資本剰余金	307,636
	利益剰余金	△288,626
	（うち当期純利益）	（12,085）
	自己株式	△20,102
	評価・換算差額等	1,240
	負債・純資産合計	**755,296**

第７期決算公告　2026年４月13日
東京都中野区本町五丁目33番11号
株式会社スタジオＫＡＩ
代表取締役　大芝　賢二
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,859,339
	固定資産	36,086
	合計	**1,895,426**
負純資債及産のび部	流動負債	3,921,040
	固定負債	18,802
	株主資本	△2,044,416
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,049,416
	その他利益剰余金	△2,049,416
	（うち当期純損失）	（565,391）
	合計	**1,895,426**

第38期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区神田東松下町41番地１
株式会社ＪＤＮ
代表取締役社長　朝田　賢治
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,621
	固定資産	10,924
	資産合計	**130,545**
負純資債及産のび部	流動負債	39,077
	賞与引当金	12,818
	固定負債	5,954
	退職給付引当金	5,544
	株主資本	85,514
	資本金	20,000
	利益剰余金	65,514
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	60,514
	（うち当期純利益）	（10,525）
	負債・純資産合計	**130,545**

第15期決算公告
令和８年４月13日
東京都文京区本郷１丁目28番34号
株式会社ジェネリックコーポレーション
代表取締役　中村　研
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,632
	資産合計	**52,632**
負純資債及産のび部	流動負債	35,029
	株主資本	17,602
	資本金	33,500
	資本剰余金	25,500
	資本準備金	25,500
	利益剰余金	△41,397
	その他利益剰余金	△41,397
	（うち当期純利益）	（13,356）
	負債・純資産合計	**52,632**

第 51 期決算公告　2026年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
株式会社日本アドシステムズ
代表取締役　和田　修治
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	823,971
	固定資産	37,979
	合計	861,951
負債及び純資産の部	流動負債	695,620
	株主資本	166,331
	資本金	40,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	106,331
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	103,831
	（うち当期純利益）	(8,975)
	合計	861,951

第 27 期決算公告　2026年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
株式会社ＡＤＫダイレクト
代表取締役　糸賀　広之
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	476,408
	固定資産	7,144
	合計	483,553
負債及び純資産の部	流動負債	271,422
	株主資本	212,130
	資本金	80,000
	利益剰余金	132,130
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	112,130
	（うち当期純利益）	(107,159)
	合計	483,553

第８期決算公告　2026年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
株式会社Ａ－Ｂｒｉｄｇｅ
代表取締役　阿部　英統
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,243,293
	固定資産	19,891
	合計	1,263,185
負債及び純資産の部	流動負債	588,680
	株主資本	674,505
	資本金	50,000
	利益剰余金	624,505
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	612,005
	（うち当期純利益）	(416,960)
	合計	1,263,185

第 10 期決算公告　令和８年３月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番17号
ＥＳＲリートマネジメント株式会社
代表取締役社長　渡邉　和彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	432,856
	固定資産	119,801
	資産合計	552,657
負債及び純資産の部	流動負債	35,992
	固定負債	154
	株主資本	516,510
	資本金	292,500
	資本剰余金	292,500
	資本準備金	292,500
	利益剰余金	△68,489
	その他利益剰余金	△68,489
	（うち当期純利益）	(130,731)
	負債・純資産合計	552,657

第 33 期決算公告　令和８年４月13日
東京都墨田区太平４丁目３番８号
株式会社日本旅行・
グローバルビジネストラベル
代表取締役　マルコ・ペリッツアー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,790,104
	固定資産	348,125
	合計	8,138,229
負債及び純資産の部	流動負債	6,298,155
	固定負債	51,118
	株主資本	1,788,955
	資本金	215,000
	利益剰余金	1,573,955
	利益準備金	53,750
	その他利益剰余金	1,520,205
	（うち当期純利益）	(590,374)
	合計	8,138,229

第 44 期決算公告　2026年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
株式会社ライトソング音楽出版
代表取締役　和田　修治
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,607
	固定資産	13,760
	合計	91,368
負債及び純資産の部	流動負債	40,503
	株主資本	50,864
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,864
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	37,864
	（うち当期純利益）	(569)
	合計	91,368

第 26 期決算公告
令和８年３月17日
東京都港区芝二丁目27番８号
日本スーパーマップ株式会社
代表取締役社長　林　秋博
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	548,274
	固定資産	93,497
	合計	641,772
負債及び純資産の部	流動負債	254,176
	固定負債	78,047
	株主資本	309,548
	資本金	236,200
	資本剰余金	189,700
	資本準備金	189,700
	利益剰余金	△116,351
	その他利益剰余金	△116,351
	（うち当期純利益）	(848)
	合計	641,772

第 25 期決算公告　令和８年４月13日
東京都文京区後楽一丁目４番14号
リアルリンク国際投資顧問株式会社
代表取締役　漆間　裕隆
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	801,683
	固定資産	27,421
	資産合計	829,105
負債及び純資産の部	流動負債	172,884
	固定負債	35,000
	役員退職慰労引当金	35,000
	株主資本	621,220
	資本金	53,561
	利益剰余金	567,659
	利益準備金	13,390
	その他利益剰余金	554,269
	（うち当期純利益）	(107,676)
	負債・純資産合計	829,105

第２期決算公告　令和８年３月19日
東京都新宿区西新宿一丁目23番７号
日本森林アセット株式会社
代表取締役　石村　藤夫
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	43,353
	固定資産	209,413
	資産合計	252,766
負債及び純資産の部	流動負債	11,382
	株主資本	241,384
	資本金	192,500
	資本剰余金	192,500
	資本準備金	192,500
	利益剰余金	△143,616
	その他利益剰余金	△143,616
	（うち当期純損失）	(87,733)
	負債・純資産合計	252,766

第 24 期決算公告
令和８年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目16番４号
株式会社ＴＡＳプロパティパートナーズ
代表取締役　河野　豊
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,135,522
	固定資産	763,223
	合計	2,898,746
負債及び純資産の部	流動負債	1,023,217
	固定負債	1,668,681
	株主資本	206,847
	資本金	10,000
	利益剰余金	196,847
	その他利益剰余金	196,847
	（うち当期純利益）	(34,415)
	合計	2,898,746

第 16 期決算公告
令和８年４月13日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目５番11号
株式会社ウェブスマート
代表取締役　須山　智徳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,849
	固定資産	5,424
	資産合計	80,274
負債及び純資産の部	流動負債	18,387
	固定負債	4,646
	株主資本	57,241
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,241
	その他利益剰余金	37,241
	（うち当期純利益）	(1,035)
	負債・純資産合計	80,274

第５期決算公告　令和８年３月24日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー23階
パラダイムシフトグループ株式会社
代表取締役　嶽崎　洋一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,240
	固定資産	300
	資産合計	84,540
負債及び純資産の部	流動負債	4,646
	固定負債	45,500
	株主資本	34,393
	資本金	50,000
	利益剰余金	△15,606
	その他利益剰余金	△15,606
	（うち当期純損失）	(591)
	負債・純資産合計	84,540

第３期決算公告　令和７年４月28日
東京都港区赤坂五丁目２―33
ＩｓａＩＡｋａｓａｋＡ1510
ｎａｒｒａｔｉｖｅ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,882
	固定資産	7,989
	資産合計	154,871
負債及び純資産の部	流動負債	86,236
	固定負債	49,142
	株主資本	19,493
	資本金	30,000
	資本剰余金	26,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	△36,507
	その他利益剰余金	△36,507
	（うち当期純損失）	(29,401)
	負債・純資産合計	154,871

第１期決算公告　令和８年３月31日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビル９階
株式会社
フェアフィールドマリタイムジャパン
代表取締役社長　小薗江隆一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	145,524,787
	固定資産	14,726,126
	資産合計	160,250,913
負債及び純資産の部	流動負債	7,819,177
	株主資本	152,431,736
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	77,745,000
	資本準備金	77,745,000
	利益剰余金	△25,313,264
	その他利益剰余金	△25,313,264
	（うち当期純損失）	(25,313,264)
	負債・純資産合計	160,250,913

第13期決算公告　令和８年３月18日
東京都千代田区外神田３丁目13番８号
グローバルブルー・ティエフエス・ジャパン株式会社
代表取締役　清水　克俊
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	12,579
	固定資産	979
	資産合計	13,558
負債及び純資産の部	流動負債	7,679
	賞与引当金	62
	株主資本	5,879
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	5,679
	その他利益剰余金	5,679
	（うち当期純利益）	(2,172)
	負債・純資産合計	13,558

第６期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区永田町２丁目11番１号
山王パークタワー４階
株式会社チェスターライフパートナー
代表取締役　荒巻　善宏
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,575
	固定資産	119
	資産合計	50,695
負債及び純資産の部	流動負債	6,553
	株主資本	44,142
	資本金	3,000
	資本剰余金	305
	資本準備金	305
	利益剰余金	40,837
	利益準備金	444
	その他利益剰余金	40,392
	（うち当期純利益）	(23,738)
	負債・純資産合計	50,695

第22期決算公告
令和８年４月13日
千葉県習志野市大久保３丁目12番12号
株式会社アーバンクレスト
代表取締役　阿部　雅行
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,390
	固定資産	2,870
	資産合計	8,260
負債及び純資産の部	流動負債	6,379
	固定負債	4,808
	株主資本	△2,927
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,927
	その他利益剰余金	△7,927
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	8,260

第12期決算公告
令和８年４月13日
東京都中央区八重洲１丁目７番20号
株式会社チェスター
代表取締役　阿部　雅行
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,790
	固定資産	33
	資産合計	1,824
負債及び純資産の部	流動負債	580
	固定負債	186
	株主資本	1,057
	資本金	3
	利益剰余金	1,054
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,054
	（うち当期純利益）	(568)
	負債・純資産合計	1,824

第１期決算公告　令和８年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株式会社ＴＧＴホールディングス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	327
	固定資産	36,190
	資産合計	36,517
負債及び純資産の部	流動負債	1,516
	固定負債	13,500
	株主資本	21,501
	資本金	10
	資本剰余金	21,643
	資本準備金	290
	その他資本剰余金	21,352
	利益剰余金	△151
	その他利益剰余金	△151
	（うち当期純損失）	(151)
	負債・純資産合計	36,517

第37期決算公告
令和８年３月26日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
ブレインズ株式会社
代表取締役　三宅　誠一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,709
	固定資産	1,843,880
	資産合計	1,892,589
負債及び純資産の部	流動負債	269
	固定負債	685,000
	株主資本	1,207,320
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,202,320
	その他利益剰余金	1,202,320
	（うち当期純損失）	(12,437)
	負債・純資産合計	1,892,589

第５期決算公告
令和８年４月13日
東京都中央区八重洲１丁目７番20号
株式会社チェスターコンサルティング
代表取締役　長曽我部利幸
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,371
	固定資産	181
	資産合計	40,552
負債及び純資産の部	流動負債	35,498
	株主資本	5,054
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,054
	その他利益剰余金	4,054
	（うち当期純利益）	(7,973)
	負債・純資産合計	40,552

第７期決算公告　令和８年３月10日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番14号
Wolt Japan株式会社
代表取締役　ナタリア・ヒザニシヴィリ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,083
	固定資産	577
	資産合計	4,660
負債及び純資産の部	流動負債	2,302
	有給休暇引当金	130
	固定負債	1,100
	株主資本	1,258
	資本金	499
	資本剰余金	496
	資本準備金	496
	利益剰余金	263
	その他利益剰余金	263
	（うち当期純損失）	(12)
	負債・純資産合計	4,660

第８期決算公告　令和８年４月13日
東京都千代田区大手町一丁目３番１号
アルジェブリス・インベストメンツ株式会社
代表取締役社長　西　麻理子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,339
	固定資産	69,202
	資産合計	281,541
負債及び純資産の部	流動負債	49,380
	固定負債	25,748
	株主資本	206,412
	資本金	60,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	131,412
	その他利益剰余金	131,412
	（うち当期純利益）	(16,575)
	負債・純資産合計	281,541

第３期決算公告　令和８年３月27日
東京都品川区東品川４丁目12番３号
ホシザキ販売株式会社
代表取締役　小林　靖浩
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,680,423
	固定資産	2,989,948
	資産合計	17,670,371
負債及び純資産の部	流動負債	6,669,296
	固定負債	66,471
	株主資本	10,934,604
	資本金	100,000
	資本剰余金	5,115,914
	その他資本剰余金	5,115,914
	利益剰余金	5,718,690
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,693,690
	（うち当期純利益）	(5,693,669)
	負債・純資産合計	17,670,371

第12期決算公告　令和８年４月13日
東京都港区虎ノ門一丁目２番８号
虎ノ門琴平タワー12階
グリフォルス株式会社
代表取締役社長　藤本　　淳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,318
	固定資産	253
	合計	1,571
負債及び純資産の部	流動負債	942
	（うち賞与引当金）	(30)
	株主資本	629
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	529
	その他利益剰余金	529
	（うち当期純利益）	(54)
	合計	1,571

第４期決算公告　令和８年３月19日
東京都港区西新橋１－２－９
日比谷セントラルビル14階
ヒュオンスジャパン株式会社
代表取締役　宋　　修永
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,816
	固定資産	479
	資産合計	27,295
負債及び純資産の部	流動負債	699
	負債合計	699
	株主資本	26,596
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 23,404
	その他利益剰余金	△ 23,404
	（うち当期純利益）	(444)
	純資産合計	26,596
	負債・純資産合計	27,295

第５期決算公告　令和８年３月10日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番14号
Wolt Market Japan株式会社
代表取締役　ナタリア・ヒザニシヴィリ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	352
	資産合計	352
負債及び純資産の部	流動負債	25
	負債合計	25
	株主資本	326
	資本金	163
	資本剰余金	160
	資本準備金	160
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	326
	負債・純資産合計	352

第８期決算公告　令和８年３月25日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の１
株式会社ジェクスヴァル
代表取締役　鈴木　珠蘭（加藤　珠蘭）
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	555,032
	固定資産	565,954
	合計	1,120,986
負債及び純資産の部	流動負債	359,478
	株主資本	746,093
	資本金	35,005
	資本剰余金	1,457,492
	資本準備金	1,008,179
	その他資本剰余金	449,313
	利益剰余金	△746,404
	その他利益剰余金	△746,404
	（うち当期純損失）	(496,039)
	新株予約権	15,414
	合計	1,120,986

第５期決算公告
令和８年４月13日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
日比谷三井タワー12階
ＡＢキャピタル株式会社
代表取締役　榎波　楠峰
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,195,951
	固定資産	650,000
	合計	2,845,951
負債及び純資産の部	流動負債	1,962,526
	株主資本	883,425
	資本金	10,000
	利益剰余金	873,425
	その他利益剰余金	873,425
	（うち当期純損失）	(2,578,495)
	合計	2,845,951

第25期決算公告
令和８年４月13日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
ガイカーペンター株式会社
代表取締役　ジェレミーパトリックベレス
フォード・フォックス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	584,225
	固定資産	16,707
	合計	600,932
負債及び純資産の部	流動負債	219,362
	株主資本	381,569
	資本金	10,000
	利益剰余金	371,569
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	369,069
	（うち当期純利益）	(365,125)
	合計	600,932

第18期決算公告
令和８年３月19日
神奈川県川崎市川崎区扇町５番１号
株式会社
レゾナック・ヴェルサムマテリアルズ
代表取締役　大原　義典
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	395,018
	固定資産	641,967
	合計	1,036,985
負債及び純資産の部	流動負債	332,883
	固定負債	404,059
	株主資本	300,043
	資本金	300,000
	利益剰余金	43
	その他利益剰余金	43
	（うち当期純損失）	(282)
	合計	1,036,985

第59期決算公告　令和８年３月25日
横浜市港北区綱島東六丁目３番４号
株式会社芝川製作所
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,548,595
	固定資産	5,012,804
	繰延資産	252
	資産合計	8,561,653
負債及び純資産の部	流動負債	2,771,444
	賞与引当金	2,247
	固定負債	787,436
	役員退職慰労引当金	16,880
	株主資本	5,002,771
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,952,771
	利益準備金	11,100
	その他利益剰余金	4,941,671
	（うち当期純利益）	(235,350)
	負債・純資産合計	8,561,653

第21期決算公告
令和８年３月24日
神奈川県相模原市中央区南橋本
三丁目９番13号
大和キャリアサービス株式会社
代表取締役社長　池田　吉孝
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	95,968
	固定資産	180
	資産合計	96,148
負債及び純資産の部	流動負債	20,103
	株主資本	76,044
	資本金	3,000
	利益剰余金	73,044
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	70,344
	（うち当期純利益）	(4,322)
	負債・純資産合計	96,148

第75期決算公告　令和８年４月13日
名古屋市南区鶴見通３丁目３番地
桜井興産株式会社
代表取締役　櫻井　一彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	909,664
	固定資産	958,258
	合計	1,867,922
負債及び純資産の部	流動負債	263,960
	固定負債	681,497
	株主資本	888,034
	資本金	75,000
	資本剰余金	641
	利益剰余金	812,393
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	793,643
	（うち当期純利益）	(12,807)
	評価・換算差額等	34,431
	合計	1,867,922

第50期決算公告
令和８年４月13日
愛知県岡崎市大和町字荒田85番地１
栄光株式会社
代表取締役　野田陽太郎
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,422,186
	固定資産	1,482,595
	合計	2,904,781
負債及び純資産の部	流動負債	2,125,483
	固定負債	198,863
	株主資本	580,435
	資本金	30,000
	利益剰余金	550,435
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	542,935
	（うち当期純利益）	(86,016)
	合計	2,904,781

第26期決算公告
令和８年３月23日
静岡県浜松市浜名区細江町中川1930番地４
株式会社富士エコサイクル
代表取締役社長　小山　勝彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,925
	固定資産	693
	合計	8,618
負債及び純資産の部	流動負債	351
	固定負債	58
	株主資本	8,209
	資本金	200
	利益剰余金	8,009
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	7,959
	（うち当期純利益）	(855)
	合計	8,618

第85期決算公告

令和８年３月23日
大阪市中央区北浜三丁目２番24号
北沢薬品株式会社
代表取締役　北沢　茂

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,219,468
	固定資産	106,106
	合計	3,325,574
負純資産及のび部	流動負債	1,048,586
	株主資本	2,276,988
	資本金	24,000
	利益剰余金	2,252,988
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	2,246,988
	（うち当期純利益）	(254,145)
	合計	3,325,574

第24期決算公告

令和８年４月13日
大阪市北区曽根崎新地一丁目13番22号
株式会社ファーストブランド
代表取締役　河本扶美子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	739,929
	固定資産	39,083
	合計	779,012
負純資産及のび部	流動負債	400,475
	固定負債	378,650
	株主資本	△ 114
	資本金	236,379
	資本剰余金	176,379
	資本準備金	176,379
	利益剰余金	△ 412,872
	その他利益剰余金	△ 412,872
	（うち当期純利益）	(18,809)
	合計	779,012

第15期決算公告

令和８年４月13日
大阪市福島区福島七丁目12番２号
堀内福島第二ビル802号
株式会社関西アセットソリューション
代表取締役　寺敷　信昭

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,102,737
	固定資産	52,287
	合計	2,155,025
負純資産及のび部	流動負債	138,586
	固定負債	1,759,711
	株主資本	256,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	246,726
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	244,226
	（うち当期純利益）	(42,381)
	合計	2,155,025

第38期決算公告

令和８年４月13日
岡山市北区津島京町３丁目１番21号
株式会社八雲
代表取締役　小谷　裕司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,523
	固定資産	2,251,817
	合計	2,583,341
負純資産及のび部	流動負債	15,620
	株主資本	2,567,721
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,467,721
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,442,721
	（うち当期純利益）	(181,789)
	合計	2,583,341

第39期決算公告

令和８年４月13日
和歌山県和歌山市北島427番地28
ミドリ安全和歌山株式会社
代表取締役　出口　剛

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,184
	固定資産	594
	合計	134,779
負純資産及のび部	流動負債	99,881
	固定負債	—
	株主資本	34,898
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,898
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	22,398
	（うち当期純利益）	(22,120)
	合計	134,779

第10期決算公告

令和８年４月13日
大阪府大阪市北区中崎西二丁目４番12号
株式会社ネクサスエージェント
代表取締役　岩田　講典

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,968,774
	固定資産	549,392
	合計	5,518,167
負純資産及のび部	流動負債	3,350,296
	固定負債	850,632
	株主資本	888,826
	資本金	100,000
	利益剰余金	788,826
	その他利益剰余金	788,826
	（うち当期純利益）	(355,335)
	新株予約権	428,412
	合計	5,518,167

第43期決算公告

令和８年３月30日
愛媛県松山市道後多幸町７番26号
株式会社四国道後舘
代表取締役　阪本　浩和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	697,702
	固定資産	1,198,216
	合計	1,895,918
負純資産及のび部	流動負債	283,505
	固定負債	1,163,418
	株主資本	448,995
	資本金	10,000
	資本剰余金	988
	資本準備金	988
	利益剰余金	438,007
	その他利益剰余金	438,007
	（うち当期純利益）	(113,734)
	合計	1,895,918

第41期決算公告

令和８年４月13日
香川県坂出市林田町4285―297
株式会社アストモスガスセンター四国
代表取締役　立石　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,354
	固定資産	34,527
	合計	193,881
負純資産及のび部	流動負債	99,556
	固定負債	33,340
	株主資本	60,985
	資本金	30,000
	資本剰余金	768
	利益剰余金	30,217
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	26,617
	（うち当期純利益）	(1,292)
	合計	193,881

第27期決算公告

令和８年３月17日
徳島市沖浜東三丁目46番地
株式会社ティエスエスリンク
代表取締役　藤原　洋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,702
	固定資産	30,844
	合計	414,546
負純資産及のび部	流動負債	115,319
	固定負債	0
	株主資本	299,227
	資本金	25,000
	資本剰余金	1,911
	資本準備金	1,911
	利益剰余金	272,316
	その他利益剰余金	272,316
	（うち当期純利益）	(32,176)
	合計	414,546

第13期決算公告

令和８年４月13日
福岡県福岡市博多区上川端町３番６号
株式会社グッドラックスリー
代表取締役　井上　和久

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,430
	固定資産	146,308
	繰延資産	7,910
	資産合計	384,648
負純資産及のび部	流動負債	89,649
	固定負債	70,578
	株主資本	222,141
	資本金	1,000
	資本剰余金	209,332
	利益剰余金	11,809
	その他利益剰余金	11,809
	（うち当期純利益）	(11,809)
	新株予約権	2,280
	負債・純資産合計	384,648

第7期決算公告

令和８年４月13日
福岡市中央区地行浜二丁目２番２号
ＡｃｒｏＢａｔｓ株式会社
代表取締役社長　江尻慎太郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,980
	固定資産	728
	資産合計	93,708
負純資産及のび部	流動負債	55,084
	（うち賞与引当金）	(1,394)
	株主資本	38,624
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	18,624
	その他利益剰余金	18,624
	（うち当期純利益）	(23,142)
	負債・純資産合計	93,708

第41期決算公告

令和８年３月25日
福岡市博多区博多駅前２丁目19番24号
株式会社シンク
代表取締役　小野田吉孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,674,818
	固定資産	1,059,550
	資産合計	2,734,369
負純資産及のび部	流動負債	1,296,646
	固定負債	55,234
	株主資本	1,381,244
	資本金	30,250
	資本剰余金	8,250
	利益剰余金	1,342,744
	利益準備金	6,116
	その他利益剰余金	1,336,627
	（うち当期純利益）	(297,541)
	評価・換算差額等	1,243
	負債・純資産合計	2,734,369

第９期決算公告

令和８年４月13日
東京都千代田区神田神保町２―10―４
ＰＭＯ神保町８Ｆ
Ｐａｘ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　常山　宏彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,843
	固定資産	70
	合計	2,913
負純資産及び部	流動負債	2,394
	固定負債	15
	株主資本	504
	資本金	50
	利益剰余金	454
	その他利益剰余金	454
	（うち当期純利益）	（335）
	合計	2,913

第59期決算公告

令和８年３月26日
福島県会津若松市門田町工業団地６番地
オン・セミコンダクター関東株式会社
代表取締役　シン　ミン　タン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	41
	固定資産	5,728
	資産合計	5,770
負純資産及び部	流動負債	2
	株主資本	5,767
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	5,642
	その他利益剰余金	5,642
	（うち当期純利益）	（2,172）
	負債・純資産合計	5,770

令和７年度決算公告

令和８年４月13日
東京都港区西新橋１丁目15―４
一般社団法人日本女子プロゴルフ協会
代表理事　折原　浩美

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,638,782
	固定資産	1,063,069
	資産合計	4,701,851
負味債財及産びの正部	流動負債	1,447,979
	固定負債	84,819
	負債合計	1,532,798
	一般正味財産	3,169,053
	（基本財産充当額）	（50,000）
	（特定資産充当額）	（162,711）
	正味財産合計	3,169,053
	負債正味財産合計	4,701,851

第25期決算公告

令和８年３月26日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
オン・セミコンダクター株式会社
代表取締役　林　　孝浩

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,220
	固定資産	358
	資産合計	1,579
負純資産及び部	流動負債	395
	賞与引当金	121
	固定負債	226
	退職給付引当金	226
	株主資本	957
	資本金	400
	利益剰余金	557
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	463
	（うち当期純利益）	（114）
	負債・純資産合計	1,579

第１期決算公告

令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内三丁目２番２号
丸の内二重橋ビル３階
Ｋｒｏｌｌ　Ｂｏｎｄ　Ｒａｔｉｎｇ　Ａｇｅｎｃｙ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　岩佐　泰光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	373,915,047
	固定資産	3,420,000
	合計	377,335,047
負純資産及び部	流動負債	342,323,707
	株主資本	35,011,340
	資本金	5,000
	利益剰余金	35,006,340
	その他利益剰余金	35,006,340
	（うち当期純利益）	（35,006,340）
	合計	377,335,047

第６期決算公告

令和８年４月13日
東京都千代田有楽町１丁目１番２号
日比谷三井タワー
株式会社ＳＮＰ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　細谷　修平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	481
	固定資産	30
	合計	511
負純資産及び部	流動負債	493
	賞与引当金	62
	株主資本	18
	資本金	45
	利益剰余金	△27
	その他利益剰余金	△27
	（うち当期純損失）	（75）
	合計	511

第48期決算公告

2026年４月13日　東京都港区港南一丁目６番41号
株式会社丹青ビジネス
代表取締役社長　小倉　尚信

貸借対照表の要旨　（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,013,659	流動負債	232,296
固定資産	215,160	固定負債	18,432
有形固定資産	19,618	負債合計	250,729
無形固定資産	4,626	株主資本	971,397
投資その他の資産	190,914	資本金	40,000
		利益剰余金	931,397
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	921,397
		（うち当期純利益）	（100,056）
		評価・換算差額等	6,692
		その他有価証券評価差額金	6,692
		純資産合計	978,089
資産合計	1,228,819	負債・純資産合計	1,228,819

第８期決算公告

2026年４月13日　東京都渋谷区神宮前五丁目26番２号
株式会社ＣＨＥＲＲＹ
代表取締役　鈴木　聡倫

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	581,765	流動負債	288,165
固定資産	27,575	賞与引当金	13,413
		役員賞与引当金	6,342
		その他	268,409
		株主資本	321,175
		資本金	25,000
		資本剰余金	25,753
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	753
		利益剰余金	272,239
		その他利益剰余金	272,239
		（うち当期純利益）	（94,449）
		自己株式	△1,816
資産合計	609,341	負債・純資産合計	609,341

第27期決算公告

2026年４月13日　東京都中央区日本橋浜町３―21―１
株式会社建設技研インターナショナル
代表取締役　藤原　直樹

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,047,653	流動負債	4,938,395
固定資産	297,476	固定負債	83,128
		株主資本	1,323,606
		資本金	100,000
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	175,000
		利益剰余金	1,023,606
		利益準備金	8,600
		その他利益剰余金	1,015,006
		（うち当期純損失）	（29,172）
合計	6,345,130	合計	6,345,130

第62期決算公告

2026年４月13日　東京都台東区東上野５―１―５
株式会社丹青ＴＤＣ
代表取締役社長　山本　孝志

貸借対照表の要旨　（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,599,493	流動負債	674,704
固定資産	200,213	固定負債	14,775
有形固定資産	95,658	株主資本	1,106,701
無形固定資産	15,011	資本金	100,000
投資その他の資産	89,544	資本剰余金	243,030
		資本準備金	143,030
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	763,670
		利益準備金	39,492
		その他利益剰余金	724,178
		評価・換算差額等	3,526
		その他有価証券評価差額金	3,526
資産合計	1,799,707	負債・純資産合計	1,799,707

（注）当期純利益　236,072千円

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月13日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号
ナッジ株式会社
代表取締役　沖田　貴史

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,456,237	流動負債	1,967,353
固定資産	508,547	賞与引当金	1,500
		株主資本	991,680
		資本金	50,000
		資本剰余金	4,568,050
		資本準備金	2,806,655
		その他資本剰余金	1,761,395
		利益剰余金	△3,626,369
		その他利益剰余金	△3,626,369
		（うち当期純損失）	(878,644)
		新株予約権	5,751
資産合計	2,964,784	負債・純資産合計	2,964,784

第 79 期 決 算 公 告

令和８年４月13日　東京都中央区日本橋室町四丁目１番21号
株式会社長谷川藤太郎商店
代表取締役　上村　珠美

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,165,800	流動負債	62,523
固定資産	9,614,493	固定負債	6,692,140
		株主資本	9,025,631
		資本金	22,000
		資本剰余金	110,000
		その他資本剰余金	110,000
		利益剰余金	13,344,427
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	13,338,427
		（うち当期純利益）	(580,439)
		自己株式	△4,450,796
資産合計	15,780,294	負債・純資産合計	15,780,294

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月13日　東京都中央区日本橋室町一丁目13番５号
一般社団法人日本眼科医療機器協会
代表理事　田中　吉修

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	284	流動負債	22
固定資産	43	固定負債	5
		退職給付引当金	5
		負債合計	28
		会費積立金	15
		入会積立金	63
		５０周年事業積立金	20
		２０２９ＡＰＡＯ展示事業積立金	10
		利益剰余金	190
		その他利益剰余金	190
		（うち当期純利益）	(33)
		純資産合計	299
資産合計	327	負債・純資産合計	327

第 23 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社ＪＡＲＡ
代表取締役社長　田淵　洋一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,688	流動負債	1,464
固定資産	196	固定負債	98
		株主資本	1,321
		資本金	100
		資本剰余金	144
		資本準備金	143
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	1,077
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	1,075
		（うち当期純利益）	(195)
資産合計	2,884	負債・純資産合計	2,884

第 50 期 決 算 公 告

令和８年４月13日

広島市中区土橋町１番13号
ホシザキ中国株式会社
代表取締役　榊原　康人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,854,073	流動負債	4,879,877
固定資産	1,767,614	賞与引当金	176,150
		固定負債	679,980
		退職給付引当金	655,679
		役員退職慰労引当金	5,735
		株主資本	6,061,830
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,961,830
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,936,830
		（うち当期純利益）	(728,597)
資産合計	11,621,687	負債・純資産合計	11,621,687

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都港区海岸一丁目７番１号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
ガーダントヘルスジャパン株式会社
代表取締役社長　高木　実加

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,167,097	流動負債	2,382,066
固定資産	75,773	（賞与引当金）	(148,347)
繰延税金資産	216,445	（有給休暇引当金）	(11,948)
その他	30,286	固定負債	—
		株主資本	1,107,535
		資本金	495,000
		資本剰余金	495,000
		資本準備金	495,000
		利益剰余金	117,535
		その他利益剰余金	117,535
		（うち当期純損失）	(320,715)
資産合計	3,489,602	負債・純資産合計	3,489,602

決 算 公 告

令和８年４月13日　千葉市美浜区中瀬一丁目３番地
ノボザイムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　佐野　弘和

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,891,677	流動負債	1,001,140
固定資産	823,949	賞与引当金	88,080
		固定負債	50,219
		株主資本	2,664,267
		資本金	300,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	2,114,267
		利益準備金	5,146
		その他利益剰余金	2,109,121
		（うち当期純利益）	(142,685)
資産合計	3,715,627	負債・純資産合計	3,715,627

第 67 期 決 算 公 告

令和８年３月18日　福島県いわき市常磐湯本町日渡74番地の７
常磐共同ガス株式会社
代表取締役社長　小野寺智勇

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,396,107	流動負債	572,151
固定資産	2,173,225	（内賞与引当金）	(12,915)
有形固定資産	2,057,213	固定負債	92,290
無形固定資産	15,234	（内退職給付引当金）	(92,290)
投資その他の資産	100,776	株主資本	2,904,890
		資本金	38,000
		資本剰余金	538,292
		資本準備金	26,292
		その他資本剰余金	512,000
		利益剰余金	2,328,598
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,321,098
		（うち当期純利益）	(172,991)
資産合計	3,569,332	負債・純資産合計	3,569,332

第 56 期 決 算 公 告

令和８年３月26日

埼玉県幸手市大字上吉羽字天神74番地
幸手都市ガス株式会社
代表取締役社長　金子　卓司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	1,378,216	固定負債	431,085
流動資産	472,768	（退職給付引当金）	(15,000)
		（ガスホルダー修繕引当金）	(15,753)
		流動負債	468,570
		株主資本	951,328
		資本金	80,000
		利益剰余金	871,328
		利益準備金	22,000
		その他利益剰余金	849,328
		（うち当期純利益）	(89,587)
資産合計	1,850,984	負債・純資産合計	1,850,984

決　算　公　告

令和８年４月13日

東京都港区芝三丁目43番16号
ＫＤＸ三田ビル10階
クリスチャン・ハンセン・ジャパン株式会社
代表取締役　佐野　弘和

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	344,967	流動負債	250,117
固定資産	63,729	賞与引当金	16,265
		有給休暇引当金	2,821
		固定負債	27,090
		株主資本	131,489
		資本金	10,000
		利益剰余金	121,489
		その他利益剰余金	121,489
		（うち当期純利益）	(50,360)
資産合計	408,697	負債・純資産合計	408,697

第 20 期 決 算 公 告

令和８年３月26日　福島県会津若松市門田町工業団地６番地
オン・セミコンダクター・ホールディングス株式会社
代表取締役　加藤木　慶

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	987	流動負債	921
固定資産	39,918	固定負債	3,142
		株主資本	36,842
		資本金	100
		資本剰余金	18,251
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	15,251
		利益剰余金	18,490
		その他利益剰余金	18,490
		（うち当期純利益）	(6,236)
資産合計	40,906	負債・純資産合計	40,906

第 30 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　東京都千代田区鍛冶町１丁目８番３号
株式会社丹青ディスプレイ
代表取締役社長　岩尾浩二郎

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	862,646	流動負債	427,350
固定資産	293,399	固定負債	30,748
		株主資本	697,653
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,600
		資本準備金	10,600
		利益剰余金	637,053
		利益準備金	2,800
		その他利益剰余金	634,253
		（うち当期純利益）	(189,651)
		評価・換算差額等	292
		その他有価証券評価差額金	292
資産合計	1,156,045	負債・純資産合計	1,156,045

第 105 期 決 算 公 告

令和８年２月25日　神奈川県横浜市旭区上川井町1324番地
程ヶ谷カントリークラブ株式会社
代表取締役社長　金成　憲道

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	966,465	流動負債	148,345
固定資産	1,653,371	（賞与引当金）	(7,585)
		固定負債	104,327
		退職給付引当金	104,327
		株主資本	2,367,164
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,622,316
		資本準備金	849,978
		その他資本剰余金	772,338
		利益剰余金	662,604
		その他利益剰余金	662,604
		（うち当期純利益）	(42,433)
		自己株式	△7,757
資産合計	2,619,837	負債・純資産合計	2,619,837

第 22 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター
Plus500JP証券株式会社

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	969,149	流動負債	268,082
固定資産	14,453	株主資本	715,521
有形固定資産	817	資本金	95,000
投資その他の資産	13,636	資本剰余金	989,915
		資本準備金	332,430
		その他資本剰余金	657,484
		利益剰余金	△369,394
		その他利益剰余金	△369,394
		（うち当期純利益）	(970)
合計	983,603	合計	983,603

第 42 期 決 算 公 告

令和８年３月26日
千葉県佐倉市ユーカリが丘４－１－１　Ｓ－204
株式会社広域高速ネット二九六
代表取締役社長　藤本　光弘

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,917,439	流動負債	1,084,098
固定資産	3,254,904	固定負債	336,469
有形固定資産	1,987,843	負債合計	1,420,567
無形固定資産	25,499	株主資本	8,751,775
投資その他の資産	1,241,561	資本金	2,100,000
		利益剰余金	6,651,775
		利益準備金	424,336
		その他利益剰余金	6,227,439
		純資産合計	8,751,775
資産合計	10,172,343	負債・純資産合計	10,172,343

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	4,825,163
売上原価	2,213,898
売上総利益	2,611,264
販売費及び一般管理費	1,311,808
営業利益	1,299,456
営業外収益	56,127
営業外費用	3,491
経常利益	1,352,092
特別利益	3,279
特別損失	30,763
税引前当期純利益	1,324,607
法人税、住民税及び事業税	408,573
法人税等調整額	△9,234
当期純利益	925,268

第 16 期決算公告

令和８年３月26日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
オン・セミコンダクター新潟株式会社
代表取締役　後藤　祐治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	272
	固定資産	2,642
	資産合計	2,914
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	80
	退職給付引当金	80
	株主資本	2,826
	資本金	20
	利益剰余金	2,806
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,801
	（うち当期純利益）	(93)
	負債・純資産合計	2,914

決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都中央区日本橋横山町６―14
株式会社コネル
代表取締役　出村　光世

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	301,913
	固定資産	77,606
	合計	379,519
負純資債産及のび部	流動負債	89,314
	固定負債	75,730
	株主資本	214,475
	資本金	9,500
	利益剰余金	204,975
	その他利益剰余金	204,975
	（うち当期純利益）	(30,388)
	合計	379,519

第　42　期　決　算　公　告

2026年３月31日
東京都千代田区霞が関三丁目７番１号
アデコ株式会社
代表取締役社長　平野　健二

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,126	流動負債	41,751
現金及び預金	12,598	未払派遣者給与	8,700
売掛金及び契約資産	27,844	その他	33,050
未収入金	2,033	固定負債	706
前払費用	626	負債合計	42,457
短期貸付金	15,022	株主資本	21,464
その他	37	資本金	5,562
貸倒引当金	△36	資本剰余金	5,214
固定資産	5,795	資本準備金	5,214
有形固定資産	1,157	利益剰余金	10,687
無形固定資産	1,642	その他利益剰余金	10,687
投資その他の資産	2,995	純資産合計	21,464
資産合計	63,922	負債・純資産合計	63,922

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	198,571
売上原価	156,014
売上総利益	42,557
販売費及び一般管理費	35,477
営業利益	7,079
営業外収益	316
営業外費用	87
経常利益	7,308
特別損失	97
税引前当期純利益	7,211
法人税、住民税及び事業税	2,503
法人税等調整額	△234
当期純利益	4,942

決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都中央区日本橋横山町６―14
株式会社知財図鑑
代表取締役　出村　光世

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,141
	固定資産	33,332
	合計	73,473
負純資債産及のび部	流動負債	10,288
	固定負債	48,075
	株主資本	15,110
	資本金	4,760
	資本剰余金	1,760
	資本準備金	1,760
	利益剰余金	8,590
	その他利益剰余金	8,590
	（うち当期純利益）	(6,269)
	合計	73,473

第　６　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
特定目的会社ベンチャーD
取締役　加藤　順一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,607	流動負債	3,543
固定資産	4,607	固定負債	34
有形固定資産	4,607	負債合計	3,578
その他の資産	141	社員資本	1,171
流動資産	136	特定資本金	0
繰延資産	5	優先資本金	2,955
		剰余金	△1,785
		当期未処理損失	1,785
		純資産合計	1,171
資産合計	4,748	負債・純資産合計	4,748

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	60
営業費用	467
営業損失	407
営業外収益	1
経常損失	406
税引前当期純損失	406
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	407
前期繰越損失	1,377
当期未処理損失	1,785

第２期決算公告

令和８年３月30日
東京都渋谷区広尾１丁目10番４号
越山ＬＫビルＢ１Ｆ
東京マイクラブ株式会社
代表取締役　重道　泰造

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,067
	固定資産	13,133
	合計	40,200
負純資債産及のび部	流動負債	9,412
	固定負債	76,513
	株主資本	△45,725
	資本金	20,000
	資本剰余金	17,700
	資本準備金	17,700
	利益剰余金	△83,425
	その他利益剰余金	△83,425
	（うち当期純損失）	(11,302)
	合計	40,200

第　５　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
特定目的会社ゴールドI
取締役　加藤　順一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	21,050	流動負債	1,005
固定資産	21,050	固定負債	11,118
その他の資産	849	負債合計	12,123
流動資産	761	社員資本	9,776
固定資産	80	特定資本金	0
投資その他の資産	80	優先資本金	10,719
繰延資産	8	剰余金	△943
		当期未処理損失	943
		純資産合計	9,776
資産合計	21,900	負債・純資産合計	21,900

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	413
営業損失	413
営業外収益	1
経常損失	411
税引前当期純損失	411
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	413
前期繰越損失	530
当期未処理損失	943

第　８　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目７番地18日総第18ビル
ＴＮＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　マータイン・スタム

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,045
	固定資産	1,247
	合計	16,292
負純資債産及のび部	流動負債	2,845
	株主資本	13,446
	資本金	10
	利益剰余金	13,436
	その他利益剰余金	13,436
	（うち当期純損失）	(4,774)
	合計	16,292

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―807号
ＰＪＭＦ　Ａｎｔａｒｅｓ特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,222	流動負債	16
流動資産	4,222	固定負債	2,949
その他の資産	162	負債合計	2,966
流動資産	125	純資産の部	
固定資産	—	社員資本	1,419
繰延資産	37	特定資本金	0
		優先資本金	1,365
		剰余金	53
		当期未処分利益	53
		純資産合計	1,419
資産合計	4,385	負債・純資産合計	4,385

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	179
営業費用	113
営業利益	65
営業外収益	0
営業外費用	8
経常利益	57
税引前当期純利益	57
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	55
前期繰越損失	1
当期未処分利益	53

第　1　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－807号
ＰＪＭＦ　Ｖｅｇａ特定目的会社
取締役　川島　健輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	2,404	流動負債	29
流動資産	2,404	固定負債	1,710
その他の資産	70	負債合計	1,740
流動資産	34	純資産の部	
固定資産	－	社員資本	734
繰延資産	35	特定資本金	0
		優先資本金	735
		剰余金	△1
		当期未処理損失	1
		純資産合計	734
資産合計	2,475	負債・純資産合計	2,475

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月４日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	27
営業費用	28
営業損失	1
営業外収益	0
営業外費用	－
経常損失	1
税引前当期純損失	1
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	1
前期繰越利益	－
当期未処理損失	1

第 60 期決算公告　令和８年３月27日

兵庫県姫路市南町31番地
銀ビル興産株式会社
代表取締役　大塚　英木

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	118,120
	固定資産	372,353
	合計	490,472
負債及び純資産の部	流動負債	90,889
	固定負債	210,730
	引当金	10,560
	株主資本	178,293
	資本金	10,000
	利益剰余金	168,293
	利益準備金	1,450
	その他利益剰余金	166,843
	（うち当期純利益）	（1,479）
	合計	490,472

第　15　期　決　算　公　告

令和８年３月18日
東京都千代田区外神田３丁目13番８号
グローバルブルージャパン株式会社
代表取締役　清水　克俊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	690,794	流動負債	199,431
固定資産	189,454	（賞与引当金）	（25,763）
		固定負債	32,369
		（役員退職慰労引当金）	（32,369）
		株主資本	648,448
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	△15,601
		その他資本剰余金	△15,601
		利益剰余金	△335,951
		その他利益剰余金	△335,951
資産合計	880,248	負債・純資産合計	880,248

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	226,401
売上総利益	226,401
販売費及び一般管理費	118,753
営業利益	107,648
営業外収益	640
営業外費用	1,583
経常利益	106,705
税引前当期純利益	106,705
法人税、住民税及び事業税	19,265
法人税等調整額	16,355
当期純利益	71,085

第　68　期　決　算　公　告

令和８年３月25日
岡山県津山市二宮598番地
株式会社青野石油店
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	195,372
	（うち貸倒引当金）	（△916）
	固定資産	174,956
	合計	370,328
負債及び純資産の部	流動負債	105,922
	（うち賞与引当金）	（5,340）
	株主資本	264,405
	資本金	20,000
	利益剰余金	244,405
	利益準備金	2,707
	その他利益剰余金	241,698
	（うち当期純利益）	（35,627）
	合計	370,328

第　4　期　決　算　公　告

令和８年４月13日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－1006号
Taurus特定目的会社
取締役　川島　健輔

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	－	流動負債	64
流動資産	－	固定負債	100
固定資産	－	負債合計	164
その他の資産	2,911	純資産の部	
流動資産	2,906	社員資本	2,747
固定資産	－	特定資本金	0
繰延資産	4	優先資本金	3,667
		剰余金	△920
		当期未処理損失	920
		純資産合計	2,747
資産合計	2,911	負債・純資産合計	2,911

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	6,792
営業費用	7,370
営業損失	578
営業外収益	0
営業外費用	－
経常損失	577
税引前当期純損失	577
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	578
前期繰越損失	341
当期未処理損失	920

第 13 期決算公告　令和８年３月30日

広島県広島市西区庚午中一丁目７番24号
株式会社アイグランホールディングス
代表取締役　重道　泰造

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	736,150
	固定資産	2,569,852
	合計	3,306,003
負債及び純資産の部	流動負債	841,096
	固定負債	1,353,242
	株主資本	1,111,664
	資本金	70,500
	資本剰余金	155,616
	その他資本剰余金	155,616
	利益剰余金	885,547
	その他利益剰余金	885,547
	（うち当期純利益）	（23,772）
	合計	3,306,003

第　27　期　決　算　公　告

令和８年３月31日
東京都品川区東五反田二丁目10番２号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,056	流動負債	7,106
固定資産	32,170	（賞与引当金）	（137）
		（その他引当金）	（66）
		固定負債	28,952
		（引当金）	（12）
		株主資本	11,167
		資本金	1,458
		資本剰余金	2,441
		資本準備金	1,420
		その他資本剰余金	1,020
		利益剰余金	7,267
		その他利益剰余金	7,267
資産合計	47,226	負債・純資産合計	47,226

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,346
売上原価	17,892
売上総利益	11,454
販売費及び一般管理費	9,912
営業利益	1,541
営業外収益	895
営業外費用	1,455
経常利益	982
特別利益	38
特別損失	34
税引前当期純利益	986
法人税、住民税及び事業税	528
法人税等調整額	△11
当期純利益	469

第 39 期決算公告　令和８年３月30日

広島県広島市西区庚午中一丁目７番24号
株式会社アイグラン
代表取締役　橋本　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,711,602
	固定資産	8,704,403
	合計	13,416,005
負債及び純資産の部	流動負債	5,185,908
	固定負債	4,290,082
	株主資本	3,940,015
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,890,015
	利益準備金	650
	その他利益剰余金	3,889,365
	（うち当期純利益）	（44,672）
	合計	13,416,005

第12期決算公告

令和７年３月30日
広島県広島市西区庚午中一丁目７番24号
株式会社アイ・グラン・ソリューション
代表取締役　橋本　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	847,203
	固定資産	2,345,787
	合計	3,192,991
負債及び純資産の部	流動負債	974,020
	固定負債	1,557,952
	株主資本	661,019
	資本金	50,000
	資本剰余金	22,276
	その他資本剰余金	22,276
	利益剰余金	588,742
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	587,742
	（うち当期純利益）	(384,339)
	合計	3,192,991

第１期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
不動インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	170,460	流動負債	35,746
その他資産	9,928	固定負債	129,742
流動資産	8,636	負債合計	165,489
固定資産	1,084	社員資本	14,899
投資その他の資産	1,084	特定資本金	0
繰延資産	207	優先資本金	14,934
		剰余金	△35
		当期未処理損失	35
		純資産合計	14,899
資産合計	180,389	負債・純資産合計	180,389

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月13日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	116
営業費用	150
営業損失	34
営業外収益	0
経常損失	34
税引前当期純損失	34
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	35
当期未処理損失	35

第８期決算公告

令和８年３月30日
広島県広島市西区庚午中一丁目７番24号
株式会社アイグランプロスタッフ
代表取締役　橋本　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,804
	固定資産	602
	合計	31,406
負債及び純資産の部	流動負債	3,139
	株主資本	28,266
	資本金	25,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,733
	その他利益剰余金	△1,733
	（うち当期純損失）	(809)
	合計	31,406

第２期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
不動インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	171,347	流動負債	1,880
その他資産	9,697	固定負債	127,727
流動資産	8,731	負債合計	129,607
固定資産	802	社員資本	51,438
投資その他の資産	802	特定資本金	0
繰延資産	164	優先資本金	50,105
		剰余金	1,332
		当期未処分利益	1,332
		純資産合計	51,438
資産合計	181,045	負債・純資産合計	181,045

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	7,272
営業費用	5,920
営業利益	1,351
営業外収益	18
経常利益	1,369
税引前当期純利益	1,369
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	1,367
前期繰越損失	35
当期未処分利益	1,332

第37期決算公告

2026年３月30日
北海道旭川市永山８条19丁目１番18号
カネキ鈴木造材株式会社
代表取締役　川畑　政憲

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,282
	固定資産	120,849
	合計	253,131
負債及び純資産の部	流動負債	208,919
	固定負債	38,430
	株主資本	5,782
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,782
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	2,032
	（うち当期純損失）	(45,371)
	合計	253,131

第68期決算公告

2026年４月13日
東京都千代田区麹町３－７（サンゴバンビル）
サンゴバン・ティーエム株式会社
代表取締役　橋本　格

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,294	流動負債	2,578
固定資産	1,149	（うち賞与引当金）	(75)
有形固定資産	776	固定負債	155
無形固定資産	19	（うち役員退職慰労引当金）	(15)
投資その他の資産	354	負債合計	2,733
		株主資本	3,710
		資本金	573
		利益剰余金	3,137
		利益準備金	143
		その他利益剰余金	2,993
		純資産合計	3,710
資産合計	6,443	負債・純資産合計	6,443

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日
至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,641
売上原価	4,352
売上総利益	2,289
販売費及び一般管理費	788
営業利益	1,501
営業外収益	10
営業外費用	9
経常利益	1,502
特別損益	△4
税引前当期純利益	1,498
法人税、住民税及び事業税	416
法人税等調整額	6
当期純利益	1,076

第38期決算公告

2026年４月13日
長崎県大村市雄ヶ原町1324番地２
SUMTECサービス株式会社
代表取締役　遠藤　昭彦

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	357,210
	固定資産	56,177
	合計	413,388
負債及び純資産の部	流動負債	112,430
	固定負債	117,294
	株主資本	183,663
	資本金	18,700
	資本剰余金	26,300
	資本準備金	26,300
	利益剰余金	138,663
	その他利益剰余金	138,663
	（うち当期純利益）	(93,187)
	合計	413,388

第50期決算公告

令和８年４月13日
広島県安芸郡坂町植田一丁目５番27号
マツダスチール株式会社
代表取締役社長　磐本　優

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,965,502	流動負債	24,900,809
固定資産	3,882,610	固定負債	228,624
		役員退職慰労引当金	9,900
		株主資本	4,718,678
		資本金	170,000
		資本剰余金	1,398,030
		資本準備金	15,030
		その他資本剰余金	1,383,000
		利益剰余金	3,150,647
		利益準備金	35,500
		その他利益剰余金	3,115,147
資産合計	29,848,112	負債・純資産合計	29,848,112

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	64,722,360
売上原価	61,830,510
売上総利益	2,891,850
販売費及び一般管理費	1,563,702
営業利益	1,328,148
営業外収益	68,580
営業外費用	16,527
経常利益	1,380,202
特別損失	84
税引前当期純利益	1,380,117
法人税、住民税及び事業税	424,589
法人税等調整額	△ 19,412
当期純利益	974,940

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　上田　　新

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,305	流動負債	38
有形固定資産	9,015	固定負債	10,355
投資その他の資産	290	**負債合計**	**10,393**
その他の資産	966	社員資本	△122
流動資産	909	特定資本金	0
固定資産	55	優先資本金	10
繰延資産	2	剰余金	△132
		当期未処理損失	132
		純資産合計	**△122**
資産合計	**10,271**	**負債・純資産合計**	**10,271**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	362
営業費用	495
営業損失	133
営業外収益	1
営業外費用	—
経常損失	132
税引前当期純損失	132
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	132
前期繰越利益	0
当期未処理損失	132

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
兵庫県神戸市中央区港島南町六丁目３番７
株式会社バッカス・バイオイノベーション
代表取締役　近藤　昭彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,650,365	流動負債	1,101,994
固定資産	243,366	**負債合計**	**1,101,994**
		株主資本	1,791,736
		資本金	2,534,500
		資本剰余金	2,524,000
		利益剰余金	△3,266,763
		その他利益剰余金	△3,266,763
		純資産合計	**1,791,736**
資産合計	**2,893,731**	**負債・純資産合計**	**2,893,731**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	121,933
売上原価	201,261
売上総損失	79,328
販売費及び一般管理費	3,013,009
営業損失	3,092,337
営業外収益	1,680,551
営業外費用	1,916
経常損失	1,413,703
特別利益	8,433
税引前当期純損失	1,405,270
法人税、住民税及び事業税	4,539
当期純損失	1,409,809

第98期決算公告

2025年12月19日

大阪府堺市堺区塩浜町５番地

新関西製鐵株式会社

代表取締役　松谷　　修

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,392
	固定資産	8,223
	有形固定資産	7,749
	無形固定資産	79
	投資その他の資産	395
	合計	**15,616**
負債及び純資産の部	流動負債	8,612
	（賞与引当金）	（303）
	固定負債	1,441
	（退職給付引当金）	（437）
	株主資本	5,542
	資本金	100
	資本剰余金	3,346
	（資本準備金）	（1,862）
	（その他資本剰余金）	（1,484）
	利益剰余金	2,709
	（うち当期純利益）	（351）
	自己株式	△　613
	評価・換算差額等	20
	その他有価証券評価差額金	20
	合計	**15,616**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
岐阜県恵那市大井町551番地の15
株式会社田本建設
代表取締役　田本　友幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	36,981
	固定資産	19,328
	合計	**56,309**
負債及び純資産の部	流動負債	18,394
	固定負債	5,780
	株主資本	32,135
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,135
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	7,135
	（うち当期純利益）	（7,243）
	合計	**56,309**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日
岐阜県恵那市大井町五五一番地の一五
株式会社田本建設
代表取締役　田本　友幸

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月13日

東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー17階
（旧住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号霞が関ビルディング33階）

Brookfield Japan 株式会社

代表取締役
ルーク・デイビッド・エドワーズ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,230,803
	固定資産	190,894
	資産合計	**1,421,698**
負債及び純資産の部	流動負債	787,972
	（賞与引当金）	（346,453）
	（有給休暇引当金）	（14,236）
	固定負債	6,936
	（退職給与引当金）	（6,936）
	株主資本	626,788
	資本金	158,125
	資本剰余金	136,875
	資本準備金	136,875
	利益剰余金	331,788
	その他利益剰余金	331,788
	（うち当期純利益）	（282,331）
	負債・純資産合計	**1,421,698**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年４月13日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー39階
アムジェン株式会社
代表取締役　スザナ・ムルテイラ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	120,331	流動負債	104,584
固定資産	7,915	固定負債	379
		退職給付引当金	44
		株主資本	23,283
		資本金	110
		利益剰余金	23,173
		その他利益剰余金	23,173
資産合計	**128,246**	**負債・純資産合計**	**128,246**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	145,269
売上原価	94,757
売上総利益	50,511
販売費及び一般管理費	43,534
営業利益	6,976
営業外収益	2
営業外費用	51
経常利益	6,928
税引前当期純利益	6,928
法人税、住民税及び事業税	3,609
法人税等調整額	△　1,303
当期純利益	4,622

第 13 期 決 算 公 告

2026年４月13日
長崎県大村市雄ヶ原町1324番地２
SUMCO保険サービス株式会社
代表取締役　遠藤　昭彦

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	89,480
	固定資産	6,859
	合計	96,340
負債及び純資産の部	流動負債	22,273
	固定負債	10,617
	株主資本	63,450
	資本金	8,000
	利益剰余金	55,450
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	53,450
	（うち当期純利益）	(41,771)
	合計	96,340

第 43 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　神戸市灘区岩屋中町４丁目２番７号
コベルコシステム株式会社
代表取締役　瀬川　文宏

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	35,482	流動負債	15,775
固定資産	3,716	賞与引当金	656
有形固定資産	628	固定負債	5,959
無形固定資産	580	退職給付引当金	5,572
投資その他の資産	2,507	役員退職慰労引当金	39
		株主資本	17,464
		資本金	400
		利益剰余金	17,064
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	16,964
資産合計	39,199	負債・純資産合計	39,199

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	57,742
売上原価	44,401
売上総利益	13,341
販売費及び一般管理費	4,311
営業利益	9,030
営業外収益	81
営業外費用	58
経常利益	9,053
税引前当期純利益	9,053
法人税、住民税及び事業税	2,485
法人税等調整額	89
当期純利益	6,478

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産管理業務に関する事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十三日

東京都品川区西五反田二丁目二二番六号二六〇七号室
（甲）株式会社Ａｎｇｅｌｉｎａ
代表取締役　町田　隆司

東京都品川区西五反田二丁目二二番六号二六〇七号室
（乙）有限会社ムゲン・プロジェクトカンパニー
代表取締役　町田　伸子

長野市大字中御所字岡田五三番地一一
（丙）有限会社フェニックス無限
代表取締役　町田　隆司

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月13日
東京都品川区西五反田２丁目22番６号
2607号室
株式会社Ａｎｇｅｌｉｎａ
代表取締役　町田　隆司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,996
	固定資産	201,626
	合計	210,622
負債及び純資産の部	流動負債	52
	固定負債	210,590
	株主資本	△19
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,019
	その他利益剰余金	△1,019
	（うち当期純損失）	(62)
	合計	210,622

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日

高知県高岡郡四万十町十川九番地五
株式会社四万十ドラマ
代表取締役　畦地　履正

第 32 期 決 算 公 告

令和８年４月13日　高知県高岡郡四万十町十川９番地５
株式会社四万十ドラマ
代表取締役　畦地　履正

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	277,114	流動負債	251,504
固定資産	214,655	固定負債	209,109
繰延資産	63,257	株主資本	82,413
		資本金	37,000
		資本剰余金	59,450
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	34,450
		利益剰余金	△12,936
		その他利益剰余金	△12,936
		（うち当期純損失）	(9,614)
		自己株式	△1,100
		評価差額金	12,000
資産合計	555,027	負債・純資産合計	555,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　五十八頁（号外第七十号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月十三日

大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号
（甲）マリンフード株式会社
代表取締役　吉村　直樹

大阪府大阪市城東区成育四丁目一一―一二
（乙）株式会社エムケーフーズ
代表取締役　吉村　直樹

第 22 期決算公告

令和８年４月13日
大阪府大阪市城東区成育４丁目11―12
株式会社エムケーフーズ
代表取締役　吉村　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,286,038
	固定資産	645,141
	合計	1,931,179
負債及び純資産の部	流動負債	692,106
	固定負債	497,400
	株主資本	741,673
	資本金	10,000
	資本剰余金	390,000
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	387,500
	利益剰余金	341,673
	その他利益剰余金	341,673
	（うち当期純利益）	(168,934)
	合計	1,931,179

決　算　公　告

令和８年４月13日
千葉県千葉市緑区あすみが丘３―14―１
株式会社Ｐｒｏｃｅｅｄ　Ａｕｔｏ
代表取締役　金子　邑翠

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	96,368,936
	固定資産	138,334,141
	合計	234,703,077
負債及び純資産の部	流動負債	56,788,984
	固定負債	162,116,000
	株主資本	15,798,093
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	12,798,093
	その他利益剰余金	12,798,093
	（うち当期純損失）	(34,605,379)
	合計	234,703,077

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和８年４月13日
（甲）千葉県千葉市緑区あすみが丘三―一四―一
株式会社Ｐｒｏｃｅｅｄ　Ａｕｔｏ
代表取締役　金子　邑翠
（乙）神奈川県横須賀市小矢部一丁目二三番一六号
有限会社カーフィールド
取締役　金子　邑翠

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

第66期決算公告

令和８年３月31日
宮崎市佐土原町東上那珂11375番地７
日本食材加工株式会社
代表取締役　若木　裕貴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,127,389
	固定資産	1,220,073
	合計	2,347,462
負債及び純資産の部	流動負債	752,977
	固定負債	414,902
	株主資本	1,179,583
	資本金	140,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	959,583
	利益準備金	19,125
	その他利益剰余金	940,458
	（うち当期純利益）	(73,300)
	合計	2,347,462

決算公告

令和８年４月13日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目２番３号
ＰＴＷ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役
ザイフリード・トールステン・ルドルフ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	8,692,946
	合計	8,692,946
負債及び純資産の部	流動負債	15,259,586
	固定負債	67,993,394
	株主資本	△74,560,034
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△75,560,034
	その他利益剰余金	△75,560,034
	（うち当期純利益）	(2,629,465)
	合計	8,692,946

決算公告

令和８年４月13日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目２番３号
エステルエキュボ株式会社
代表取締役　末政　崇行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	137,791,420
	固定資産	8,988,728
	合計	146,780,148
負債及び純資産の部	流動負債	22,915,902
	株主資本	123,864,246
	資本金	55,000,000
	資本剰余金	8,000,000
	資本準備金	8,000,000
	利益剰余金	60,864,246
	利益準備金	5,750,000
	その他利益剰余金	55,114,246
	（うち当期純損失）	(67,851,556)
	合計	146,780,148

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年４月13日
（甲）神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番三号
エステルエキュボ株式会社
代表取締役　末政　崇行
（乙）神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番三号
ＰＴＷ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ザイフリード・トールステン・ルドルフ

第17期決算公告

令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	32,361,060	流動負債	5,461,227
流動資産	11,629,931	固定負債	17,708,100
固定資産	20,731,128	負債合計	23,169,327
その他の資産	6,399,017	社員資本	15,590,750
流動資産	6,181,914	特定資本金	345,000
固定資産	210,824	優先資本金	18,850,000
投資その他の資産	210,824	剰余金	△3,604,249
繰延資産	6,278	当期未処理損失	3,604,249
		純資産合計	15,590,750
資産合計	38,760,077	負債・純資産合計	38,760,077

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5,520,103
営業費用	4,450,488
営業利益	1,069,614
営業外収益	5,708
営業外費用	157,117
経常利益	918,205
税引前当期純利益	918,205
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純利益	916,995

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を三十七億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和８年４月13日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ハーモニー特定目的会社
取締役　チョン・チュン・カウ

第４期決算公告

令和８年４月13日
東京都渋谷区渋谷１－８－５
グローリア宮益坂102
グローバルイノベーション
プラットフォーム株式会社
代表取締役　平戸慎太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,646
	固定資産	1,224
	資産合計	4,870
負債及び純資産の部	流動負債	7,377
	固定負債	3,480
	株主資本	△5,987
	資本金	5,260
	利益剰余金	△11,247
	その他利益剰余金	△11,247
	（うち当期純損失）	(1,590)
	負債・純資産合計	4,870

第８期決算公告

令和８年４月13日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
渋谷マークシティW22階
ジャコーレ株式会社
代表取締役　平戸慎太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	22,079
	固定資産	26,092
	資産合計	48,171
負債及び純資産の部	流動負債	17,756
	固定負債	8,835
	株主資本	21,579
	資本金	3,000
	利益剰余金	18,579
	その他利益剰余金	18,579
	（うち当期純利益）	(2,365)
	負債・純資産合計	48,171

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和８年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和８年五月二十八日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年４月13日
（甲）東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
渋谷マークシティW二二階
ジャコーレ株式会社
代表取締役　平戸慎太郎
（乙）東京都渋谷区宮益坂一〇二
グローバルイノベーションプラットフォーム株式会社
代表取締役　平戸慎太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日

静岡県富士市八代町九番五号

（甲）株式会社サトー商事

代表取締役　佐藤　俊秀

静岡県富士市八代町九番五号

（乙）サトーエンヂニアリング株式会社

代表取締役　佐藤　俊秀

第49期決算公告　令和８年４月13日

静岡県富士市八代町９番５号

サトーエンヂニアリング株式会社

代表取締役　佐藤　俊秀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6
	合計	6
負純資産債及の部	流動負債	25,115
	株主資本	△25,109
	資本金	10,000
	利益剰余金	△35,109
	その他利益剰余金	△35,109
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	6

第60期決算公告　令和８年４月13日

静岡県富士市八代町９番５号

株式会社サトー商事

代表取締役　佐藤　俊秀

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	773,801
	固定資産	229,791
	合計	1,003,592
負純資産債及の部	流動負債	726,082
	株主資本	277,510
	資本金	10,000
	利益剰余金	267,910
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	267,510
	（うち当期純利益）	(6,548)
	自己株式	△400
	合計	1,003,592

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日

島根県出雲市佐田町八幡原一〇三番地一

（甲）株式会社岩崎建設

代表取締役　岩崎　哲也

島根県出雲市稗原町一五六番地二

（乙）株式会社ロック

代表取締役　岩崎　哲也

第29期決算公告

令和８年４月13日

島根県出雲市稗原町156番地２

株式会社ロック

代表取締役　岩崎　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	112,438
	固定資産	68,199
	合計	180,638
負純資産債及の部	流動負債	13,726
	株主資本	166,912
	資本金	30,000
	利益剰余金	136,912
	その他利益剰余金	139,912
	（うち当期純損失）	(6,243)
	自己株式	△3,000
	合計	180,638

第50期決算公告

令和８年４月13日

島根県出雲市佐田町八幡原103番地１

株式会社岩崎建設

代表取締役　岩崎　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	218,322
	固定資産	95,799
	合計	314,121
負純資産債及の部	流動負債	142,451
	固定負債	80,155
	株主資本	91,514
	資本金	20,000
	利益剰余金	71,514
	利益準備金	1,630
	その他利益剰余金	69,884
	（うち当期純損失）	(16,158)
	合計	314,121

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日

宮城県仙台市若林区新寺二丁目一番六号

（甲）ＳＥＳ株式会社

代表取締役　柿沼　清孝

宮城県仙台市若林区新寺二丁目一番６号

（乙）コミィ株式会社

代表取締役　柿沼　清孝

第14期決算公告

令和８年４月13日

宮城県仙台市若林区新寺二丁目１番６号

コミィ株式会社

代表取締役　柿沼　清孝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,107
	固定資産	7,436
	合計	26,543
負純資産債及の部	流動負債	2,696
	固定負債	20,415
	株主資本	3,432
	資本金	2,000
	利益剰余金	1,432
	その他利益剰余金	1,432
	（うち当期純利益）	(2,951)
	合計	26,543

第８期決算公告

令和８年４月13日

宮城県仙台市若林区新寺二丁目１番６号

ＳＥＳ株式会社

代表取締役　柿沼　清孝

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,470
	固定資産	946
	合計	67,416
負純資産債及の部	流動負債	30,229
	固定負債	17,785
	株主資本	19,402
	資本金	5,300
	利益剰余金	14,102
	その他利益剰余金	14,102
	（うち当期純利益）	(12,513)
	合計	67,416

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日

福岡市南区玉川町一八番一〇号

（甲）株式会社ニッシンホームテック

代表取締役　岩崎　崇史

福岡県糸島市前原東一丁目五番二一号

（乙）株式会社あすか不動産

代表取締役　村上　悦子

第２期決算公告　令和８年４月13日

福岡県糸島市前原東一丁目５番21号

株式会社あすか不動産

代表取締役　村上　悦子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,620
	固定資産	2,890
	繰延資産	926
	合計	16,437
負純資産債及の部	流動負債	10,418
	固定負債	13,692
	株主資本	△7,673
	資本金	3,000
	利益剰余金	△10,673
	その他利益剰余金	△10,673
	（うち当期純損失）	(12,258)
	合計	16,437

第23期決算公告　令和８年４月13日

福岡市南区玉川町18番10号

株式会社ニッシンホームテック

代表取締役　岩崎　崇史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	357,927
	固定資産	215,706
	合計	573,633
負純資産債及の部	流動負債	162,964
	固定負債	33,080
	株主資本	377,588
	資本金	25,450
	資本剰余金	49,868
	資本準備金	49,868
	利益剰余金	302,269
	利益準備金	820
	その他利益剰余金	301,449
	（うち当期純利益）	(14,304)
	合計	573,633

第 70 期 決 算 公 告

2026年４月13日　　大阪市北区堂島浜２丁目１番40号

寿不動産株式会社

代表取締役　鳥井　信宏

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,680	流動負債	218
固定資産	81,685	固定負債	8,757
		株主資本	79,248
		資本金	122
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	79,123
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	79,092
		（うち当期純利益）	(8,166)
		評価・換算差額等	19,142
		その他有価証券評価差額金	19,142
資産合計	107,366	負債・純資産合計	107,366

第 65 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　　大阪市城東区成育五丁目22番９号

株式会社サカエ

代表取締役　安川　智晴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,842	流動負債	5,312
固定資産	8,044	固定負債	1,633
		株主資本	19,752
		資本金	50
		資本剰余金	28
		その他資本剰余金	28
		利益剰余金	19,673
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	19,661
		（うち当期純利益）	(998)
		評価・換算差額等	188
		その他有価証券評価差額金	188
資産合計	26,887	負債・純資産合計	26,887

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月23日　　神戸市中央区多聞通五丁目３番８号

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社

代表取締役　川野　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,088	流動負債	4,627
固定資産	2,323	固定負債	830
		株主資本	△2,046
		資本金	50
		資本剰余金	519
		資本準備金	519
		利益剰余金	△2,615
		その他利益剰余金	△2,615
		（うち当期純利益）	(82)
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	3,411	負債・純資産合計	3,411

第 70 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　　兵庫県姫路市南町31番地

株式会社銀ビルストアー

代表取締役　大塚　兼史

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,997,213	流動負債	1,978,250
固定資産	3,226,462	固定負債	262,302
有形固定資産	2,363,054	引当金	40,768
無形固定資産	855,125	株主資本	2,992,917
投資その他の資産	8,283	資本金	40,000
繰延資産	50,562	資本剰余金	3,226
		資本準備金	3,226
		利益剰余金	2,949,691
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	2,929,691
		（うち当期純損失）	(110,818)
資産合計	5,274,237	負債・純資産合計	5,274,237

第 22 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　　東京都千代田区五番町10番地

株式会社ZENホールディングス

代表取締役　松瀬　賢亮

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,536,029	流動負債	8,106
固定資産	15,196,297	未払金	4,811
有形固定資産	0	その他	3,295
無形固定資産	77,154	固定負債	14,166
投資その他の資産	15,119,142	退職給付引当金	3,327
		役員退職引当金	10,839
		負債合計	22,273
		株主資本	16,710,053
		資本金	500,000
		資本剰余金	13,241,142
		資本準備金	125,000
		その他資本剰余金	13,116,142
		利益剰余金	3,473,560
		その他利益剰余金	3,476,560
		自己株式	△ 504,650
		純資産合計	16,710,053
資産合計	16,732,326	負債・純資産合計	16,732,326

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	694,632	経常利益	511,859
売上原価	—	特別利益	303,999
売上総利益	694,632	特別損失	—
販売費及び一般管理費	193,685	税引前当期純利益	815,859
営業利益	500,946	法人税、住民税及び事業税	14,529
営業外収益	10,913	当期純利益	801,330
営業外費用	—		

競争参加者の資格に関するお知らせ

官報（号外政府調達第６号・令和８年１月13日において公示の日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の広報・宣伝活動に関する業務の委託案件に係る競争参加者の資格について、その有資格者を決定しましたので、次のとおりお知らせします。

令和８年４月13日

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長　根岸　一行

日本郵便株式会社

代表取締役社長兼執行役員社長　小池　信也

株式会社ゆうちょ銀行

取締役兼代表執行役社長　笠間　貴之

株式会社かんぽ生命保険

取締役兼代表執行役社長　谷垣　邦夫

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

１　有資格者

アクセンチュア株式会社
株式会社角川アスキー総合研究所
株式会社サイバーエージェント
株式会社セプテーニ
株式会社電通ＰＲコンサルティング
株式会社電通ライブ
株式会社プラチナム
大日本印刷株式会社

２　お問い合わせ先

日本郵政株式会社　広報宣伝部　広告宣伝担当
担当：稲積、多田、吉井、小野、原田（03―3477―0031）

第65期決算公告

令和８年４月13日
沖縄県那覇市字安謝628
沖縄サントリー株式会社
代表取締役社長　吉野　宏明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,302,301
	固定資産	971,422
	合計	12,273,723
負債及び純資産の部	流動負債	2,334,208
	固定負債	986,898
	株主資本	8,951,048
	資本金	62,729
	利益剰余金	8,888,319
	利益準備金	15,690
	その他利益剰余金	8,872,629
	（うち当期純利益）	(858,731)
	評価・換算差額等	1,569
	合計	12,273,723

第１期決算公告

令和８年４月13日
長野県佐久市中込一丁目20番地１
株式会社ＣＷＦ　ＣＩＮＥＭＡＳ
代表取締役　川口　典孝

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,432
	固定資産	32,421
	合計	200,852
負債及び純資産の部	流動負債	3,062
	株主資本	197,790
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△2,210
	その他利益剰余金	△2,210
	（うち当期純損失）	(2,210)
	合計	200,852

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少して五千万円とすることにし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日
長野県佐久市中込一丁目二〇番地一
株式会社ＣＷＦ　ＣＩＮＥＭＡＳ
代表取締役　川口　典孝

第３期決算公告

令和８年４月13日
東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
株式会社ＤｅｌｔａＸ
代表取締役　黒岩　剛史

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	433
	固定資産	22
	合計	455
負債及び純資産の部	流動負債	256
	固定負債	123
	株主資本	75
	資本金	100
	資本剰余金	422
	資本準備金	422
	利益剰余金	△446
	その他利益剰余金	△446
	（うち当期純損失）	(446)
	合計	455

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十三日
東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
株式会社ＤｅｌｔａＸ
代表取締役　黒岩　剛史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億五千百六十八万四千五百十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和八年四月十三日
東京都中央区銀座五丁目九番八号
ムルチバック・ジャパン株式会社
代表取締役　大沼謙一郎

第53期決算公告

令和８年４月13日

東京都中央区銀座五丁目９番８号
ムルチバック・ジャパン株式会社
代表取締役　大沼謙一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,086,048
	固定資産	3,545,045
	資産合計	13,631,093
負債及び純資産の部	流動負債	5,858,253
	賞与引当金	264,434
	製品保証引当金	70,976
	固定負債	997,048
	退職給付引当金	274,801
	役員退職慰労引当金	44,277
	負債合計	6,855,301
	株主資本	6,697,017
	資本金	98,000
	資本剰余金	451,684
	資本準備金	451,684
	利益剰余金	6,207,486
	利益準備金	35,000
	別途積立金	1,200,000
	その他利益剰余金	4,972,486
	（うち当期純利益）	(893,623)
	自己株式	△60,153
	評価・換算差額等	78,775
	その他有価証券評価差額金	78,775
	純資産合計	6,775,792
	負債・純資産合計	13,631,093

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月十三日
栃木県宇都宮市西一の沢町一番四号
（甲）株式会社ＳＢＳ
代表取締役　吉川　国之
栃木県鹿沼市流通センター八八番地
（乙）陽北運送株式会社
代表取締役　吉川　国之

第67期決算公告

令和８年４月13日
栃木県鹿沼市流通センター88番地
陽北運送株式会社
代表取締役　吉川　国之

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,110
	固定資産	122,451
	合計	172,562
負債及び純資産の部	流動負債	15,283
	固定負債	56,295
	株主資本	100,984
	資本金	30,000
	利益剰余金	70,984
	その他利益剰余金	70,984
	（うち当期純利益）	(6,444)
	合計	172,562

第18期決算公告

令和８年４月13日
栃木県宇都宮市西一の沢町１番４号
株式会社ＳＢＳ
代表取締役　吉川　国之

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	174,179
	固定資産	391,923
	合計	566,102
負債及び純資産の部	流動負債	167,542
	固定負債	300,636
	株主資本	97,922
	資本金	11,000
	利益剰余金	86,922
	その他利益剰余金	86,922
	（うち当期純損失）	(30,815)
	合計	566,102

第 63 期 決 算 公 告

令和８年３月25日　　岡山市中区国富一丁目２番13号

株式会社両備エネシス

代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,252,500	流動負債	1,077,610
（うち貸倒引当金）	（△17,619）	（うち賞与引当金）	（112,478）
固定資産	5,201,122	固定負債	443,993
繰延資産	11,684	（うち役員退職慰労引当金）	（56,977）
		株主資本	8,108,508
		資本金	90,000
		利益剰余金	8,018,508
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	7,996,008
		（うち当期純利益）	（678,359）
		評価・換算差額等	835,195
		その他有価証券評価差額金	835,195
資産合計	10,465,307	負債・純資産合計	10,465,307

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十三日

東京都大田区大森西三丁目二八番六号

（甲）コルコート株式会社

代表取締役　松元　泰裕

埼玉県行田市渡柳一一二六番地三

（乙）コルコート技研株式会社

代表取締役　松元　泰志

第 70 期 決 算 公 告

令和８年４月13日　　東京都大田区大森西三丁目28番６号

コルコート株式会社

代表取締役　松元　泰裕

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,683,532	流動負債	392,483
固定資産	1,132,489	固定負債	245,275
繰延資産	1,222	退職給付引当金	111,963
		その他	133,312
		株主資本	3,179,484
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	2,979,484
		利益準備金	28,500
		その他利益剰余金	2,950,984
		（うち当期純損失）	（252,056）
資産合計	3,817,244	負債・純資産合計	3,817,244

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月13日

埼玉県行田市渡柳1126番地３

コルコート技研株式会社

代表取締役　松元　泰志

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,565	流動負債	8,796
固定資産	384	株主資本	35,153
		資本金	5,000
		利益剰余金	30,153
		利益準備金	2,300
		その他利益剰余金	27,853
		（うち当期純利益）	（4,667）
資産合計	43,950	負債・純資産合計	43,950

第 21 期 決 算 公 告

2026年４月13日　　東京都大田区羽田旭町11－１

荏原環境プラント株式会社

代表取締役　佐藤　誉司

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	51,740	流動負債	29,952
固定資産	20,021	賞与引当金	1,018
		役員賞与引当金	54
		完成工事補償引当金	1,192
		工事損失引当金	2,041
		その他	25,645
		固定負債	1,938
		退職給付引当金	458
		訴訟損失引当金	836
		その他	643
		負債合計	31,890
		株主資本	39,854
		資本金	5,812
		資本剰余金	8,797
		資本準備金	5,800
		その他資本剰余金	2,997
		利益剰余金	25,243
		その他利益剰余金	25,243
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
		純資産合計	39,871
資産合計	71,761	負債・純資産合計	71,761

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	94,180	経常利益	14,982
売上原価	72,390	特別損失	499
売上総利益	21,789	税引前当期純利益	14,483
販売費及び一般管理費	7,405	法人税、住民税及び事業税	4,474
営業利益	14,384	法人税等調整額	△129
営業外収益	627	当期純利益	10,138
営業外費用	28		

第 11 期 決 算 公 告

2026年４月13日　　東京都港区六本木七丁目７番７号

Tri Seven Roppongi特定目的会社

取締役　本郷　雅和

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	50,458,482	流動負債	554,833
有形固定資産	50,454,753	事業未払金	154,048
無形固定資産	3,729	未払金	104,352
その他資産の部	4,916,090	未払費用	22,216
流動資産	4,902,355	前受収益	236,474
固定資産	4,888	その他	37,742
繰延資産	8,846	固定負債	32,614,065
		特定社債	10,200,000
		特定借入れ	19,800,000
		預り敷金	2,614,065
		負債合計	33,168,899
		社員資本	22,205,673
		特定資本金	100
		優先資本金	21,765,143
		剰余金	440,429
		当期未処分利益	440,429
		純資産合計	22,205,673
資産合計	55,374,572	負債・純資産合計	55,374,572

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	2,697,777	税引前当期純利益	442,421
営業費用	2,261,130	法人税、住民税及び事業税	1,991
営業利益	436,647	当期純利益	440,429
営業外損益	5,774		
経常利益	442,421		